

LGBT への迫害状況

国別レポート

● 調査概要

本調査は、「難民研究フォーラム」が2020年に実施した。2019年末の「国際レズビアン・ゲイ協会」(以下、ILGA: International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans, and Intersex Association)の調査(以下、ILGA 2019a)¹によれば、世界70以上の国や地域が、憲法、国内法または地域法により同性愛行為(同性間の性行為など)や性別に適さない服装、LGBT²の権利を訴える活動や言論などを取り締まりの対象とし、犯罪化(Criminalization)³している。LGBTは性的指向や性自認を理由に懲役刑や罰金刑、場合によっては死刑に処される可能性がある。また、起訴や有罪の報告がない、または稀な国や地域においても、LGBTが警察により逮捕、拘禁される事例、LGBTの人権擁護を訴える団体や活動家などが取り締まられる事例、または地域社会や家族から迫害や重大な人権侵害を受けた事例が報告さ

¹ ILGA, "State-Sponsored Homophobia 13th Edition(2019)"

https://ilga.org/downloads/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2019.pdf
同レポートはLGBTを犯罪化している国だけでなく、各国の法制度や状況を網羅的に掲載している。特に、LGBTを犯罪化している国については国別のページにおいて刑法の条文に加えて、各国での人権状況なども掲載している。

² 本報告では、セクシュアルマイノリティの人々を指す総称として「LGBT」を用いる。より多様な性や性的指向を包摂しうる言葉として「LGBTI」、「LGBTQ+」、「LGBTIQ+」または異性愛やシスジェンダーも含め、性的指向や性自認を総称する言葉として「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)」など、より広義な用語も存在するが、より一般的に知られている用語である「LGBT」を使用する。

³ 本調査における「犯罪化(Criminalization)」とは、特定の行為を刑法によって禁止することを指す。本報告では、英語でしばしば使用される“criminalization of LGBT”や“criminalise LGBT”などの表現の和訳として「LGBTを(の)犯罪化」と記載しているが、正確には「LGBTであること」自体が取り締まりの対象ではなく、同性愛行為や性別によって(社会から与えられたジェンダー役割に反するため)不適切とされる行動や服装、LGBTの権利を訴える活動など、特定の「行為」が禁止されている。ただし、一部の国や地域などにおいては、同性愛行為などの有無にかかわらずに処罰されるケースも存在する。

れている。LGBT を犯罪化する国は中東やアフリカに集中しているが、アジア・カリブ海地域にも存在している。

性的指向や性自認という「変更不可能な特性やアイデンティティ」によって迫害を受けるおそれがある場合、難民条約の定める保護の対象となり得る。日本においても 2018 年に、同性愛を理由に母国で迫害のおそれがあると訴えた難民申請者に対して難民認定が行われている。本調査は LGBT に対する迫害の存在と、迫害を受けた、または迫害を受けるおそれがある人が難民申請をした場合、条約における難民として庇護される必要があることを念頭に、世界における LGBT を犯罪化する法律と具体的な迫害や重大な人権侵害の事例を可視化することを目的として実施した。

● 調査対象

今回の調査では、75 か国の法律と LGBT に対する迫害、難民申請の具体的な事例を対象とした。調査対象は ILGA の 2019 年末のレポート (ILGA 2019a) において、LGBT を犯罪化している国 (Criminalizing States) に各国情報が掲載されている 73 か国 (明文化されていないものの実質的に犯罪化している 2 か国を含む) に加えて、ガボン共和国とコンゴ民主共和国である。ガボン共和国は 2019 年に LGBT を犯罪化した。コンゴ民主共和国は LGBT を犯罪する法制度はないものの、国連人権委員会の報告によれば、「良俗に反する行動 (Concerning Activities Contrary to Public Decency)」を違法とした刑法 176 条を根拠に訴追される可能性がある。

本調査の対象は、「LGBT または同性愛行為を犯罪としている国」に限定されているため、それらを犯罪としていない国は調査対象になっていない。それは、同性愛行為を犯罪としていない国々において、LGBT の人々が迫害や重大な人権侵害の被害に合うおそれがない、ということの意味しない。LGBT が犯罪化されていない国や地域においても、宗教、文化、慣習などによっては LGBT の人々が迫害や重大な人権侵害の被害を受ける事例は報告されている⁴。そのため、本調査は調査対象外の国や地域における迫害や重大な人権侵害の存在を否定するものではない。

● 調査方法

難民申請に関わる情報に関しては、Refworld、European Database of Asylum Law の判例検索システムを用いた。また迫害事例に関しては、主に国連難民高等弁務官事務所 (以下、UNHCR)、ILGA、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (以下、HRW)、Human Dignity Trust、アムネ

⁴ 例えば、本調査の対象になっていないエルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスについて、HRW は 2020 年に LGBT が直面する差別や暴力について調査し、報告している。これらの国において、同性愛行為などは犯罪化されておらず、LGBT に対する差別を禁止する法制度がある国も含まれている。一方、殺人事件を含む LGBT に対するヘイトクライムや迫害をおそれてこれらの国から避難する (しようとする) LGBT も多く、詳細な事例が紹介されている (HRW, "Every Day I Live in Fear" [https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/10/centralamerica_lgbt1020_web_0.pdf])。)

ステイ・インターナショナルのデータベースやレポートを用いた。それ以外にも、インターネットにて「国名、LGBT、asylum」や「国名、homosexuality、persecution」などのキーワードで検索を行い、可能な限り調査した。ただし、LGBT 難民の難民申請に関わる情報や迫害、重大な人権侵害に関する事例を網羅しているわけではない。調査言語は主に英語と日本語である。

● 凡例（報告書の見方）

国名

〈違法とされる行為〉

規定内容：当該国で違法とされている行為の具体的な内容

刑期上限：禁固または懲役刑で科される最長の刑期

死刑：死刑の有無

- ※ Possible は「可能」と訳した。また、調査対象国のうち 32 か国は、2019 年 12 月末時点で死刑制度を廃止もしくは事実上廃止している⁵。

その他、罰金：上記以外の罰則や罰金刑の有無

- ※ この項目の情報は記載がない限り、「State-Sponsored Homophobia – Global Legislation Overview Update – (2019) (以下、ILGA 2019b)」⁶を参照している。ILGA 2019b に記載がない場合に限り、ILGA 2019a を参照し、その旨を明記する。

〈法律名〉

法律の条文（出典は ILGA 2019a）

- ※ 禁固刑または懲役刑、死刑、罰金刑の記載については法律の条文の記載に基づく。実際に執行されているかは問わない。
- ※ 国によっては「同性間の性行為」などを犯罪行為として明文化していないケースも存在する。しかし、法律の運用上、異性間であれば犯罪でない特定の行為が、同性間で行われた場合のみ犯罪化されている場合など、特定の性的指向や性自認を持つ人々のみを取り締まりの対象とした法制度がある場合はその条文を記載する。

〈事例・報告〉

LGBT に対する迫害や重大な人権侵害に関する一般情報や具体的な事例

- ※ 〈事例・報告〉及び〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉は脚注で出典を示している。最終アクセス日は共通で 2020 年 12 月 9 日である。

⁵ アムネスティ・インターナショナル「死刑廃止国・存置国<2019 年 12 月 31 日現在>」
[\[https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/pdf/DP_2019_country_list.pdf\]](https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/pdf/DP_2019_country_list.pdf) より。

⁶ ILGA “State-Sponsored Homophobia – Global Legislation Overview Update – (2019)”
[\[https://ilga.org/state-sponsored-homophobia-report-2019-global-legislation-overview\]](https://ilga.org/state-sponsored-homophobia-report-2019-global-legislation-overview) (ILGA 2019b) は、2020 年 12 月現在までに公表されている最新のレポートであり、ILGA 2019a に掲載されていない 2019 年の法改正などを取り上げている。他方、法制度の報告が中心であり、人権状況や迫害事例に関する報告は限定的である。そのため、本報告では法制度や最新の動向に関しては ILGA 2019b、その他の情報に関しては ILGA 2019a を参照する。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

当該国出身者が LGBT であることを理由に難民申請をしたケースにおける認定、不認定状況

- ※ Refworld または European Database of Asylum Law に掲載されている情報が中心であり、事例は限定的である。また、データベースの性格上、難民認定の可否にかかわらず、裁判で争われたケースが主である。そのため、裁判で争われることなく認定されたケースは把握が困難である。本調査において、難民認定事例の報告がないことは、必ずしも当該国出身者が難民認定されていないということを意味しない。

〈ILGA の報告〉

2019 年版の ILGA のレポートに掲載されている情報から重要な報告を抜粋

- ※ ILGA は法制度、運用、迫害や重大な人権侵害の事例を含めた各国の状況について最も包括的なレポートを作成している。ILGA のレポートは LGBT 難民に関する裁判でも引用されており、信頼性が高いと考えられる。詳細は ILGA または出典元を参照のこと。
- ※ この欄における出典は記載のない限り、「ILGA 2019a」の情報を使用しており、一部「ILGA 2019b」を参照した。後者が出典の場合のみ（ILGA 2019b）と記載し区別する。なお、ILGA のレポートに掲載されている情報と〈事例・報告〉で紹介した事例が重複した場合は、〈事例・報告〉に記載する。

● 目次

アフリカ	8	モーリタニア	77
アルジェリア	9	モロッコ	79
ウガンダ	13	リビア	81
エジプト	16	リベリア	83
エスワティニ（旧スワジランド王国）	19	中南米・カリブ諸島	85
エチオピア	21	アンティグア・バーブーダ	86
エリトリア	24	ガイアナ共和国	88
ガーナ	26	グレナダ	90
ガボン共和国	28	ジャマイカ	92
カメルーン	29	セントクリストファー・ネイビス	94
ガンビア	32	セントビンセント及びグレナディーン 諸島	96
ギニア	35	セントルシア	98
ケニア	37	ドミニカ国	100
コモロ	39	バルバドス	102
コンゴ民主共和国	40	アジア	104
ザンビア	42	アフガニスタン	105
シエラレオネ	44	アラブ首長国連邦（UAE）	108
ジンバブエ	46	イエメン	111
スーダン	48	イラク	113
セネガル	50	イラン	115
ソマリア	52	インドネシア	119
タンザニア	54	ウズベキスタン	122
チャド	56	オマーン	124
チュニジア	58	カタール	126
トーゴ	60	クウェート	128
ナイジェリア	62	サウジアラビア	130
ナミビア	65	シリア	133
ブルンジ	67	シンガポール	136
ボツワナ	69	スリランカ	139
マラウイ	71	トルクメニスタン	141
南スーダン	73	パキスタン	143
モーリシャス	75		

パレスチナ（ガザ地区）	146	キリバス	166
バングラデシュ	149	クック諸島	168
ブータン	151	サモア	170
ブルネイ	154	ソロモン諸島	172
マレーシア	156	ツバル	173
ミャンマー	159	トンガ	175
モルディブ	161	パプアニューギニア	176
レバノン	163		
オセアニア	165		

アフリカ

アルジェリア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性愛行為（Homosexual acts）

刑期上限：2年

死刑：なし

その他、罰金：あり

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：自然の摂理に反する不適當な行為（Indecent act against the order of nature）

刑期上限：3年

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (Ordinance 66-156 of 8 June 1966)

- Article 338 [Act of Homosexuality]
- Article 333 (modified) [in1982][Indecent Act]
- Article 333 Reiterated.[Breach of Modesty--Barrier to SOGI Expression]

〈事例・報告〉

- 2019年2月10日に、FacebookでLGBTであることを公表した一人の医学生が大学の寮部屋で殺害されていた。壁には被害者の血で「彼はゲイ」という文字があり、LBGT団体である「Alouen」はこの事件を同性愛者へのヘイトクライムであると訴えている。この事件に対し、数百名の生徒が抗議活動を起こし、またホモフォビアや大学のセキュリティに対して、メディアや市民グループからの批判が相次いだ⁷。
- アルジェリア人のLGBT活動家らより、LGBTの人々が恣意的な拘留、警察による身体的・性的虐待の被害を受けた事例が報告されている⁸。

⁷ The Jerusalem Post, "Algerian student murdered, 'He is Gay' written on wall with his blood" [<https://www.jpost.com/middle-east/algerian-student-murdered-he-is-gay-written-on-wall-with-his-blood-580733>].

⁸ Ammon, R. "GAYS IN ALGERIA FACE PERSECUTION IN FIGHT FOR RIGHTS 2016" [<https://www.globalgayz.com/gay-in-algeria-2016/4421/>].

- アルジェリアでは、「公衆道徳」に反する目的を掲げる団体が、団体としての活動を公式に登録することが法律により禁止されている。さらに、非登録団体で活動するメンバーに対しては刑罰が定められている。この法律により、LGBT の権利に関する団体は活動自体が犯罪化されている。HRW によれば、同法制度により、アルジェリア国内で LGBT を支援する活動が萎縮しており、活動が困難になっている⁹。
- 警察やマスメディアを通じて、反同性愛的な言説が流布されており、LGBT のリーダーは脅迫や暴力に晒され、国外避難を強いられてきた¹⁰。
- 2017 年、ある作家は自身の最新の小説で LGBT のコミュニティに対して好意的な描写をした。これに対して、警察は「冒瀆的 (blasphemous)」だとし、その作家を脅迫、尋問した¹¹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2005 年、アメリカ、*Court of Appeals for the Seventh Circuit Ali v. Gonzales No. 04-1784*¹²
1997 年、アルジェリア出身の男性 Ait Ali 氏は米国で同性愛による迫害とは別の理由で庇護申請を行ったが、移民控訴委員会（以下、BIA）は申請を却下した。1 年半後、彼は自身が同性愛者であることを理由に再申請の申し立てを行った。しかし、再申請の期限（不認定処分の通知後 90 日）を超過していたため、再申請は認められず、Ali 氏は再申請の受理を求めて提訴した。
彼は、アルジェリアの反同性愛的な社会において、自身のセクシュアリティについて公言することはその社会の文化に背く行為であるが、同性愛者であることを自認し自身がカミングアウトすることを決めたことで、国籍国での状況が変わったと主張した。BIA は、「国籍の国又は追放が命じられた国で生じた」状況の変化に関する新しい証拠を提出したとして、再審の申し立てに適用される 90 日間の期限を免除し、受理したものの、その後の審理で彼の主張する状況の変化である「同性愛者であることを公にすること」は、国の状況の変化ではなく、個人的な状況の変化に過ぎないとして、90 日の期限以降の申し立ては遅すぎるとされた。（不認定）

⁹ HRW, "Audacity in Adversity. LGBT Activism in the Middle East and North Africa"
[<https://www.hrw.org/report/2018/04/16/audacity-adversity/lgbt-activism-middle-east-and-north-africa>]

¹⁰ HRW, "World Report 2018",
[https://www.hrw.org/sites/default/files/world_report_download/201801world_report_web.pdf].

¹¹ HRW Website, "Algeria: Don't Prosecute a Writer for Insulting Islam"
[<https://www.hrw.org/news/2017/03/08/algeria-dont-prosecute-writer-insulting-islam>].

¹² United States Court of Appeals for the Seventh Circuit, "Ali v. Gonzales, No. 04-1784"
[https://www.refworld.org/cases,USA_CA_7,483ab0d92.html].

- 2007年、イングランド・ウェールズ、*R (on the application of B) v. Secretary of State for the Home Department EWHC 2528 (Admin)*¹³

上訴した人は2回目の庇護申請を行っており、彼が同性愛者であり、もし彼がアルジェリアに戻った場合、迫害のおそれがあるとして難民認定を求めた。しかし、高裁は入手可能な出身国情報から、同性愛者が迫害されていることを示すには不十分であるとした。根拠として、オランダ移民局の報告書を引用し、「アルジェリアの刑法において、同性愛の行為は2ヶ月から2年の禁固刑で処されるが、アルジェリアでは同性愛者の実際の訴追は行われていない」とした。また、UNHCRの報告書を引用し、「アルジェリアの社会、特に都市部では、行動や服装を通して公の場であまり露骨に表現されない限り、同性愛は容認されている」とした。(不認定)

- 2010年、フランス、*Cour nationale du droit d'asile (CNDA, National Asylum Court), M. K., n°08014099*¹⁴

申請者の男性は、同性愛者であり、自らの性的指向を理由に親族から拒絶され、複数回にわたって攻撃されたことを理由に避難し、フランスで難民申請を行った。難民認定審査を行う「フランス難民及び無国籍保護局 (OFPRA)」は不認定としたが、裁判所は、同性愛者が態度や服装などで自らの性的指向を明確に表現しない限りにおいては、アルジェリア社会からある程度許容されているとしても、明確にした場合は周囲や警察から脅迫を受けることがあり、上訴した人は「特定の社会的集団」に所属していると判断し、送還によって迫害を受けるおそれがあると認めた。(認定)

- 2012年、アイルランド、*S.A (Algeria) v. Minister for Justice, Equality and Law Reform & Anor [2012] IEHC78*¹⁵

アルジェリアで同性愛者であるとして警察に逮捕されていたと主張する男性の難民の地位について争われた。裁判では、アルジェリアの同性愛者は差別され、嫌がらせを受けている状況を認定したが、嫌がらせや差別の程度が迫害に相当するとはまでは言えないとして、難民認定申請は棄却された。(不認定)

- 2016年、イギリス、*OO (Gay Men) Algeria CG v. Secretary of State for the Home Department [2016] UKUT 00065 (IAC)*¹⁶

バイセクシュアルであることを理由に迫害を受けるおそれがあるとして庇護申請を行ったアルジェリア男性について、イギリスの裁判所はアルジェリアの出身国情報から、

¹³ United Kingdom: High Court (England and Wales), "R (on the application of B) v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_HC_QB,473d6bdd2.html].

¹⁴ EDAL "France - CNDA, 23 December 2010, Mr. K., n°08014099" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/france-cnda-23-december-2010-mr-k-n%C2%B008014099>].

¹⁵ Ireland: High Court, "S.A (Algeria) v. Minister for Justice, Equality and Law Reform & Anor" [https://www.refworld.org/cases,IRL_HC,537afd054.html].

¹⁶ United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), "OO (Gay Men) Algeria CG v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_UTIAC,56b34af34.html].

同性愛者（同性愛行為）による逮捕や起訴事例の少なさを根拠に訴えを退けた。同性愛者が迫害に相当する虐待（ill-treatment）を受ける限られた可能性は、本人の家族によるものだけであるとし、仮に家族からの迫害のおそれがあるとしても、国内避難の可能性もあるため、アルジェリアにおける同性愛者の訴えが難民として認定されうるのは、家族からの迫害から逃れるために国内で避難することができない場合、または一般的なゲイ男性とは異なる特殊な状況下に置かれている場合に限りであると結論した。（不認定）

※上記判決について、ILGA は「アルジェリアにおいて都市、地方を問わず、家族や社会から受ける恥辱や、脅迫、暴力がはびこっている点を考慮していない」と批判している。すなわち、「同国では性的少数者は歴史的に嘲笑の対象となり、階層の下の市民（second class citizens）として扱われ、日常的に暴力を受けてきた。性的マイノリティに対する拒絶は徹底的で、ゲイやレズビアンが安全に生活するための手段として異性婚をすることもしばしば見られる（ILGA 2019a）」。

ウガンダ



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal knowledge against the order of nature）

刑期上限：終身

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）

刑期上限：7年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (1950) VI Laws of Uganda, Cap. 120 (rev. ed. 2000).

- Section 145. Unnatural Offences.[Carnal Knowledge Against the Order of Nature]
- Section 146. Attempt to Commit Unnatural Offences.[Attempted Unnatural Offence]
- Section 148. Indecent Practices.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- 2019年10月、ウガンダ東部の Jinja で LGBT の人権活動を行っていた Wasswa 氏が殺害された。事件から数日後、ウガンダの大臣（Ethnics and Integrity Minister）である Simon Lokodo 氏は、政府が合意に基づく同性間の性行為に死刑を科す法案を提出しようとしていると述べた。ウガンダでは2013年に「反同性愛者法（Anti-Homosexuality Act）」が可決されている。同法は明確な定義がないまま「同性愛の助長（Promotion of homosexuality）」を違法化し、法案段階では「重度の同性愛（Aggravated homosexuality）」に死刑を科す内容であったが、最終的には終身刑で可決された。同法は憲法裁判所により立法過程における手続き的な問題を指摘され破棄されたものの、国内の LGBT に対する差別や暴力、恣意的な逮捕などを加速させた。Lokodo 氏の発言は、この法律を再度立法しようとする内容であり、LGBT に対する「脅迫行為」である。同時期に別の大臣 Elly Tumwine 氏（Security Minister）がテレビ番組のインタビューで、

LGBT がテロリストを関わっている疑いに言及するなど、政府レベルにおける反 LGBT の動きが顕著である¹⁷。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2008 年、イギリス、*JM (Homosexuality: Risk) Uganda v. Secretary of State for the Home Department CG [2008] UKIAT 00065*¹⁸
ウガンダには、同性愛者に対する迫害は認められないとした。ウガンダには同性愛の行為を違法とする法律があるが、それが実際に施行されているという客観的な証拠がほとんどなく、また、同性愛に対する伝統的・文化的な差別が蔓延していることは事実であるが、同性愛者に対する迫害を示す客観的証拠はないと判断した。(不認定)
- 2012 年、ポーランド、*Regional Administrative Court in Warsaw, V SA/Wa 873/12*¹⁹
同性愛者であることで逮捕・処刑されるおそれがあるとして難民申請を行ったウガンダ国籍の男性が、上訴を認められた。男性は同性のパートナーといるところを目撃・通報され、地元当局により捜索されていると主張し、認定を受けた。(認定)
- 2012 年、ポーランド、*X. v. The Head of the Office for Foreigners*²⁰
ウガンダ国籍の男性が、性的指向を理由に迫害を受けるおそれがあるとして難民申請をし、裁判で難民の地位を認められた。申請者はウガンダで 2 度にわたって同性愛行為を理由に警察の取り締まりを受けた。また、同性愛行為を理由に家を燃やされたことがあると主張した。ポーランドの外国人局 (Office of Foreigners) は、信憑性を理由に不認定をしたが、裁判所は「ウガンダでは同性愛者の交流が罰せられており、無期懲役を含む懲役刑に処された事例や同性愛行為で起訴された者に対する拘留や手続きが行われた事例も報告されている」と認定した。判決は、ウガンダでの同性愛者が直面している状況は非常に深刻であると判断し、難民申請者が特定の社会的集団、すなわち同性愛者の集団の一員であることを理由に、迫害のおそれを十分に根拠づけることができると判断した。(認定)
- 2013 年、オランダ、*X, Y, Z v Minister voor Immigratie en Asiel C-199/12 - C-201/12*²¹

¹⁷ HRW “Uganda: Brutal Killing of Gay Activist Amid Attacks, Officials Threaten Death Penalty for LGBT People” [<https://www.hrw.org/news/2019/10/15/uganda-brutal-killing-gay-activist>].

¹⁸ United Kingdom: Asylum and Immigration Tribunal / Immigration Appellate Authority, “JM (Homosexuality: Risk) Uganda v. Secretary of State for the Home Department” [https://www.refworld.org/cases,GBR_AIT,48ca3fa32.html]

¹⁹ European Database of Asylum Law, “Poland - Regional Administrative Court in Warsaw, 1 October 2012, V SA/Wa 873/12” [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/poland-regional-administrative-court-warsaw-1-october-2012-v-sawa-87312>].

²⁰ Poland: Refugee Board, “X. v. The Head of the Office for Foreigners (unofficial English translation of the Polish original)” [https://www.refworld.org/cases,POL_PRB,5037a3892.html].

²¹ European Union: Court of Justice of the European Union, “X, Y, Z v Minister voor Immigratie en Asiel” [<https://www.refworld.org/cases,ECJ,527b94b14.html>].

判決は、同性愛者を犯罪化した刑法の存在は、彼らが周囲の社会から異なるものとして認識される特定の社会的集団を形成しているとの知見を裏付けるものであることを認識すべきであるとした。当該国では、同性愛者は社会的集団を構成しており、その一員であることによって迫害のおそれがあると判断することができるとした。(認定)

〈ILGA の報告〉

- メディアの報道によると、2019年11月にウガンダ政府は、その活動が「政権の価値観と一致していない」とされた同国のNGOの73%を閉鎖した。活動が打ち切られた組織の中には、LGBT問題に取り組んでいるNGOも含まれていた(ILGA 2019b)。
- 2017年、Simon Lokodo大臣は公式に「ウガンダにおいて同性愛は認められておらず、全く受け入れられない。LGBTの活動家はすでに禁止され、犯罪化されているため、ウガンダでLGBTを広めようとするのは犯罪行為以外の何ものでもない」や「私が警察にゲイプライドのイベントを中止させるように命じたのは本当だ。ゲイが集い、それ(同性愛)を広めようとするのは許されない。彼らが秘密裏に同性愛(者)を募り、助長している(recrute and promote homosexuality)のは知っているが、公的な場でそれを行うとすることはより悪い。ウガンダでは絶対に認められない」などと繰り返し発言した。

エジプト



〈違法とされる行為〉

- 明文化されていないが、実質的に犯罪化（De Facto Criminalization）

〈法律名〉

Penal Code (Promulgated by Law No.58/1937, as amended by Law No. 95-2003)

- Article 86 bis. [De Facto Barrier to Freedom of Association and Expression]
- Article 278. [Scandalous Acts]

Law No. 10/1961 on Combating of Prostitution

- Article 9. [Practicing or Incitement to Debauchery]

Law 175/ 2018 on Cyber Crimes

- Article 25. [Legal Barrier to Freedom of Expression]

※エジプトでは同性間の性行為を禁止する明文規定は存在しないが、「売春行為」や「墮落（debauchery）」を禁止する法律などが、ゲイ男性を投獄するために使われている（ILGA 2019a）。

〈事例・報告〉

- 2016年、エジプトの小説家 Ashmed Naji 氏が、作品中に性的な表現を用いたことで、2年の禁固刑を言い渡された²²。
- 2017年10月、エジプト当局はカイロで行われたコンサートで LGBT のシンボルであるレインボーフラッグを掲げた疑いで、Sara Hegazy 氏と Ahmed Alaa 氏が逮捕された。エジプト当局は2名を「社会的結束の破壊（disrupting societal cohesion）」と「墮落の扇動（inciting debauchery）」の罪で捜査。両氏は3ヶ月後に保釈されたが、うち Hegazy 氏は拘留中に警察による受けた拷問により PTSD に苦しみ、亡命先のカナダにて、2020年1月に自殺により亡くなった²³。

²² Le Monde, "En Egypte, deux ans de prison pour l'écrivain qui donnait des palpitations à ses lecteurs" [https://www.lemonde.fr/international/article/2016/02/22/en-egypte-deux-ans-de-prison-pour-l-ecrivain-qui-donnait-des-palpitations-a-ses-lecteurs_4869634_3210.html].

²³ Aljazeera, "Egyptian LGBT activist dies by suicide in Canada" [<https://www.aljazeera.com/news/2020/6/15/egyptian-lgbt-activist-dies-by-suicide-in-canada>].

- 上記のコンサートをきっかけに、エジプト政府は LGBT の人々とその支援者に対する取り締まりを強化²⁴。人権団体によると、少なくとも 75 名が逮捕され²⁵、うち 10 名が墮落 (debauchery) の罪で懲役 6 年を科されるなどしている²⁶。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2008 年、オーストリア、*Austria - Asylum Court, 24 February 2011, A4 213316-0/2008*²⁷
トランスジェンダーのエジプト人女性は難民の地位を認められた。申請者は学生としてオーストラリアに訪れ、オーストラリアで性別適合手術を行った。その後、パスポートの性別を変更するためにエジプト大使館を訪れたが認められず、変更には本人がエジプトに戻って手続きをする必要があると言われた。しかし、知り合いのトランスジェンダー女性で、同様の手続きのためにエジプトに戻って以降、消息がわからない人が複数いたため、エジプトに帰国することは不可能と考え、難民申請を行った。
判決では、母国で警察からの暴行や社会的な差別を受けたという主張に加えて、エジプトでは出生時の性別を変更することができず、国外で性別適合手術を行い、パスポートと異なる性別となった場合はエジプトに入国することができなくなるとし、オーストラリアでの滞在と、性別変更手続きを認めた。(認定)
- 2011 年、ニュージーランド、*IMMIGRATION AND PROTECTION TRIBUNAL NEW ZEALAND [2011] NZIPT 800177*²⁸
同性愛者である男性がエジプトに帰還することは、「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」を構成すると判断され、難民認定された。また、性的指向は、不変かつ、人間の尊厳を守るために重要であり、変更するよう強制されるべきではないとして、特定の社会的集団の構成の条件になりうると認めた。(認定)
- 2012 年、オーストラリア、*1102877 [2012] PRTA*²⁹
申請者の男性によれば、男性は周囲の友人や兄が異性に興味を持つ年頃になっても、女性に対して興味を持てなかった。彼が「シャイで女性らしい」ことを嫌った兄から一緒に売春に行くことを強要されるが、性的欲求がわからず自身が同性愛者であることを自

²⁴ HRW, "Egypt: Mass Arrests Amid LGBT Media Blackout" [\[https://www.hrw.org/news/2017/10/06/egypt-mass-arrests-amid-lgbt-media-blackout\]](https://www.hrw.org/news/2017/10/06/egypt-mass-arrests-amid-lgbt-media-blackout).

²⁵ BBC News, "Egypt jails 16 for 'debauchery' as LGBT crackdown continues" [\[https://www.bbc.com/news/world-middle-east-42150593\]](https://www.bbc.com/news/world-middle-east-42150593).

²⁶ Egypt Independent, "Egyptian court sentences 4 gay men to 3 years in prison each" [\[https://egyptindependent.com/egyptian-court-sentences-4-gay-men-3-years-prison/\]](https://egyptindependent.com/egyptian-court-sentences-4-gay-men-3-years-prison/).

²⁷ European Database of Asylum Law, "Austria-Asylum Court, 24 February 2011, A4 213316-0/2008." [\[https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/austria-asylum-court-24-february-2011-a4-213316-02008\]](https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/austria-asylum-court-24-february-2011-a4-213316-02008).

²⁸ New Zealand Immigration and Protection Tribunal, "AD (Egypt) [2011] NZIPT 800177" [\[https://www.refworld.org/pdfid/4f42587b2.pdf\]](https://www.refworld.org/pdfid/4f42587b2.pdf).

²⁹ Australia: Refugee Review Tribunal "1102877[2012] PRTA" [\[https://www.refworld.org/pdfid/4f8410a52.pdf\]](https://www.refworld.org/pdfid/4f8410a52.pdf).

覚した。ゲイ男性が逮捕されたという報道や、社会からの受け入れられない様子を見て、自殺を試みたこともある。大学生になって以降、男性と隠れて性的な関係を持つようになったが、叔父に見つかり暴行を受けた。その後、訪れたオーストラリアで難民申請を行った。裁判では、エジプトでは同性愛行為を犯罪化する明文規定はないものの、実質的に取り締まりの対象となっていることなどから「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」を構成するとして、難民認定された。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 憲法委員会は、同性間の性行為を行った者に7年の懲役を科す法案を議会に提出した。2019年12月現在、法案の進展についての情報はないが、エジプト当局は同性間で性行為を行った人々の逮捕を続けている (ILGA 2019b, p. 11)。
- 2019年1月には、エジプトのテレビ番組の司会者が、番組内でゲイ男性をインタビューしたことを理由に、メディア規制最高評議会 (Supreme Council for media regulation) が決定した「同性愛者と (同性愛の権利を訴える) 彼らのスローガンの拡散の禁止」と「宗教に対する侮辱」の罪で逮捕され、1年の懲役刑を言い渡された。

エスワティニ（旧スワジランド王国）



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性）

刑期上限：指定なし

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

ILGA によれば、合意の上での同性間の性行為を禁止する明確な規定はないものの、1907 年以降、慣習法の違反として扱われている。ただし、レズビアン性の性行為に関する扱いは不明瞭であり、資料を分析する限りは処罰の対象になっていない。

〈事例・報告〉

- 2015 年、エスワティニ（当時の国名はスワジランド）Nhlangano でレズビアン女性 Kaylo Glover 氏が友人とバーにいたところを、男性に斧で殺害された。報道によれば、殺害動機は Glover 氏が同性愛者であったことである³⁰。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 医療や住宅、雇用においては、性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく差別から人を保護する法律がなく、対策も講じられていない。そのため、それらの社会的な文脈においては組織的な差別が行われている³¹。

³⁰ Gay Star News, "Gay woman axed to death in Swaziland" [<https://www.gaystarnews.com/article/gay-woman-axed-death-swaziland240315/>].

³¹ COSPE, "Center for Civil and Political Rights and Southern Africa Litigation Center, Swaziland: Civil Society report on the Implementation of the Covenant on Civil and Political Rights: List of Issues in the absence of a State report" [https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/SWZ/INT_CCPR_CSS_SWZ_27649_E.pdf].

- LGBT は根強い偏見や暴力に晒されているという報告、政府当局に通報される、家族から追放されるなどの報告がある³²。
- 2018年6月に、初めて LGBT プライドマーチが首都ムババーネで行われた。

³² Mambaonline, "Eswatini: Violence infringes on LGBT rights"
[<https://www.mambaonline.com/2018/12/10/eswatini-violence-infringes-on-LGBT-rights/>].

エチオピア



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：同性愛行為（Homosexual acts）

刑期上限：5年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code of the Federal Democratic Republic of Ethiopia (Proclamation No. 414 / 2004)

- Article 629. Homosexual and other Indecent Acts[Homosexual Act]
- Article 630 (1). General Aggravation to the Crime[Aggravation]

〈事例・報告〉

- 反ゲイ運動を行う Weyiniye Abune Teklehaimanot Spiritual Association（WATSA）の会長であるデレヘ・ネガシュ氏は、「同性愛は西洋からの輸入品」であり、最近までエチオピアには存在しなかったと主張している。また、「エチオピアの同性愛は50年の歴史があるが、この5年間でその数は増加しており、深刻化している」と訴えている³³。
- LGBTに関連する情報発信を行う Gays Stars News によれば、エチオピアの新聞社は2012年に「エチオピアでは同性愛が急速に『蔓延（infestation）』しており、同性愛者は今や16,000名に達している」と伝えた。首都では反同性愛会議（National anti-homosexual conference）が開催され、政府に対して同性愛行為に対する死刑を含め、若い男性間で同性愛が急速に「拡大」することを防ぐための対策をするように要求した。エチオピアではホモフォビアの団体や、国内のメディアを通じて、同性愛は「欧米の輸入品」とする認識が広まり、同性愛やその「広がり」に対して強い警戒がされている³⁴。

³³ Pambazuka News, "Human rights and wrongs: Demonising homosexuality in Ethiopia" [[Human rights and wrongs: Demonising homosexuality in Ethiopia](#)].

³⁴ Gays Stars News, "Paper warns of a gay 'infestation' in Ethiopia" [<https://www.gaystarnews.com/article/paper-warns-gay-infestation-ethiopia210612/>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2005 年、イギリス、*Amare v. Secretary of State for the Home Department [2005] EWCA Civ 1600*³⁵

エチオピア国籍の女性は、1999 年 2 月 13 日にイギリスに入国し、庇護申請をした。彼女は、父がエリトリア人であり、エチオピアにいるエリトリア人が逮捕、投獄、強制送還されている状況下で、危険に晒されていると主張した。また、彼女はエリトリアでは禁止されている組織のメンバーであり、エリトリアに逃れることもできないとした。加えて、彼女は同性愛者であり、同性愛が「病気」や「罪」とされ、違法かつ社会的にも受け入れられていないエチオピアでは危険に晒されると主張した。

しかし、控訴院判決（Supreme Court of Judicature: Court of Appeal）でも、原審（Immigration Appeal Tribunal）の判断が維持され、控訴人の訴えは認められなかった。すなわち、エチオピアでは同性愛が違法であり、大多数のエチオピア人にとって文化的に容認されておらず、女性が帰国した場合、「特定の社会的集団」の一員であることを理由に「迫害を受けるおそれ」がある。しかし、控訴人が実際に迫害を受けた経験がないことを理由に、その「おそれ」は十分に理由のあるものでないとされた。（不認定）

〈ILGA の報告〉

- エチオピアの人権派弁護士によれば、2004 年に同性愛行為を犯罪として規定する新法が制定されたものの、それによって起訴された事例はない。これは刑事制度に負担がかかりすぎており（overloaded）、同性愛を取り締まる法的関心（juridical appetite）が低いためだという。
- 2011 年、クリスチャン、カトリック、ムスリムの宗教的指導者が、African Men for Sexual Health and Rights（AMSHer）によって企画された「エイズと性感染症についての国際会議（International Conference on AIDS and STIs in Africa）」に対して、「国の伝統的文化に反している」として中止を求めた。2008 年 12 月には、複数の宗教組織が同性愛者に対する反対運動を展開した。彼らは、同性愛者のことを「不道德の頂点（pinnacle of immorality）」であると述べ、国会に対して同性愛行為を憲法で禁止すること、同性愛を「治療する」ためのリハビリテーションセンターを設立すること、同性愛やその他の望ましくない文化にさらされることを防ぐためにインターネットの検閲することを要求した。
- 2014 年、ナイジェリアとウガンダの反ゲイ法（Anti-Gay Laws）を模した法改正が提案されたが、政府のスポークスマンは、深刻な罪ではないし、人々が想像しているほど広が

³⁵ England and Wales Court of Appeal (Civil Division), "Amare v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_CA_CIV.47fdb5b0.html].

っていないことを理由に、現存する同性愛行為に対する刑罰で充分であるから、かかる改正はしないと述べた。

エリトリア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性愛行為（Homosexual acts）・同性間の性的行為（Sexual act with person of same sex）

刑期上限：7年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (2015)

- Article 310 (1)[Sexual Acts with a Person of the Same Sex]

〈事例・報告〉

- 2011年のUNHCRの報告によれば、LGBTはエリトリアで深刻な社会での差別や軍隊での虐待に直面している。また、警察が定期的なLGBTの一斉検挙（round-up）を実施している³⁶。一方で、Human Dignity Trustによれば、2016年のエリトリアにおける社会的なスティグマの影響で、実際に報告される迫害や差別の事例は限定的である³⁷。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2003年、イギリス、*YF (Homosexuality - Not Legal but No Real Risk) Eritrea v. Secretary of State for the Home Department CG [2003] UKIAT 00177*³⁸
原告のエリトリア人男性は、同性愛者であり、また脱走兵であることにより迫害を受けるおそれがあるとして難民認定を求めていた。原告によれば、同性愛が社会的に認められていないエリトリアで男性と同性愛関係にあった原告は、2002年1月15日に軍の警察官2名にパートナーと性的な関係を持っているところを発見された。警察により、激しい暴行を受けた後、強制労働を強いられながら、地下刑務所に4ヶ月間収容され

³⁶ UNHCR, "UNHCR Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum-Seekers from Eritrea" [<https://www.refworld.org/docid/4d4afe0ec2.html>].

³⁷ Human Dignity Trust, "Eritoria" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/eritrea/>].

³⁸ Immigration Appeal Tribunal (IAT), "YF (Homosexuality - Not Legal but No Real Risk) Eritrea v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_AIT,46836afe0.html].

た。そして、もし再び同性愛関係を発見されたら、厳罰に処されるか、処刑されるだろうと警告を受け、2002年9月に彼はエリトリアから逃亡した。

しかし、裁判所は、国際機関や国際NGOのレポートなどにおいて、エリトリアにおいて、同性愛者が一般の人々から差別的な扱いを受ける危険性があるという報告はなく、同性愛行為が慎重かつ私的に行われている限りでは、エリトリア当局が個人を起訴したり、個人を差別的な扱いに服させたりする可能性は低いと判断した。そのため、申請者がエリトリアで迫害に該当するような扱いを受ける可能性は低いとして、難民認定を認めなかった³⁹。(不認定)

- 2016年、イスラエルのケース⁴⁰

ゲイのエリトリア人男性がイスラエルで庇護を認められた。男性は17歳の時から軍隊に従事させられており、一度エチオピアに逃亡を試みるが、逮捕・拘禁されていた。男性がエリトリアから逃れた当時、同性愛は3年以下の懲役刑と定められており、彼の弁護士によれば、「性的指向をカミングアウトすることで彼が危険に晒されるため」に庇護を受けられた。(認定)

〈ILGAの報告〉

- 2010年に公開された文書によれば、エリトリアにおいて同性愛は社会的および法的に許容されておらず、同性愛者は性行為に及ぶ際は隠れた空間で行い、性的指向が公にならないように努めている。

³⁹ United Kingdom: Asylum and Immigration Tribunal / Immigration Appellate Authority, "YF (Homosexuality - Not Legal but No Real Risk) Eritrea v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_AIT,46836afe0.html].

⁴⁰ Ynet News, "Gay Eritrean granted asylum in Israel" [<https://www.ynetnews.com/articles/0,7340,L-4891047,00.html>].

ガーナ



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：反自然な性交（Unnatural carnal knowledge）

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Code (Act No. 29 of 1960, as amended up to 2003).

- Section 104. Unnatural Carnal Knowledge. [Unnatural Carnal Knowledge]
- Section 99. Evidence of Carnal Knowledge. [Evidence of Carnal Knowledge]

〈事例・報告〉

- 2018年、HRWはガーナにおけるLGBTの状況に関するレポート「No Choice But to Deny Who I am」を公開した。レポートによると、LGBTが同性愛行為などを理由に起訴される事例は稀であるものの、犯罪とされていることがLGBTへの差別や暴力を助長しているという。ガーナではLGBTに対する暴力事件が増加している。犯罪化されているのは男性間の性行為のみであるが、女性も攻撃の対象となっている。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2016年、イタリア、*Tribunal of Genova, 13 May 2016, no. 15023/15*⁴¹

同性愛者ではないが、周囲から同性愛者であると認識され、迫害を受け、ガーナを離れることを余儀なくされたと主張していた男性について、判決は、同性愛者ではなくとも、出身国のコミュニティや家族、当局からそのように認識されている難民申請者の場合、特定の社会集団の一員であることに基づいて迫害されることへの十分な根拠のある恐怖を有していると認め、難民の地位を認定した。

⁴¹ European Database of Asylum Law, "Italy - Tribunal of Genova, 13 May 2016, no. 15023/15" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/italy-tribunal-genova-13-may-2016-no-1502315#content>].

難民審査委員会は、男性の説明の信憑性を否定し不認定としたが、裁判所は、男性は同性愛者ではないが、警察や家族から同性愛者であると認識されていたことで、迫害のおそれがあると結論づけた。また、男性が性暴力の被害者であり、記憶喪失や感情の欠如を引き起こす可能性のある心的外傷後ストレス障害を経験しているという事実が考慮され、審査委員会の行った信憑性評価が見直された。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2017年、2名の男性が「同性愛の疑い」で逮捕された。
- 2018年2月、暴徒が「レズビアンだと思われた」2名の女性をリンチしようとしたが、警察に制止された。
- 2018年、2名の学生が同性愛行為の疑いで逮捕され、病院で性器の検査を受けさせられた。
- 2018年3月、同性愛者と思われた男性が暴徒にリンチされた。

ガボン共和国



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性との性的関係（Sexual relations between people of the same sex）

刑期上限：6 カ月

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code 2019, Article 402 (5)

- Article 402 (5) Criminalises

〈事例・報告〉

- 2019 年 12 月に同性愛者間の性交渉を禁止する法律が可決された⁴²。
- 2020 年 6 月 29 日、上記法律を取り消す法案が議会で可決され、成立した。これにより、LGBT は再び非犯罪化されている。2019 年 12 月から 2020 年 6 月までに、実際に法律が適用され、訴追された事例は報告されていない⁴³。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2019 年 7 月 5 日、成人同士の合意に基づく同性間の性的行為を刑事化する改正刑法が発表され、有罪判決を受けた場合、6 ヶ月の懲役と 500 万 CFA（8,489 ドル）以下の罰金が科せられることが規定された（ILGA 2019b, p.10）。

⁴² Openly, "Gabon bans gay sex as global pase of reform falters" [<https://www.openlynews.com/i/?id=62aa889f-1ba6-4694-ae10-f06febc7aa80>].

⁴³ Human Dignity Trust, "Gabon's decision to decriminalise same-sex relations is a hugely welcome move" [<https://www.humandignitytrust.org/news/gabons-decision-to-decriminalise-same-sex-relations-is-a-hugely-welcome-move/>]; Washingtonblade, "Gabon formally decriminalizes homosexuality" [<https://www.washingtonblade.com/2020/07/08/gabon-formally-decriminalizes-homosexuality/>].

カメルーン



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：同性との性的関係 (Sexual relations with a person of the same sex)

刑期上限：5年

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code of Cameroon (Law No. 2016/007 of 12 July 2016)

- Article 347-1.[Sexual Relations With a Person of the Same Sex]

〈事例・報告〉

- 2013年、有名なゲイの人権活動家であり、エイズに関する政策提言グループを先導していた Eric Ohena Lembembe 氏が自宅で拷問され、死亡しているのが発見された。足が折れ、顔や手足が焼かれていた⁴⁴。この事件の犯人は特定されていない⁴⁵。
- 2014年、ゲイの男性は同性に対して「私は君のこととても愛しているよ」とテキストメッセージを送ったことで逮捕された後、獄中で死亡した。彼の家族は、「彼は自分たち家族にとって『呪い』であり、彼は死ぬべきだった」と語った⁴⁶。
- LGBTを擁護する人も迫害の対象となることが報告されている。2018年、LGBTの人権活動家の Dominique Menoga 氏の家族は、ゲイのである Menoga 氏との関わりを理由に迫害を受けたとしてフランスに避難し、庇護申請を行った⁴⁷。
- 2013年、LGBT支援NGOである Cameroon Association for Empowerment Outreach Programmes (CAMEF)の事務所が盗難と器物損害の被害にあった。オフィス内には「立ち去れ」、「次は全員の手を縛り、建物ごと燃やす」などと言った脅迫の落書きが残されていた。その後、CAMEFは建物から退去するように、大家から要請された⁴⁸。

⁴⁴ The Guardian, "Cameroon gay rights activist found tortured and killed" [<https://www.theguardian.com/world/2013/jul/18/cameroon-gay-rights-activist-killed>].

⁴⁵ HRW, "Your Children Will Die if You Don't Stop" [<https://www.hrw.org/news/2017/03/13/your-children-will-die-if-you-dont-stop>].

⁴⁶ The Guardian, "Gay man jailed in Cameroon has died, says lawyer" [<https://www.theguardian.com/world/2014/jan/13/gay-man-jailed-cameroon-died-lawyer-mbede>].

⁴⁷ *ibid.*

⁴⁸ Human Dignity Trust, "Cameroon" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/cameroon/>].

- LGBT の権利擁護団体である Alternatives Cameroon によると、2018 年 1 月から 5 月にかけて LGBT に対する暴力事件が 64 件発生した。そのうち 3 件は恣意的拘留、30 件は精神的暴力、1 件は性的暴力、18 件は身体的暴力、そして 12 件は脅迫及び恐喝の事件であった⁴⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2016 年、スペイン、*Supreme Court. Chamber for Contentious-Administrative Proceedings M, Appeal No. 3847/2015*⁵⁰

原告は 2014 年 11 月 3 日、性的指向を理由に出身国で暴行を受けたことを理由に庇護申請を行った。原告によれば、彼のパートナーであった男性は、暴行の結果、死亡した。2015 年 10 月 26 日、難民審査委員会は、難民申請者が提出した主張は「あり得ないか不十分である」との理由で申請を却下し、第一審でも支持された。2016 年 7 月 18 日、申請人はこの決定を不服とし上訴した。本人は、提供された証拠に対する委員会の解釈が制限的であったと主張した。最高裁は上訴を認め、一審判決を決定は破棄し、難民認定した。(認定)

- 2010 年、ドイツ、*Germany - Administrative Court Frankfurt / Oder,, VG 4 K 772/10.A*⁵¹

カメルーン出身の同性愛者について、迫害の危険性があると判断され、難民認定された。裁判所は、同性愛者は在留法 60 条 1 項／資格指令 10.1 条(d) (Section 60 (1) of the Residence Act / Art 10.1 (d) of the Qualification Directive) に基づき、カメルーンにおいて「特定の社会集団」を構成していると判断。性的指向は人間のアイデンティティの不変的かつ本質的な部分であり、その抑圧は強制されるべきではないとした。帰国した場合に同性愛行為によって申請者が受けるであろう刑罰は、単なる刑事訴追ではなく、迫害にあたる判断した。また、判決は、同性愛者はカメルーンにおいて明確なアイデンティティを持つ集団を構成していると認めた。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2019 年 8 月、LGBT 活動家や協力者たちにより、同性愛により 3 年間の刑務に服しているゲイ男性の早期釈放のための運動が行われた。

⁴⁹ United States Department of Justice, "CAMEROON 2018 HUMAN RIGHTS REPORT" [<https://www.justice.gov/eoir/page/file/1145816/download>].

⁵⁰ Asylum Database, "Spain: Supreme Court. Chamber for Contentious-Administrative Proceedings, 18th July 2016, M, Appeal No. 3847/2015" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/spain-supreme-court-chamber-contentious-administrative-proceedings-18th-july-2016-m-appeal#content>].

⁵¹ Asylum Database, "Germany - Administrative Court Frankfurt / Oder, 11 November 2010, VG 4 K 772/10.A" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/germany-administrative-court-frankfurt-oder-11-november-2010-vg-4-k-77210a#content>].

- 2019年1月、女子サッカー選手がゲイであることを公表した後、チームから追放され、サッカーをすることを禁止されたという報道があった。
- 同月には反ゲイである若者のグループがゲイ擁護団体のオフィスに火をつけ、ゲイプライドパレードを強制的に中止させた。
- 2013年、「人権と自由委員会（National Commission for Human Rights and Freedoms）」の委員である Jacques Doo Bell 氏は、ホモセクシュアルは群衆によりリンチされるべき盗賊のようであると述べた。
- 2017年、LGBTの人々を弁護していることを理由に殺害予告を受けた弁護士が弁護士会に助けを求めたところ、そのような弁護活動はやめるよう伝えられた。警察もこの事件を取り上げず、ゲイを弁護するのはやめるよう伝えた。

ガンビア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性愛行為（Homosexual act）、肛門または口を通じた性的行為（Carnal knowledge through anus or mouth）

刑期上限：14 年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）（女性）

刑期上限：5 年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Code 1965 (as amended in 2005 and 2014)

- Article 144: Unnatural Offences.[Carnal Knowledge of Any Person Against the Order Homosexual Acts]
- Article 145. Attempts to commit unnatural offences.[Attempted Unnatural Offence]
- Article 147 (2) (as amended by the Criminal Code (Amendment) Act, 2005).[Gross Indecency]
- 144 A. Aggravated homosexuality.[Aggravated Homosexuality]

〈事例・報告〉

- ガンビア政府は、LGBT の「迫害」を「問題視」するのは西洋独自の考えであり、そのような西洋主義的な考えに賛成しかねるという立場をとっている。全ての人が人権を保障されるべきだが、ゲイは別であるとする⁵²。
- ガンビアの Yahya Jammeh 大統領（当時）は、同性愛への反対を公言している。2008 年には、彼は自国で発見された同性愛者の首を「切り落とす」と発言した。2015 年には、同性愛者であるならば「私はあなたの喉を斬り裂く」と発言した。また、「もし男性がこ

⁵² The Standard, "Barrow LGBT statement blown out of proportion" [<https://standard.gm/barrow-lgbt-statement-blown-out-of-proportion/>].

の国で他の男性と結婚したいと思うならば、逮捕する。そうすれば、二度と誰も目を向けなくなるし、白人はそれについて何もできないだろう」と述べた⁵³。

- 2012年、女性2名と男性1名が同性愛者であることを理由に「わいせつ行為」で逮捕された。
- 2017年、州軍がLGBTコミュニティへの取り締まりを開始したと報道された。バンジュールの国家情報局と大統領府警護隊による2つの事件で、3名の女性、4名の男性、17歳の少年が逮捕された。いずれも同性愛の罪で捜査された。
- 2012年4月、「反自然的な違法行為 (unnatural offence)」と「重罪の共謀 (conspiracy to commit a felony)」の嫌疑で20名の男性が逮捕された。逮捕された男性らは無罪となったが、そのうち11名は釈放されたのちに近隣諸国に避難した⁵⁴。
- 2013年、国連総会で Yahya Jammeh 大統領 (当時) は世界の首脳らに対して「同性愛はその形態や信条すべてにおいて、アッラーに対する冒瀆であるだけでなく、悪なるものであり、反人間的である。しかし、同性愛は一部の権力によって人権として擁護されてしまっている」と述べた⁵⁵。
- 同性関係は依然として違法であり、2014年10月に承認された法律では、「加重同性愛 (aggravated homosexuality)」の犯罪に対して最高で無期懲役の刑が課せられることが定められた。また、LGBTの人々は引き続き非国家勢力からの差別や迫害にもさらされている⁵⁶。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2016年、イギリス、*United Kingdom - R (on the application of LMC) v Secretary of State for the Home Department*⁵⁷

男性は2007年にガンビアからイギリスに観光ビザで入国し、在留期限後も滞在を続けた。彼はその後ポーランド人女性と結婚し、EU国籍者との結婚を理由に滞在許可を申請した。しかし、滞在許可は却下され、その後、彼は妻と別れた。

配偶者としての滞在が不許可となった後、彼は庇護申請を行った。2014年6月25日のインタビューで、彼は、自身はバイセクシュアルでありセクシュアリティを理由にイ

⁵³ Washingtonpost, "Gambia's president threatens to slit the throats of gay men" [<https://www.washingtonpost.com/news/worldviews/wp/2015/05/12/gambias-president-threatens-to-slit-the-throats-of-gay-men/>].

⁵⁴ The New Humanitarian, "Gambia - living in fear" [<https://www.thenewhumanitarian.org/news/2013/10/08/gambia-living-fear>].

⁵⁵ *ibid.*

⁵⁶ Amnesty International, "Gambia 2017/2018." [<https://www.amnesty.org/en/countries/africa/gambia/report-gambia/>].

⁵⁷ Asylum Database, "United Kingdom - R (on the application of LMC) v Secretary of State for the Home Department" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/united-kingdom-r-application-lmc-v-secretary-state-home-department-17-june-2016#content>].

ギリスに避難して来ていたこと、ガンビアで彼のセクシュアリティを知っている人々によって拷問を受けたことを主張した。拷問の例として、2007年に村人によって暴行を受けた件を挙げた。

2014年7月8日、内務省は信憑性に欠けるとして、彼の難民申請を不認定とした。彼は上訴したが、これも却下され、退去命令が出された。しかし、再申請を行い、その際、弁護士によって性的指向に基づく重度の虐待、精神的健康状態の証拠が提出され、拷問を受けたことが認められ、難民認定を受けた。(認定)

- 2012年、イタリア、*Sentenza n. 640/2012*⁵⁸

ガンビア出身の男性は、性的指向に基づく彼の出身国での迫害を理由にイタリアでの難民申請をした。彼の家族は何度もお見合い結婚をさせようと試みた。また地元のイマーム（イスラム教の指導者）である彼の叔父に性的指向を変えるように何度も言われ、殺害の脅迫を受けた。ビーチでのパーティー中に同性パートナーと愛撫している写真が撮られた後、2名は暴行を受け、左目に怪我を負い、車は破壊された。彼は同性愛の罪に問われて起訴されたが、裁判を待っている間に友人の助けで保釈され、セネガルに逃亡した。その後、セネガルでも同性愛は違法であることから、イタリアに入国して庇護申請を行った。難民審査委員会と地方裁判所では不認定となったが、控訴裁判所で勝訴した。

控訴裁判所は、ガンビアの法律では、「自然の摂理に反する行為」は「同性愛行為」を意味し、同意した成人同士の間でも違法であると認定した。本判決は、犯罪化が当事者の恐怖を煽り、LGBTの人々の個人的自由を損なう可能性があるため、実際にはLGBTの人々が処罰されないとしても、迫害になり得ると断言した。また、一審では認められなかった、上訴側の訴えの信憑性も認められた。(認定)

〈ILGAの報告〉

- 2017年に就任した新大統領 Adama Barrow 氏は、LGBTに反対する姿勢を明確にしてきた前大統領 Jammeh 氏とは対照的に、同性カップルや合意に基づく同性間での性行為に対して刑事罰を適用しないと発表した。また、複数の政治家が2014年に施行された同性愛行為をおこなった HIV 保持者または「度重なるの違反者 (Serial offender)」に終身刑を科す法律の条文を廃止する必要性について言及した（ただし、2019年末時点において同法は廃止されていない）。

⁵⁸ Italy: Court of Appeal (Corte d'Appello), "Sentenza n. 640/2012" [https://www.refworld.org/cases,ITA_AC,521600454.html].

ギニア



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然に反する行為 (Act against nature)

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：わいせつ行為 (Indecent acts)

刑期上限：2年

その他、罰金：あり

 〈法律名〉

Penal Code (2016).

- Article 274. [Indecent Acts/ Acts Against Nature]
- Article 275. [Public Outrage of Modesty]
- Article 276. [Public Outrage of Modesty]

〈事例・報告〉

- アムネスティ・インターナショナルは、2015/2016年のギニアに関する報告書において、少なくとも3名が性的指向を理由に逮捕されたと報告している。2016年4月には、2名の男性が Conakry で逮捕され、3ヶ月の懲役刑を言い渡された。2015年1月、ギニアは同性愛行為の違法化など差別的措置を撤廃するよう求めるイタリアとアルゼンチンからの勧告を「留意」した。国の代表団は本件に関するコメントをしていない⁵⁹。
- ギニアにおいては性的マイノリティに関する情報が少ない（知られていない）。その結果、LGBTの状況の不可視性が高まり、根深いタブーが存続していることにつながっている⁶⁰。また、同性愛はギニア社会ではタブー視されており、社会秩序にそぐわない行動で

⁵⁹ *ibid.*

⁶⁰ MINISTÈRE DE L'IMMIGRATION, DE LA DIVERSITÉ ET DE L'INCLUSION, "RÉALITÉS JURIDIQUES ET SOCIALES DES MINORITÉS SEXUELLES DANS LES PRINCIPAUX PAYS D'ORIGINE DES PERSONNES NOUVELLEMENT ARRIVÉES AU QUÉBEC" [http://www.quebecinterculturel.gouv.qc.ca/publications/fr/divers/GUI_InfoHomosexualiteTranssexualite_FIN.pdf].

あるとされる。そのため、社会から拒絶されないように自分の性的指向を抑圧することを余儀なくされることも少なくない⁶¹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2011 年、ドイツ、Germany - Administrative Court Köln, 15 September 2011, 18 K 6103/10.A⁶²

同性愛者であるギニア人男性について、家族からの迫害の脅威に直面していると判断し、また、ギニアは保護を提供する意思がないか、あるいは提供することができないとして難民として認めた。男性は 2009 年 12 月にドイツに入国し庇護申請をした。彼は、家族が彼の性的指向を知り、家族が彼を殺すと脅迫したことを理由に、ギニアから逃亡したと主張。信憑性を理由に 2010 年に不認定処分を受け、上訴していた。

裁判所は、同性愛を理由に家族から殺害すると脅されたという供述は信憑性があると判断した。一審は、男性が同性愛者であることを家族が周囲に隠さないことが合理的に考えられないとして信憑性が低いと判断していた。しかし、ギニアでは「家族の名誉」を理由に、親や兄弟によって殺害された事例が多いことからわかるように、イスラムの伝統的な家庭では家族の同性愛を周囲に隠さず公然と非難していることが考えられえると判断し、家族から排除され、物理的に傷つけられ、殺害すると脅されたという供述は、現実的であるとした。迫害主体は国家ではなく、隣人や親戚によって加えられたものであるが、ギニアは国家として迫害からの保護を提供することができないか、または提供する意志がないとして難民として認定した。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2017 年に公開されたレポートによれば同性愛行為や同性愛の助長 (promotion) の嫌疑で複数の逮捕者が出ている。特に Conakry 地域での事例が多い。
- 警察による暴力的な対応だけでなく、ローカルコミュニティにおいても同性愛行為を行ったと疑われる人物への暴力行為があり、ローカルコミュニティのメンバーに性的指向を隠すことを強要している。

⁶¹ Commissariat Général aux Réfugiés et aux Apatrides, "L'homosexualité" [<https://www.cgra.be/fr/infos-pays/lhomosexualite>].

⁶² European Database of Asylum Law, "Germany - Administrative Court Köln" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/germany-administrative-court-k%C3%B6ln-15-september-2011-18-k-610310a>].

ケニア



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal knowledge against the order of nature）

刑期上限：14 年

死刑：なし

その他、罰金：なし

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）（男性）

刑期上限：5 年

その他、罰金：あり

〈法律名〉

The Penal Code (as amended by Act No. 5 of 2003)

- Section 162 [Carnal Knowledge Against the Order of Nature]
- Section 163 [ATTEMPTED ACTS AGAINST THE ORDER OF NATURE]
- Section 165 [GROSS INDECENCY]

〈事例・報告〉

- イギリスの植民地時代に制定された同性愛を罰するケニアの刑法では、男性同士の合意に基づく性的行為は最長 5 年の懲役刑が科されるとしている。
- 2019 年 5 月、同性愛行為を犯罪とした刑法の規定の違憲性を争う裁判で、最高裁は合憲の判断を下した。これにより、同性愛者の権利を保護するための法整備は停滞している⁶³。
- ケニアの首都ナイロビは周辺諸国（ソマリアやスーダン、コンゴ民主共和国、エチオピア、ルワンダなど）で迫害を受けた LGBT の人々が逃れる場所になっている⁶⁴。
- ウガンダで 2014 年 2 月に反同性愛者法（Anti-Homosexuality Act）が制定されて以降、ケニアは、ウガンダを中心とした地域全体から多くの LGBT 難民を受け入れている。一

⁶³ 産経新聞「ケニア「同性愛は犯罪」 高裁が合憲判断、国連批判」
[<https://www.sankei.com/world/news/190525/wor1905250013-n1.html>]。

⁶⁴ ALZAJEERA, "LGBT refugees risk death, rape in Kenya"
[<https://www.aljazeera.com/indepth/features/2013/05/201351914503116836.html>]。

方、ケニアの難民キャンプの難民は、新たに到着したウガンダ難民が全員 LGBT だと思いい込み、彼らに嫌がらせをするなどしており、LGBT の人々は避難先でも差別を受けている。そのため、LGBT 難民はしばしば性的指向を明かさないことを選択する⁶⁵。

- ケニアの難民支援 NGO のほとんどは、LGBT 難民の特定の保護ニーズを認識していない。そのため、多くの LGBT 難民は、様々なサービスから排除されるリスクに直面している。UNHCR は、LGBT 難民の保護ニーズに迅速に答えようとしているが、ケニアの NGO が持つ同性愛嫌悪的な態度に対抗することはできていない⁶⁶。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- ケニアでは、合意に基づく同性間の性行為の「証拠」を見つけるための、強制的肛門検査が実施されてきたが、2018年3月の高裁判決で違法と判断された。
- LGBT に対する暴徒による暴力事件と、その後の被害者の逮捕が報告されている。例えば、LGBT のためのセーフハウスを運営していた活動家が、ホームレスのゲイ男性を装った男に襲撃された2017年の事件のように、性的指向を理由とした暴力や逮捕が報告されている。
- 2019年9月、3名の男性が同性愛行為の嫌疑で逮捕された (ILGA 2019b, p.13)。
- 2019年4月、地域住民と宗教指導者の要請に基づき、当局は Juja 市で同性間の公共の場での愛情表現行為 (Public displays of affection) を取り締まることを宣言した (ILGA 2019b, p.13)。

⁶⁵ Rights in Exile Programme, "Kenya LGBT Resources" [<http://www.refugeelegalaidinformation.org/kenya-LGBT-resources>].

⁶⁶ *ibid.*

コモロ



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性との反自然な行為（Unnatural acts with a person of the same sex）

刑期上限：5年

死刑：なし

その他、罰金：あり

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：不適切もしくは反自然な行為（Improper or unnatural act）

刑期上限：5年

その他、罰金：あり

 〈法律名〉

Penal Code of the Federal Islamic Republic of Comoros, 1981

- Article 318 (3)[Improper or Unnatural Acts]

〈事例・報告〉

- コモロの刑法では、同性の者との間で不適切または反自然的な行為をした者は、1年以上5年以下の懲役および5万フラン以上1,000フラン以下の罰金が科されると規定されている。その行為が未成年者との間で行われた場合は、最高刑が適用される。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- コモロの LGBT 当事者の状況についてはあまり知られていないのが現状である。いくつかの報告によると、多くの人は家族やコミュニティからの差別をおそれセクシュアリティを公表しないという。LGBT 当事者への差別や暴力は実際にあり、特に「道徳犯罪」を防止するための警察隊の設立後に増加した。メディアは性的指向・性別の多様性に対して敵対的な態度をとっていて、コモロには LGBT のための市民団体は存在しないという。

コンゴ民主共和国



〈違法とされる行為〉

※成人間による同意の下での同性間の性交渉を犯罪化する条項は存在しないが、LGBTの人々を有罪とする法的根拠として、刑法 176 条（社会の良識に反する行為）⁶⁷が使われてきた。

〈法律名〉

The 2004 Penal Code of the DRC

- Article 176 (activities against public decency)

〈事例・報告〉

- 刑法 176 条に基づく LGBT の犯罪化に対し、自由権規約人権委員会は懸念を表明し、何人たりとも性的志向やジェンダーアイデンティティのために刑法 176 条の下で起訴されないことを国家が保証することを求めた。また同様に、性的指向とジェンダーアイデンティティを含む包括的な差別禁止法の制定も求めた⁶⁸。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2012 年、フランス、*France - Council of State, 27 July 2012, n° 349824, M.B.*⁶⁹

コンゴ民主共和国出身の同性愛者である男性は、フランスで補完的保護を受けたが、国家難民裁判所（CNDA）は、難民の地位を認めなかった。判断の理由は、彼が性的指向を公然に表現していたことを立証できないこと、またコンゴ民主共和国では同性愛は犯罪ではないことが理由である。

申請者はこの決定に対し、CNDA の決定を破棄し、難民の地位を認めるよう国務院に提訴した。国務院は、CNDA の判断を棄却し、性的指向に基づく「特定の社会的集団」の一員であることを理由に迫害を受けるおそれは、その人物が性的指向を公に表明して

⁶⁷ Penal Code of the DRC, article 176: "A person who engages in activities against public decency will be liable to a term of imprisonment of eight days to three years and/or fined twenty-five to one thousand zaires" [<https://wipolex.wipo.int/en/text/194348>].

⁶⁸ Human Rights Committee, "Concluding observations on the fourth periodic report of the Democratic Republic of the Congo, CCPR/C/COD/CO/4" [<https://www.refworld.org/docid/5b4dec787.html>].

⁶⁹ EDAL, "France - Council of State, 27 July 2012, n° 349824, M.B." [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/france-council-state-27-july-2012-n%C2%B0-349824-mb>].

いたかどうかだけをもとに判断すべきではないとした。また、出身国において同性愛行為が犯罪ではないという事実は、「迫害が実際に存在するかどうかの評価には何ら関係がない」と付け加えた。これらの点で国務院は CNDA の誤りを指摘し、差し戻しの再審査を命じた。(再審査)

〈ILGA の報告〉

該当なし

ザンビア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal knowledge against order of nature）

刑期上限：終身

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）

刑期上限：14年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code Act (as amended by Act No. 15 of 2005).

- Section 155. Unnatural Offences[Carnal Knowledge Against the Order of Nature]
- Section 156. Attempt to Commit Unnatural Offences[Attempted Unnatural Offence]
- Section 158. Indecent Practices Between Persons of the Same Sex[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- 「自然の摂理に反して」性交をしたとして告発された2名のザンビア人男性の裁判が終了することを受けて、アムネスティ・インターナショナルは、ザンビア当局に対して性的指向に基づく個人への迫害を終わらせるよう求める声明を発表した。アムネスティ・インターナショナルによると「ザンビアでは、ゲイやレズビアンと思われる人々への暴力的な攻撃や国家による起訴が相次いで」おり、「警察や一般市民は、LGBTと思われる人々に対して、同性愛嫌悪的な攻撃を行ってきた」。そして、ザンビア当局に対して、すべての同性愛嫌悪的な攻撃を迅速に調査し、さらなる攻撃を防ぐための具体的な措置を講じることで差別を根絶するという国際人権法上の義務を果たすよう求めている⁷⁰。

⁷⁰ Amnesty International, "Zambia: End state-sponsored persecution as same" [<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2014/02/zambia-end-state-sponsored-persecution-same-sex-trial-reaches-verdict/>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2013 年の報告によれば、6 か月の間に少なくとも 43 件の LGBT に対する事件や違法行為があった。同年、地方のタブロイド紙が掲載した 4 組の同性カップルが婚姻届けを提出しようとしたという噂が広まったことで、反同性愛の感情が高まっていた時期であった。複数の酋長が公に反同性愛の声明を出したことも影響した。
- 2013 年、テレビで同性愛行為などを禁じた刑法の条文を廃止する必要性を訴えた活動家 Paul Kasankomona 氏が逮捕、起訴された（判決は無罪。政府は控訴したが敗訴し、上告しなかった）。
- 2013 年に Philip Mubiana 氏と James Mwape 氏が肛門性交の嫌疑で逮捕、起訴された。1 年間拘留されたが、証拠不十分で無罪となった。2014 年にも同様に 2 名の男性が逮捕、起訴されたが無罪となっている。このようなケースにおいては、性行為の有無を確認するために強制肛門検査が実施されるケースが多い。
- 2018 年、2 名の男性が同性愛行為の罪で有罪判決を受けた。
- 2019 年、ザンビアの大臣（Minister of Religios Affairs and National Guidance）は「同性愛を助長させている」として、あるテレビ番組の中止を命じた。この件について Godfridah Sumaili 大臣は「キリスト教国家としての我々の立場は明確であり、国法も雄弁である（Our stand as a Christian nation is clear and the laws of the land speak louder）」と述べた（ILGA 2019b, p.16）。

シエラレオネ



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：バガリー（Buggery）（男性）

刑期上限：上限なし

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Offences against the Person Act (1861).

- Section 61.[BUGGERY]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2013 年、EU 司法裁判所法務官による見解（オランダ、*Joined cases C-199/12*（シエラレオネ）、*C-200/12*（ウガンダ）*and C-201/12*（セネガル）(July 11st, 2013))⁷¹

シエラレオネでは同性愛は違法であり、最低 10 年の禁固刑から最高で無期懲役が科される。しかし、同性愛行為が違法であることはそれ自体が迫害行為を構成するものではないと判断された。同性愛に基づく起訴のリスクおよび頻度、起訴された際に通常科される刑罰の重さ、同性愛行為に対する社会的慣習などを考慮するべきであるとしている。

- 2013 年、EU 司法裁判所（オランダ、*Joined case C-199/12*（シエラレオネ）、*C-200/12*（ウガンダ）*and C-201/12*（セネガル）(November 7th, 2013))⁷²

上記の見解に対し、本判決では、同性愛者を対象とした刑法の存在そのものが、同性愛者に対する迫害のおそれを構成すると判断された。また、同性愛者は、その集団の一員であることで迫害のおそれを有する特定の社会的集団に当たると判断された。迫害の

⁷¹ European Union: Court of Justice of the European Union, "Opinion of Advocate General Sharpston, delivered" [<https://www.refworld.org/cases,ECJ,51e01a3a4.html>].

⁷² European Union: Court of Justice of the European Union, "X, Y, Z v Minister voor Immigratie en Asiel" [<https://www.refworld.org/cases,ECJ,527b94b14.html>].

危険を避けるために、庇護申請者が出身国で同性愛を隠したり、性的指向の表現を控えたりすることは合理的に期待できないとし、難民としての地位を認めるべきであるとした。(認定)

- 2013 年、オランダ、*Applicant v. Minister for Security and Justice 201012342/V2*⁷³

シエラレオネ国籍の男性は、同性愛者であることを理由に、庇護申請を行ったが、主張に信憑性がないとして却下された。男性は、この決定を不服として、上訴した。裁判所は、特定の社会的集団に属することを理由とする難民条約の上の迫害に、性的指向を理由とする迫害が含まれる可能性があるとの見解を採用し、男性に難民としての地位を認めるべきとした。(認定)

〈ILGA の報告〉

- LGBT の人権活動家はしばしば攻撃の対象になっている。2004 年にシエラレオネ初のレズビアンとゲイの団体を設立した Fannyann Eddy 氏が残虐な方法で殺害されたのを皮切りに、活動家らは活動をやめるよう脅迫を受け続けている。2014 年には Pride Equality International を設立した George Reginald Freeman 氏が度重なるハラスメントと暴力から逃れるためにスペインで庇護申請を行った。

⁷³ Netherlands, The: Council of State (Raad van State), "Applicant v. Minister for Security and Justice" [https://www.refworld.org/cases,NL_COS,53ba91824.html].

ジンバブエ



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：ソドミー (Sodomy)、もしくは分別のある人によってわいせつ行為とみなされるその他の行為 (any other act regarded by a reasonable person to be indecent) (男性)

刑期上限：1年

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Criminal Law (Codification and Reform) Act (2006).

- Section 73. Sodomy. [Sodomy Anal Sexual Intercourse (w/ reference to indecency)]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2011年、イギリス、*LZ (homosexuals) Zimbabwe v. Secretary of State for the Home Department 201012342/V2*⁷⁴

ジンバブエ国籍の女性が性的指向に基づく差別を受けると主張したが、同国では、同性愛者に対する差別、嫌がらせなどは存在するが、それらは迫害といえるほど深刻なものではないと判断された。(不認定)

- 2007年、ニュージーランド、*Refugee Appeal No. 75788*⁷⁵

同性愛者であるという主張は虚偽であると判断された。ジンバブエ国籍の女性は、同性愛者であるため、迫害される危険性があると主張。彼女は、同性愛者であることを理由に、4名の男性にレイプされたという。また、イギリスへの研修に参加した後、ジン

⁷⁴ United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), "LZ (homosexuals) Zimbabwe v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_UTIAC,4f2279192.html].

⁷⁵ New Zealand: Refugee Status Appeals Authority, "Refugee Appeal No. 75788" [https://www.refworld.org/cases,NZL_RSAA,46a485431f.html].

バブエに戻ると自宅が全焼していたと主張した。判決は、彼女のパートナーに関する主張には矛盾があり、信憑性が低いと判断した。1996年から2005年までの所在地に関して虚偽の証拠を提出しており、同性愛に関しても実在しないと思われるパートナーとの関係を証言していた。結果、彼女の難民としての地位は認められなかった。(不認定)

- 2005年、アメリカ、*Kimumwe v. Gonzales No. 04-2716*⁷⁶

政府の指導者が同性愛者の排除を約束したことで、難民申請者が過去に迫害を受けた事実は、将来においても迫害を受ける可能性を証明していると判断し、難民認定を行った。ジンバブエ国籍の男性は、同性愛者であることを理由に中学校で退学処分を受けたり、警察に2ヶ月間拘留された。これらの被害は、特定の社会的集団の一員であることに基づく迫害の証拠であると主張した。難民認定審査では、当局の行動は男性の性的指向に基づくものではなく、禁止されている性的行為を行ったことに基づくものであると結論づけ、男性の主張を認めなかった。しかし、本判決では、ジンバブエの大統領が、「同性愛と戦うために、力の及ぶ限りのことをする」と発言したことや、同性愛関係を「忌まわしい、退廃的なもの」と表現してきたことなど、ジンバブエの政府の行動を鑑みると、性的指向に基づく迫害のおそれがあると判断された。(認定)

- 2018年、イギリスのケース⁷⁷

ジンバブエ人のサッカーの審判が性的指向を理由に脅迫を受け、家族やコミュニティに性的指向を暴露された。その後、イギリスにて庇護申請を行い、5年間の滞在を認められ、(期限が切れる)2023年には定住ビザの申請を認める判断が行われた。(認定)

〈ILGAの報告〉

- 2006年に法改正が行われ、犯罪とされる行為が単純な「肛門性交」から「男性同士の身体的接触を伴う行為で、一般人がわいせつな行為とみなすもの」に変更され、より広義になった。有罪判決を受けた場合、1年以下の懲役または5,000ドル以下の罰金が科せられるとされている。ただし、同意の上での同性間の性的行為が起訴された例はこれまで報告されていない。

⁷⁶ United States Court of Appeals for the Eighth Circuit, "Kimumwe v. Gonzales" [https://www.refworld.org/cases,USA_CA_8,4821b1d02.html].

⁷⁷ Skysports, "CONIFA referee Raymond Mashamba, outed as gay in Zimbabwe, granted asylum in UK" [<https://www.skysports.com/football/news/11095/11587488/conifa-referee-raymond-mashamba-outed-as-gay-in-zimbabwe-granted-asylum-in-uk>].

スーダン



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性）

刑期上限：5年

死刑：あり

その他、罰金：むち打ち

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）

刑期上限：1年

その他、罰金：あり

 〈法律名〉

Penal Code (Act No. 8, 1991).

- Section 148. Sodomy.[Sodomy/ Recidivism]
- Section 151. Indecent Acts.[Gross Indecency]
- Section 157. Qadhf (Casting Accusation of In chastity).[Qadhf]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2009年、イギリス、*OO (Sudan) and JM (Uganda) v. Secretary of State for the Home Department [2009] EWCA Civ 1432*⁷⁸

スーダンでは、特定の同性愛行為を行うことを刑法犯罪とする法律が存在しているが、起訴された者は報告されていないとして、迫害の危険性はないと判断した。（**不認定**）

⁷⁸ United Kingdom: Court of Appeal (England and Wales), "OO (Sudan) and JM (Uganda) v. Secretary of State for the Home Department"
[\[https://www.refworld.org/cases,GBR_CA_CIV,4ba775c52.html\]](https://www.refworld.org/cases,GBR_CA_CIV,4ba775c52.html).

- 2012 年、オーストラリア、RRT Case No. 1207970 [2012] RRTA 757⁷⁹

同性愛に基づく迫害を受けると主張したスーダン国籍の男性が難民としての地位を認められた。判決は、スーダンの同性愛者がコミュニティや当局から危害を受けており、性的指向や SOGI により特徴付けられる「特定の社会的集団」だと認めた。また、その集団の一員であることは「重大な危害 (serious harm)」を構成するとし、難民申請者の男性が受けた、組織的かつ差別的な行いは迫害にあたりと判断した。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2010 年、パーティーの場で異性装 (Cross-dressing) をし、「女性らしく振舞った (behaving like women)」疑いで、19 名の男性がむち打ち 30 回と罰金刑に処された。
- 2016 年に Mesahat Foundation for Sexual and Gender Diversity が発表した報告によれば、LGBT はスーダンにおいて日常的に困難に直面しており、多くの LGBT が安全を求めて国外に避難している。国外に避難できない者は、身体的、精神的な虐待に耐えなければならないという。殺害の脅迫、ホモフォビアに基づく攻撃、家族や職場・学校での差別などが報告されている。

⁷⁹ Australia: Refugee Review Tribunal, "Australia: Refugee Review Tribunal, RRT Case No. 1207970" [https://www.refworld.org/cases,AUS_RRT,507d49ae2.html].

セネガル



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：反自然な行為（Unnatural acts）

刑期上限：5年

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (1965).

- Article 319(3) [Improper/ Unnatural Acts]

〈事例・報告〉

- 2013年、母国ガンビアでの迫害を逃れたゲイの男性が、逃亡先でのセネガルで難民認定されず、差別を受け続けているケースが報告されている⁸⁰。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2012年、イタリア、*Italy - Court of Cassation, 20 September 2012, No. 15981/2012*⁸¹

セネガル国籍の男性は、同性愛を犯罪として扱う出身国では同性愛者として自由に生きることができないと述べ、難民申請を行った。高裁までの難民認定審査においては、その国での一般的な状況が個々のケースに自動的に適用されることはないため、同性愛が違法であることと、男性が迫害を受ける可能性とは無関係であるとして、難民認定を行わなかった。しかし、最高裁にあたる破棄院の判決は、セネガルの刑法第319条に基づく同性愛行為に対する刑事制裁は、自由に性的・情緒的生活を営む基本的権利を奪うものであり、それ自体が難民認定を正当化するのに十分なものであると判断された。（認定）

⁸⁰ Fox News, "Gambian gays flee persecution in home country only to face discrimination in Senegal" [<https://www.foxnews.com/us/gambian-gays-flee-persecution-in-home-country-only-to-face-discrimination-in-senegal>].

⁸¹ European Database of Asylum Law, "Italy - Court of Cassation, 20 September 2012, No. 15981/2012" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/italy-court-cassation-20-september-2012-no-159812012#content>].

- 2013 年、ベルギー、*Belgium - Council for Alien Law Litigation, 24 April 2013, No. 101488*⁸²

セネガル国籍の男性は、同性愛者であることを理由に迫害を受けるとして、難民申請を行った。しかし、判決はすべての同性愛者が性的指向だけを理由にセネガルで迫害されていると認定することは難しいと判断し、難民としての地位を認めなかった。(不認定)

〈ILGA の報告〉

- 2015 年 12 月、11 名の男性が刑法 319 条違反の容疑で逮捕された。4 日後に釈放されたが、彼らの顔や個人情報はずでにメディアで広まっており、ホモフォビアが急激に広まった。
- 2016 年には憲法改正の議論においてセネガル大統領が、同性愛行為を禁止する法律を改正する意思がないことを明言した。同月、大学でゲイ男性に対する暴行事件が発生した。LGBT を支援する NGO の代表によれば、同様の事件が少なくとも 9 件、Cheikh Anta Diop 大学で起きており、事件の影響で多数のゲイの学生が退学を余儀なくされた。

⁸² European Database of Asylum Law, "Belgium - Council for Alien Law Litigation, 24 April 2013, No. 101488" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/belgium-council-alien-law-litigation-24-april-2013-no-101488#content>].

ソマリア



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：同性（Homosexuality）、同性間の性交（Carnal intercourse with person of same sex）

刑期上限：3年

死刑：あり

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (Legislative Decree No. 5/1962).

- Article 409. Homosexuality.[Carnal Intercourse with a Person of the Same Sex]
- Article 410. Security Measures.[Security Measures]
- Article 406. [Incitement to Lewd Acts]

〈事例・報告〉

- 2013年イスラム教過激派勢力 Al-Shabab は、同性間の性行為を行ったとして男性を石打ちで、死亡させた。Al-Shabab は目隠しをした男性を腰まで埋め、死ぬまで石を投げ続けたという。Al-Shabab は支配地域で保守的で厳格なイスラム教サラフィー・ワッハーブ派を実践している⁸³。シャリーア法は同性愛を明示的に禁止している上、「有罪とされた」者への処罰は裁判官の裁量に委ねられており、厳罰に処されることが多い（ILGA 2019a）。
- 2014年、ソマリア出身の作家ディリェ・オスマン氏（現在イギリス在住）は、ソマリアでカミングアウトするためには、「身体的虐待、絶え間ない嫌がらせ、投獄、または死」を覚悟しなければならないと述べた。オスマン氏自身の家族は、彼がゲイであることを知ったときに暴力で脅した⁸⁴。

⁸³ Dailynews, "Militant Somali group stones a man to death for gay sex: reports" [<https://www.nydailynews.com/news/world/militant-somali-group-stones-man-death-gay-sex-reports-article-1.1295272>].

⁸⁴ ILGA, "State-Sponsored Homophobia report 2016" [https://ilga.org/sites/default/files/02_ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2016_ENG_WEB_150516.pdf].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 1991年に独裁者 Mohamed Siad Barre 氏の政権が倒れて以来、ソマリアの政治状況は複雑化している。独立を宣言した北部のソマリランドでは、現在も1991年以前の刑法が適用されるが、ソマリア南部及び中央部では厳格なシャリーア法が適用されている。それらの地域においては同性愛は厳格に禁じられており、(証拠がなくとも)裁判官の裁量で有罪と判断された場合、死刑になる可能性がある。
- 2015年には、一部地域で同性愛行為に対して死刑が執行されていると報告がある。
- 2013年、マスメディアのインタビューに答えたゲイのソマリア難民は、国の状況について「(ソマリアにいる)全てのゲイ、レズビアン、HIV/AIDSの陽性者と、他のマイノリティが殺されると確信している。虐殺が行われる」述べた。
- 2013年、同性愛行為に及ぼうとしたティーンエイジャーのゲイ男性が、シャリーア法に基づき石打ちによる死刑に処された。
- 2016年、22歳のソマリア人女性が知り合いによって(性的指向を)アウティングされたことにより、コミュニティからハラスメントや脅迫、暴行を受け、ウガンダに避難した。

タンザニア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal knowledge against order of nature）

刑期上限：終身

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）

刑期上限：5年

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code, Chapter XV: Offences Against Morality (1945) (as amended by the Sexual Offences Special Provision Act, 1998).

- Section 154. Unnatural Offences.[Carnal Knowledge Against the Order of Nature]
- Section 155. Attempt to Commit Unnatural Offences.[Attempted Unnatural Offence]
- Section 157. Gross Indecency.[Gross Indecency (between males)]
- Section 138A. Gross Indecency (introduced by the Sexual Offences Special Provisions Act, 1998).[Gross Indecency (gender neutral)]

Penal Decree (Amendment) Act (2004). Applies to Zanzibar only.

- Section 145.[Acts of Lesbianism]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2011年、南アフリカ、*Refugee Appeal Board Decision (Tanzania)*⁸⁵

⁸⁵ South Africa: Refugee Appeal Board, "Refugee Appeal Board Decision (Tanzania)" [https://www.refworld.org/cases,SA_RAB,5034f59a2.html].

南アフリカで難民申請を行ったタンザニア人の男性は、自身は同性愛者であり、性的指向が家族とコミュニティに知られたため、迫害を受けるおそれがあると主張した。裁判では、原告がゲイであることやタンザニアの法律において、同性間の性行為が犯罪化されていることを認定したものの、原告は同性愛行為に及んだわけではなく、またタンザニアでは同性愛行為の立証が困難であるため、起訴事例が稀であると判断した。さらに、原告が兄弟から嫌がらせを受けるなど、ハラスメントを経験した可能性については信憑性を認めたが、その度合いは難民条約における迫害の要件は満たさないとし、不認定処分とした。(不認定)

- 2009年、カナダ、*Mamoon v. Canada (Citizenship and Immigration)* 2009 FC 578⁸⁶

2005年にカナダに来たタンザニア人の兄弟が、難民認定審査の直前に父親の政治的活動を理由に迫害を受けるおそれがあると訴えたが、両者ともに不認定となった。

Mamoon氏はカナダに来て以降「同性愛者になった」ことから、イスラム教徒である自分が帰国した際に迫害を受けるおそれがあることを、新たに申請理由に加えて提訴した。判決では、タンザニアにおいて原告が迫害を受ける現実的なおそれが立証できていないとして、不認定となった。(不認定)

〈ILGAの報告〉

- 当局は2016年以降、LGBTコミュニティの弾圧を強めている。同性愛行為に対する厳しい法令に加え、政府の代表者による公の場でのLGBTに対する敵対的な声明、ソーシャルメディアでの迫害、拡大した逮捕、強制肛門検査の実施、LGBTを「助長する」NGOへの襲撃や脅迫、(主に男性間の性行為で用いられる)潤滑剤の輸入と販売の禁止等、LGBTに対してサービスを提供して医療機関の閉鎖などが行われている。そのため、同性愛について公に発言すること自体が弾圧されており、またHIV/AIDSに関連する医療へのアクセスも制限されている。
- 2019年2月、厚生副大臣(Deputy Health Minister)のHamisi Kigwangalla氏は、「ソドミーを推奨した」として3名の男性を告発し、警察に報告した。
- 同年、政府はHIVに関連するサービスを行っていた民間医療センター40か所を閉鎖した。厚生大臣のUmmu Mwalimu氏によれば、それらの施設は「同性愛を助長している(promoting homosexuality)」ためだという。また同大臣は「同性愛のシンジケート」を捜査していると公言し、オンラインで性的サービスを提供していた人のリストを公開し、同性愛行為を行った人々を逮捕する意向を示した(その後、「戦略的な理由」のために、方針を変換したと述べた)。

⁸⁶ Canada: Federal Court, "Mamoon v. Canada (Citizenship and Immigration)" [https://www.refworld.org/cases/CAN_FC_4a8a996f2.html].



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性との性的関係（Sexual relations with a person of the same sex）

刑期上限：2年

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (2017)

- Article 354. [Sexual relations with person of the Same Sex]

〈事例・報告〉

- 2013年、2名のゲイの男性が酒場で婚約を祝っているところを逮捕され、公然わいせつ（indecent exposure）の罪で、起訴された。2名は懲役2年の判決を受け、5万中央アフリカフランの罰金を科された⁸⁷。
- 2020年1月、難民申請中に送還されたチャド人の男性に対して、再度アメリカに戻ることが許可された。Oumar Yaide氏はサンフランシスコで生活しており、1度目の難民申請の際は民族的な迫害を訴えたが、2018年12月に裁判で敗訴し、不認定となっていた。その後、2019年8月に移民局に収容され、送還される前に、チャドで2017年に同性愛行為が犯罪化されたことを受け、同性愛者であることを理由に再審査を行うように申し立てを行っていた⁸⁸。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

⁸⁷ Canada: Immigration and Refugee Board of Canada, "Tchad : information sur la situation des minorités sexuelles, y compris la loi; le traitement que leur réservent le gouvernement et la société, notamment à N'Djamena; la protection offerte par l'État et les services de soutien (2011-juillet 2014)" (16 July 2014)" [<https://www.refworld.org/docid/542918914.html>].

⁸⁸ The Mercury News, "Bay Area asylum seeker deported to Chad ordered back to U.S." [<https://www.mercurynews.com/2020/01/10/bay-area-asylum-seeker-deported-to-chad-ordered-back-to-u-s/>].

- 2017年まで、チャドには同性愛行為を犯罪化する法律は存在しなかったが、2017年に合意に基づく同性愛行為が犯罪化された。法案では最大で20年の懲役刑が検討されていたが、立法審議の中で3か月以上2年以下の懲役または罰金刑となった。
- チャドの元首相で、現在も国会議員である Delwa Kassire Coumakoya 氏は、同性愛行為に対する刑罰が減少した理由を「保守的な（国内の）世論とマイノリティを保護に熱心な国際社会との妥協点だ」と説明し、加えて「同性愛行為は全ての宗教で罪である。西洋人（Westerners）がそう言ったからといって、神が拒絶している人々を許すことはしない」と述べた。
- 刑法が施行される2017年以前にも、2013年9月に結婚を祝っていたゲイカップルが「わいせつな（行為の）露出（indecent exposure）」で逮捕されるなど、同性愛者をターゲットにした取り締まりは行われていた。

チュニジア



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：ソドミー (Sodomy)

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (1913) (as amended).

- Article 226.[Promotion of Indecency]
- Article 230.[Sodomy]

〈事例・報告〉

- 同性愛嫌悪に基づく LGBT への暴力が 2011 年以降増加しており、少なくとも年間 80 件以上発生していると報告されている。アムネスティ・インターナショナルの調査によると、被害者が警察から更なる暴力を受けることもあり、ほとんどの被害者が、被害を申し出していない。また、チュニジアにおける同性愛者の逮捕は、外見や行動などの性別の固定観念に基づいて行われることが多いとの報告がある⁸⁹。
- 2017 年 5 月 2 日、国連人権理事会でのチュニジアの人権状況の評価において、チュニジア政府が、成人の同性間の合意に基づく性交渉を犯罪化しており、同性間の性交渉の罪に問われた人々に対して、肛門検査を強要していることが問題視された。チュニジアの刑法第 230 条は、ソドミーを 3 年以下の懲役で処罰している。植民地時代の同性行為を禁止する法律を維持しているが、実際は適用していない国が多くある中、チュニジアは同性間の合意に基づく行為を積極的に起訴しており、2015 年から 2017 年の間で少なくとも 9 名の男性とトランスジェンダーの女性が有罪判決を受けた⁹⁰。
- チュニジア人学生のワッシム氏は、2015 年 12 月に南部の都市カイロアンで、警察にソドミーの容疑で逮捕され、法医学者による強制肛門検査を受けたことを HRW に訴えた

⁸⁹ Amnesty International, "Assaulted and Accused : Sexual and Gender-based Violence in Tunisia" [<https://www.amnesty.org/download/Documents/MDE3028142015ENGLISH.PDF>].

⁹⁰ HRW, "'Consent' or No, Anal Testing in Tunisia Must Go" [<https://www.hrw.org/news/2017/05/03/consent-or-no-anal-testing-tunisia-must-go>].

⁹¹。検査の際には、警察と医師が共謀し、肛門検査の同意書にサインすることを強制したという。肛門検査を行うチュニジアの法医学者の医師は、HRW に、「(肛門検査は) 同意を得た場合のみ行う」と語ったが、警察が容疑者に検査を受けるよう強制した可能性を問われると、「部屋の外で何が起きているのかは分からない」と答え、否定しなかった⁹²。

- 2015 年、同性間で性的関係を持ったとして、22 歳の学生が懲役 1 年を言い渡された。この男性は、性交渉の証拠を提出するために肛門検査を強制させられた。この件をめぐり、チュニジアでは同性愛に関する議論が活発化した。一部の団体は、チュニジアでは前例のなかった強制肛門検査の廃止を求めるオンライン・キャンペーンを開始した。メディアのインタビューに応じた Mohamed Salah Ben Aissa 法務大臣は、男性間の性行為と女性間の同性愛を犯罪とする刑法 230 条は、チュニジア憲法で保証されるの私生活の権利を侵害しており廃止すべきであると認めた⁹³。しかし、これまで法改正は行われていない。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- チュニジアではソドミーを理由とした有罪判決が増加傾向にあると報じられている。
- チュニジアで同性により強制性交の被害を受けた 23 歳の男性が、被害届を提出した際に、肛門検査を強制されたと報じられた。さらに、被害者男性自身が「同性愛行為」の罪で 6 ヶ月の実刑判決を受けた。同国を代表する LGBT 団体「シャムス」は、チュニジアの政府首脳に青年の無罪を求める書簡を送った。控訴裁判所は 5 月に有罪判決を支持したが、直後に仮釈放されている (ILGA 2019b, p.13)。

⁹¹ HRW, "Dignity Debased: Forced Anal Examinations in Homosexuality Prosecutions" [https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/globalgbtanalexams0716web.pdf].

⁹² *ibid.*

⁹³ Amnesty International, "Challenging Tunisia's homophobic taboos" [<https://www.refworld.org/docid/560cfda24.html>].



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性とのわいせつなまたは反自然な行為 (Indecent or unnatural acts with a person of same sex)

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (as amended in 2015 by Law No. 2015-010 of 24 November 2015).

- Article 392.[Indecent or Unnatural Acts (affront to good morals)]
- Article 394.[Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

- トーゴ国籍の男性は、性的指向に基づく迫害から逃れるために国から逃れ、ベルギーの空港で乗り換えようとしていたところを捕らえられた。トーゴでは、同性愛は3年の禁固刑が科される犯罪である。男性は「トーゴに戻るよりも、ベルギーの刑務所で死ぬ方がいい」と語った⁹⁴。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2015年に施行された改正刑法において、「同性間における反自然な行為 (unnatural acts between individuals of the same sex)」は廃止されず、むしろ、「ひどくわいせつな行為の扇動 (incitement to gross indecency)」が新たに導入された。これらの法律により起訴されることは稀であるが、逮捕されるケースは存在する。逮捕後は、他の刑法違反を理

⁹⁴ Getting the Voice Out, "I prefer to die here" [<https://www.gettingthevoiceout.org/i-prefer-to-die-here/>].

由に罰金刑に処されることが多い。これらの法律が存在するために、LGBTは警察からのハラスメントの対象などより脆弱な立場に置かれ、警察による脅迫や搾取の対象となっている。

ナイジェリア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal knowledge against order of nature）

刑期上限：14 年

死刑：あり

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）（男性）

刑期上限：3 年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Code Act, Chapter 77 (Laws of the Federation of Nigeria 1990).

- Section 214. [Carnal Knowledge of Any Person Against the Order of Nature]
- Section 215. [Attempted Carnal Knowledge]
- Section 217. [Gross Indecency]

Same-Sex Marriage (Prohibition) Act.

- Section 1. [Prohibition of Same-Sex Marriage]
- Section 2. [Religious Marriage/ Validity of Foreign Certificate]
- Section 3. [Valid Marriage in Nigeria]
- Section 4. [Legal Barrier to the Formation, Registration and Operation of SOR CSOs]
- Section 5. [Penalties for Prohibited Conduct]

〈事例・報告〉

- 2014 年 1 月、同性愛に最大禁錮 14 年を科す「2013 年同性婚禁止法」が制定された⁹⁵。
- 2017 年 7 月、ナイジェリア最大の都市 Lagos で、未成年者 13 名を含む約 70 名が HIV に関するイベントが開催されていたホテルで逮捕された。警察は同性愛行為が行われていたと主張している。また同年 4 月、同性の結婚を祝ったとして 53 名の男性が逮捕され、「違法な集団（gang of unlawful society）に属している」として起訴された。翌 2018 年にも、Delta 州 Asaba のホテルで行われたパーティーに参加していた 100 名以上の男

⁹⁵ AFPBB News 「同性婚に禁錮 14 年...ナイジェリアで新法成立、世界から怒りの声」
[<https://www.afpbb.com/articles/-/3006463>].

女が逮捕された。警察は彼ら/彼女らを「ゲイ」または「レズビアン」であるとしている⁹⁶。

- ナイジェリアでは、国民の性的マイノリティに対する考えも否定的である。アメリカのシンクタンク「ピュー・リサーチ」の2013年の調査によれば、国民の98%が「同性愛は社会に受け入れられるべきではない」と回答した⁹⁷。
- 2019年1月にはナイジェリアのラゴス州の女性警察幹部が、同性愛者は「ナイジェリアから出国しないと訴追の対象になる」とSNSで発言した⁹⁸。
- 2019年、BBCが公開した動画によればナイジェリアでは同性愛者に対して、性的指向を変えるための「転向治療（Conversion therapy）」が行われている。動画で証言した男性は家族にProphet（占い師）と呼ばれる人の下での治療を強要され、3日に渡って裸にされ、繰り返し鞭で打たれた⁹⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2008年、ニュージーランド、*New Zealand: Refugee Status Appeals Authority, Refugee Appeal No.76152*¹⁰⁰

同性愛者であるナイジェリア国籍男性の難民認定が争われた。2007年に最初の難民申請が却下された男性は、自身の性的指向により迫害のおそれがあるとして、控訴した。

裁判所の事実認定によれば、ナイジェリアの同性愛者は、公に特定されることをおそれオープンに生きることができず、性的指向を暴露された場合、深刻な被害を受けるおそれが明らかになっている。また、ナイジェリアの警察は、同性愛行為を禁止する刑法の規定を執行している。これらを考慮し、男性がナイジェリアに戻り、自分の性的アイデンティティを自由に選択し、有意義な関係を築くことは困難であると判断した。また、男性が雇用を失う危険性があり、警察や自警団による暴力を経験する可能性があることを認め、ナイジェリアに帰国した場合の迫害の可能性を認めた。（認定）

- 2013年、オーストリア、*Austria - Constitutional Court (VfGH), 16 September 2013, U1268/2013*¹⁰¹

⁹⁶ Human Dignity Trust, "Nigeria" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/nigeria/>].

⁹⁷ Pew Research, "The Global Divide on Homosexuality" [<https://www.pewresearch.org/global/2013/06/04/the-global-divide-on-homosexuality/>].

⁹⁸ CNN「警察幹部、同性愛者に「出国しなければ訴追」と警告 ナイジェリア」 [<https://www.cnn.co.jp/world/35131753.html>].

⁹⁹ BBC, "Gay in Nigeria: 'Everybody sees me as an abomination'" [<https://www.bbc.com/news/av/world-africa-50907297>].

¹⁰⁰ New Zealand: Refugee Status Appeals Authority, "New Zealand: Refugee Status Appeals Authority, Refugee Appeal No.76152" [<https://www.refworld.org/topic,50ffbce40,50ffbce454,47bd93cf2,0,,CASELAW,NGA.html>].

¹⁰¹ European Database of Asylum Law, "Austria - Constitutional Court (VfGH)" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/austria-constitutional-court-vfgh-16-september-2013-u12682013#content>].

ナイジェリア国籍の男性は 2009 年にオーストラリアに渡航し、出身国で殺される危険があるとして、庇護申請した。この申請は 2010 年 11 月に棄却されたが、翌月、自分が同性愛者であり、性的指向に基づく迫害を受ける可能性があるとして主張して再申請を行った。ナイジェリアでは同性愛行為は禁止されており、犯罪行為となっているため、警察に逮捕されたり殺されたりするおそれがあると訴えた。一審判決では、ナイジェリアでは、同性愛者に対する迫害は認められないとし、不認定となった。判断では、ナイジェリアで最も発行部数の多い日刊紙『The Sun』に、同性愛者のナイジェリア人の連絡先が記載された広告が出されていたことが、証拠として採用され、男性が主張する迫害のおそれは十分に理由のあるものではないと判断された。難民申請者の男性は、この決定に対し、憲法裁判所に上訴した。

憲法裁判所は、一審裁判で採用されたナイジェリアに関する調査は不十分であるとし、ナイジェリアでは、同性愛者は、世俗法に基づく懲役刑（最長 14 年）やイスラム法に基づく体罰（石打ち死まで）で脅かされていることを認めた。同裁判所は一審の決定を取り消し、再度、難民の地位と補完的保護の対象となるか審査に差し戻した。**（再審査）**

〈ILGA の報告〉

- ナイジェリアは世界で同性愛嫌悪が最も強い国として知られている。同性愛行為を厳しく罰する法制度のみならず、警察による LGBT の人々に対する恣意的拘禁、脅迫、身体的、精神的な虐待、（私人による）誘拐、恐喝、ハラスメント、性的な攻撃、「矯正治療」の対象になること、（異性との）結婚へのプレッシャー、家族や社会からの望まないアウティングなど様々な被害が報告されている。
- 2019 年 11 月、ナイジェリアの警察はエド市内でカップルと噂されていた女性 2 名を逮捕し、「レズビアンに対する戦争（“War” on lesbians）」を宣言した。LGBT 保護法がない中で、郡内の LGBT の人々は嫌がらせを受けている（ILGA 2019b, p. 13）。
- ナイジェリア北部の複数の州では、シャリーア法を適用しており、男性間の性行為には最大で死刑が科される（女性の場合はむち打ち and/or 拘禁）。

ナミビア



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：男性間の肛門を通じた違法な性的行為（Unlawful sexual relations per annum between males）

刑期上限：指定なし

死刑：なし

その他、罰金：なし

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：公共の場における不道徳的な行為（Immoral act in public）

刑期上限：3年

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Combating of Immoral Practices Act (1980).

- Section 8. [Immoral Act]

※ナミビアの刑法にはソドミーを禁止する明文化された規定はないが、男性間の肛門性交が取り締まりの対象となっている。

〈事例・報告〉

- ナミビア国籍の Johann Potgie-ter 氏と南アフリカ国籍の Daniel Digashu 氏の婚姻関係にある同性カップルは、Digashu 氏と彼らの息子2名が、内務省と移民省から移民規制法に基づいて不法移民として扱われることを差し止める命令を出すよう裁判所に求めた。Digashu 氏は声明の中で、内務省と移民省が彼と Potgie-ter 氏を性的指向に基づいて差別していると訴えている。裁判で、両氏は、政府が2名の結婚を認めていること、Digashu 氏が移民管理法に基づき Potgie-ter 氏の配偶者として認められていること、そして2名と息子が憲法に規定されている家族であることを裁判所に宣言することを求めた¹⁰²。

¹⁰² The Namibian, "Test case on gay marriage to proceed in 2018"
[\[https://www.namibian.com.na/172755/archive-read/Test-case-on-gay-marriage-to-proceed-in-2018\]](https://www.namibian.com.na/172755/archive-read/Test-case-on-gay-marriage-to-proceed-in-2018).

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- ナミビアは性的指向に基づく差別の禁止規定が廃止された数少ない国家であり、1992年に可決された労働法（Labor Act）では、差別の禁止対象となっていた。しかし、2004年の法案の際に削除され、2007年に改正された労働法においては、性的指向に基づく差別的な取り扱いが禁止されていない。

ブルンジ



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性間の性的関係（Sexual relations with a person of the same sex）

刑期上限：2年

死刑：なし

その他、罰金：あり

- **同性間の性交以外**

規定内容：ブルンジの道徳に反するわいせつな行為（Acts of indecency contrary to Burundian Morals）

刑期上限：2年

その他、罰金：あり

 〈法律名〉

Law No. 1/05 of 22 April 2009 concerning the revision of the Penal Code

- Article 567[Sexual Relations With Someone of the Same Sex]

〈事例・報告〉

- Cynthia Ndikumana 氏は16歳の時、自身がレズビアンであると自認していた。Cynthia 氏の母は男性との婚姻を結ぶよう説得したが、彼女は拒否し、活動家としてLGBTの人権NGOを設立した。2009年、彼女はBBCラジオのインタビューを受け、ブルンジでレズビアンとして生きることについて話した。ブルンジの大統領もインタビューを受けて、テレビで「ブルンジは同性愛者を認めていない。同性愛者は終身刑に処す」と発言した。その後2009年4月、Pierre Nkurunziza 大統領はブルンジで初めて同性愛を違法化する法律に署名した。同法は同性愛行為の罪に対して2年の懲役を科している。また、彼女はインタビューを聞いた父に家を追い出された¹⁰³。

¹⁰³ The World, "Inside the nightmares of Africa's LGBT refugees"
[\[https://www.pri.org/stories/2015-06-26/inside-nightmares-africa-s-lgbt-refugees\]](https://www.pri.org/stories/2015-06-26/inside-nightmares-africa-s-lgbt-refugees).

- 2013年、7名の警察官が Cynthia 氏の事務所に訪れ、彼女を逮捕。2週間後に解放されたが、彼女は「ブルンジでは誰も私を受け入れてくれない」と述べ、翌2014年10月にケニアのナイロビに避難し、庇護手続きが開始されることを待っている¹⁰⁴。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- ブルンジの LGBT 当事者の法的かつ社会的状況は、2016年に「東アフリカ性的健康と権利のイニシアチブ」によって作成されたレポートにも記録されている。2019年に BBC の記者であるメガ・モハン氏は、社会的拒絶や差別、暴力を恐れているレズビアン女性はソーシャルメディアなどではレズビアンであることを隠し、彼女らだけの秘密のミームやコードを使い意思疎通をする日常生活があることを報告している。
- ジャーナリストは「ブルンジでの LGBT+ 当事者であること」についてのデータや証言が少ないことを指摘し、レズビアン女性に対しての家庭内暴力疑惑の事例についても注目をしている。

¹⁰⁴ *ibid.*

ボツワナ



〈違法とされる行為〉 (ILGA 2019a)

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交 (Intercourse against the order of nature)

刑期上限：7年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為 (Acts of gross indecency)

刑期上限：2年

その他、罰金：あり

※2019年6月に、高等裁判所で違憲判決が出されたため、ILGA 2019b では、LGBT を犯罪化する国家の一覧から削除された。

〈法律名〉

Penal Code [Chapter 08:01] 1964 (amended by the Penal Code Amendment Act 14, 2005).

- Section 164. Unnatural offences.[Carnal Knowledge Against the Order of Nature]
- Section 165. Attempts to commit unnatural offences.[Attempted Unnatural Offence]
- Section 167. Indecent practices between persons.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- 依然としてセクシュアリティとジェンダーの多様性に対するの偏見や差別は根深いが、近年 LGBT・SOGI に関する人権擁護団体が増えつつあり、ボツワナの裁判所は、トランスジェンダーの人々の平等な権利を認めるなど、進歩が見られている。2017年9月と12月には、トランスジェンダーのアイデンティティを完全に認めるよう政府に命じる判決が出された¹⁰⁵。

¹⁰⁵ 76crimes, "Botswana activists deplore anti-trans attack"
<https://76crimes.com/2018/11/19/botswana-activists-deplore-anti-trans-attack/>.

- 2018年に就任した Mokgweetsi Masisi 大統領は、就任時に LGBT の人々の支援を明言し、それにより国内での機運が高まった。しかし、同年、「Queer Short Showcase Festival 2018」の開催に際し、当初予定していた会場が政府により使用を拒否されるなど、抜本的な改善には至っていない¹⁰⁶。
- 2019年6月11日、ボツワナ的高等裁判所は同性愛行為を禁止した刑法の規定の違憲性を争う裁判で、違憲であるとの判決を下した。判決を下した判事の1人、Michael Leburu氏は同性の性行為を禁止した法律は差別的であるとし、その理由として性的指向はアイデンティティに関わる重要な要素であると述べた¹⁰⁷。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2004年、アメリカ、*Molathwa v. Ashcroft No.02-4124*¹⁰⁸
ボツワナ政府や一般市民が同性愛者に対して迫害をするという十分な証拠がなく、同性愛者である難民申請者がボツワナに帰国しても、迫害の危険性はないと判断された。ボツワナでは、同性愛行為は犯罪であるが、申請者の男性が罪に問われたことはなかった。(不認定)

〈ILGA の報告〉

- 2019年6月11日、ボツワナ高等裁判所は、同性間の性行為を規定する法律は、「プライバシーの権利（第9条）や無差別条項（第15条）に真っ向から対立する」ことを理由に、合意に基づく同性間の性交を合法化した（ILGA 2019b, p. 9,30）。

¹⁰⁶ Mambaonline, "Botswana: New president acknowledges LGBT people's rights" [<https://www.google.com/search?q=Mambaonline%2C+Botswana%3A+New+president+acknowledges+LGBT+people%E2%80%99s+rights%2C+%2C+%2C+%2C&aq=chrome..69i57.1391j0j4&sourceid=chrome&ie=UTF-8>].

¹⁰⁷ THE CRIMINAL LAW BLOG, "Letsweletse Motshidiemang v Attorney General: Botswana High Court Decriminalizes Homosexuality" [<https://criminallawstudiesnluj.wordpress.com/2019/09/30/letsweletse-motshidiemang-v-attorney-general-botswana-high-court-decriminalizes-homosexuality/#:~:text=On%2011th%20June%2C%20Botswana's,to%20seven%20years%20in%20prison.>].

¹⁰⁸ United States Court of Appeals for the Eighth Circuit, "Molathwa v. Ashcroft" [https://www.refworld.org/cases,USA_CA_8,4821b8bc2.html].

マラウイ



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal knowledge against order of nature）

刑期上限：14 年

死刑：なし

その他、罰金：肉体的刑罰（Corporal Punishment）

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）

刑期上限：5 年

その他、罰金：肉体的刑罰

〈法律名〉

Penal Code (Cap. 7:01)

- Section 153. Unnatural offences. [Carnal Knowledge Against the Order of Nature]
- Section 154. Attempt to commit unnatural offences. [Attempted Unnatural Offence]
- Section 156 Indecent practices between males. [Gross Indecency-----Male]
- The new Section 137A. Indecent Practices Between Females (Introduced in 2010). [Gross Indecency----Female]

〈事例・報告〉

- マラウイでは、インターセックスは魔術によるものであると考えられている。インターセックスの子どもたちは、魔女か魔法使いに成長し、危害を加えると恐れられており、不妊手術や性器切除などを含む重大な人権侵害に晒されている。2015 年 1 月、マラウイの大統領は、インターセックスとトランスジェンダーの人々の隔離を強化する結婚・離婚・家族関係法案に署名した¹⁰⁹。

¹⁰⁹ Centre for Human Rights and Rehabilitation et al, "The situation of Intersex Children in Malawi" [https://www.ecoi.net/en/file/local/1395784/1930_1488462753_int-crc-ngo-mwi-26182-e.doc].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2012 年、南アフリカのケース¹¹⁰

トランスジェンダー女性 Chimbalanga 氏とパートナーの男性 Monjeza 氏は、反同性愛者法の下で 14 年間投獄されていた。彼らは、婚約式で逮捕され、2010 年に有罪判決を受けた。釈放後、夫婦は離別し、Chimbalanga 氏は数ヶ月間に渡り、隠れて過ごした後、アフリカで唯一同性婚を認めている南アフリカで難民認定を受けた。(認定)

- 2012 年、南アフリカ、*Esnat Maureen Makumba v. The Minister of Home Affairs and others 6183/14*¹¹¹

マラウイ人女性の難民申請者は、2012 年 1 月に庇護申請を行ったが、申請時には同性愛者であること理由に迫害を受けるおそれがあることは主張していなかった。不認定となった後に、難民認定を求めて行われた裁判で、本人は「性的指向を理由にしたマラウイでの迫害を理由に難民としての地位を主張できることを知らなかったこと」、「南アフリカで同性愛者が受け入れられているのかを知らず、難民事務所がどのように反応するかをおそれていたこと」などを理由に、申請時には本当の理由を述べなかったと主張した。判決は、当人の主張を認め、難民認定事務所に対して、難民申請者が主張する新たな申請の妥当性を判断するために再審理を行うことを命令した。(再審査)

〈ILGA の報告〉

- 2010 年 12 月の法改正で「137 項 A」が追加され、犯罪化される同性愛行為に女性同士の性行為が加えられた。
- 2010 年 5 月、2 名のゲイカップルが 14 年の強制労働を含む懲役刑を命じられた。その後、国連事務総長の訪問時に釈放され、恩赦を受けたが、これ以降 LGBT コミュニティに対する敵意が国内で増加した。
- 2016 年 2 月、ゲイ男性に対するホモフォビアに基づく殺人未遂事件が発生した。

¹¹⁰ Gay Star News, "Trans woman jailed under Malawi's anti-gay laws speaks out" [<https://www.gaystarnews.com/article/trans-woman-jailed-under-malawi%e2%80%99s-anti-gay-laws-speaks-out091212/>].

¹¹¹ South Africa: High Court, "Esnat Maureen Makumba v. The Minister of Home Affairs and others" [https://www.refworld.org/cases,ZAF_HC,547f15b04.html].

南スーダン



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal intercourse against order of nature）

刑期上限：10 年

死刑：なし

その他、罰金：あり

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Gross indecency）

刑期上限：14 年

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code Act No. 9 of 2008 (Feb. 10, 2009).

- Section 248. Unnatural Offences [Carnal Intercourse Against the Order of Nature]
- Section 151. Indecent Acts [GROSS INDECENCY]
- Section 157. Qadhf (Casting Accusation of Unchastity) [QADHF]

〈事例・報告〉

- 2017 年、南スーダンの Gathoth Gatkuoth 大臣（Labor, Public Service and Human Resource Development Minister）は「政府は LGBT の人々を逮捕し、子どもを作るまで収容するように治安部隊に命令するだろう」と発言した¹¹²。
- 2018 年、南スーダンで LGBT の人権擁護活動を行う団体の事務局長 Asan Juma 氏は、国家安全保障局（National Security Operatives）からの脅迫を受け、南アフリカから避難した。Asan 氏によれば、2017 年には団体のメンバー 4 名が逮捕され、3 か月に渡って収容された。また 12 月には団体のオフィスが国家安全保障局によって、「南スーダンでゲイやレズビアンを助長している」との理由で閉鎖された¹¹³。

¹¹² Human Dignity Trust “South Sudan” [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/south-sudan/>].

¹¹³ The Tower Post “LGBT Activist Flees South Sudan Amid Threats From National Security Operatives” [<https://thetowerpost.com/2018/04/23/lgbt-activist-flees-south-sudan-amid-threats-from-national-security-operatives/>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 南スーダン共和国暫定憲法第 14 条は性的指向に基づく平等を保証しておらず、第 15 条は、結婚は異性婚にのみ適用されると規定している。このような法律上の否定は、国家指導者の発言や無為、さらには一般的な社会感情に見られるように、国家指導者の態度を反映している。

モーリシャス



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性）

刑期上限：5年

死刑：なし

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Criminal Code (1838).

- Section 250 (1). Sodomy and bestiality. [Sodomy]

〈事例・報告〉

- LGBT に対するヘイトスピーチや LGBT 女性に対する差別が報告されている。刑事法典（the Criminal Code Act 1838）で犯罪化されている「人種的嫌悪」(racial hatred) の定義に、社会集団としての「性的指向・性的自認」は含まれていないと解釈されており、LGBT に対するヘイトスピーチの対象は取り締まりの対象になっておらず、政治の場でも議論されていない。また、家族からの拒絶や強制結婚、国家主導の暴力や脅迫が存在していると報告されている¹¹⁴。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2008 年、機会の平等法（Equal Opportunitates Act）が可決され、性的指向に基づく異なる取り扱いを防ぐための法制度が作られた。

¹¹⁴ Young Queer Alliance, "Shadow report for 'list of issues' for the pre-sessional working group of the Committee of the Elimination of all forms of Discrimination Against Women" [https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CEDAW/Shared%20Documents/MUS/INT_CEDAW_ICJ_MUS_2807_5_E.pdf].

- 2018年、LGBTコミュニティに対する殺害予告を含む脅迫により、毎年3月に行われていたプライドマーチが中止に追い込まれた。
- 2016年12月7日に17歳の少年がソドミーで有罪になるなど、ソドミーは同性間、異性間を問わず犯罪である。

モーリタニア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：反自然な行為 (Acts against nature)

刑期上限：2年 (女性)

死刑：可能 (男性)

その他、罰金：あり (女性)

〈法律名〉

Penal Code (1984)

- Article 308. [Act Against Nature]

〈事例・報告〉

- 2020年1月30日、ソーシャルメディアに投稿された動画をきっかけに10名が逮捕された。参加者の男性8名は刑法264条の「強制わいせつ罪」と306条の「放蕩行為の扇動罪」で懲役2年の有罪判決を受けた。その他、女性1名がイベントに立ち会ったことにより「酒宴を扇動した」として懲役1年の執行猶予付き判決、会場を提供したレストランのオーナーは無罪となった。動画は当初、同性間の結婚式 (gay wedding) の動画としてマスメディアで報じられていたが、現地の警察署長 Mohamed Ould Nejib 氏はその後、このイベントは同性の結婚式ではなく、単なる誕生日パーティーだったと認めた。Nejib 氏によれば男性たちは「女性の真似をした」ことで逮捕された。警察の報告書によると、8名の男性は警察の取調べで「自分が同性愛者であることを自供した」と供述したが、その後の裁判でこの自供は取り消された。有罪となった男性らは控訴している¹¹⁵。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2009年、ベルギー、*Belgium: Conseil des Contentieux des Etrangers*¹¹⁶

¹¹⁵ RightsAfrica, "Mauritania: Prison for 8 men 'imitating women' at party" [<https://rightsafrika.com/2020/02/07/mauritania-prison-for-8-men-imitating-women-at-party/#more-3013>].

¹¹⁶ "Belgium: Conseil des Contentieux des Etrangers" [<https://www.refworld.org/pdfid/4dad93542.pdf>].

2008年、モーリタニア国籍の男性はベルギーに入国、難民申請を行った。彼はパートナーにキスをするところを目撃され、逮捕された。2008年6月2日から7月15日まで拘留された後、シャリーア法の伝統にしたがい、同性愛を「放棄する」ために3日間解放された際にベルギーに逃れた。判決は、彼の性的指向に関する発言は矛盾があり、不正確であるため、信憑性がなく、迫害のおそれを十分に証明することができず、難民としての地位を認めなかった。(不認定)

〈ILGA の報告〉

- モーリタニアでは上記の通り、同性愛行為が犯罪化され、刑罰が定められているが、イスラム教徒の男性に関しては石打による公開処刑を受ける可能性がある（ただし、1987年以降、死刑モラトリアムが実施されている）。
- 2011年10月、アメリカでモーリタニアの男性が難民認定を受けた。彼は、「父親によって（同性愛者であると）疑われること、暴行されること、殺害されることを避けるために」自らの性的指向を隠し続ける必要に迫られていた。彼の弁護チームは、訴訟において困難であった点として「国や裁判所による死刑執行の命令が公表されていない点である」と述べ、モーリタニア政府と裁判制度（Tribunal system）はLGBTに対する死刑の執行を隠し、他の死因として記録していると主張した。
- 2011年11月、14名の男性が同性愛者であることを理由に逮捕され、収容所で拷問を受けた。アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、彼らは警察署で裸にされ暴言を受けた。そのうち数人は目隠しをされ、木に縛られた状態で電気ケーブルで打たれた。

モロッコ



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：わいせつなもしくは反自然な行為（Lewd or unnatural acts）

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (26 November 1962).

- Article 489. [Unnatural Acts]
- Article 483. [Public Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2009年、アメリカ、*Razkane v. Holder, Attorney General No. 08-9519*¹¹⁷

モロッコ国籍の男性は、2003年にJ1ビザ（インターンシップなどを目的とした滞在に付与される滞在資格。期間は職種を問わず12ヶ月間）でアメリカに入国した。2004年、男性はオーバーステイで摘発された後、非正規に滞在したことを認め、庇護申請を行った。男性は、モロッコでは同性愛は違法であり、モロッコ当局や社会から迫害されるおそれがあると主張した。BIAは、男性が同性愛者として特定されておらず、迫害を受けることもないと判断し不認定とした。

一審もBIAの判断を支持したが、控訴審では、一審の判断は「同性愛と同性愛者に関する先入観的に基づく過程に不当に依存」しており、「結果的に偏見や敵意を感じさせ、不認定の決定に対する意味のある見直しを行うことができなかった」と結論付けた。（**出国手続きを差し止め、再審査**）

¹¹⁷ United States Court of Appeals for the Tenth Circuit, "Razkane v. Holder, Attorney General" [https://www.refworld.org/cases,USA_CA_10,4a5c97042.html].

〈ILGA の報告〉

- 2016年3月、首都 Rabat でゲイであると疑われた2名の男性が裸で公共の路上に投げ捨てられ、暴行や暴言を受けた後に「同性愛」の嫌疑で逮捕された。うち1名は罰金と懲役4か月を命じられた。
- 上記の事件から数か月後、2名の男性が性行為に及ぶ映像が、本人の同意なくソーシャルネットワークサービス Whatsapp 上で拡散された。彼らは「同性愛行為」に及んだ罪で逮捕され、懲役6か月の判決を受けた。
- その他、ホモフォビアに基づく襲撃事件、異性婚の強制、(家族による)家での拘禁または追放、身体的虐待などが報告されている。

リビア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：不法な性交（Illicit sexual intercourse）

刑期上限：5年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：名誉を汚す行為（Disgrace the honour）

刑期上限：指定なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code of 1953 as amended by Law 70 of 2 October 1976.

- Article 407 (4).[Illicit Sexual Intercourse]
- Article 408(4).[Honour]
- Article 421.[Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

- 2012年、国連人権理事会に出席したリビア代表は、LGBTの問題について「宗教や人類の存続と再生産に影響を与える」と述べ、否定的な立場を表明した。
- 2017年のリビアに関する米国・国務省の人権報告書によると、民兵の支配下にある地域では、民兵の司令官が「イスラム教」の行動を理解した上で法を強制するためにコミュニティを取り締まり、LGBT当事者やその家族に嫌がらせや脅迫をしている。
- 2018年、HRWの「ワールド・レポート」は、「近年、複数の武装グループが同性愛を疑われる男性を逮捕、拉致、拷問したと活動家が報告している」と指摘した。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2014 年、スウェーデン、*Court Case: M.E. v. Sweden Application no. 71398/12*¹¹⁸

外国人が一時的に母国に戻った際に、性的指向を隠さなければならないことは、欧州人権条約第3条（拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いの禁止）違反ではないと判断し、リビア出身の難民申請者による難民申請を却下した。

申請者は、2010年にスウェーデンで庇護申請を行った。当初は、拷問を受けたことを理由に申請を行っていたが、後に、申請中にトランスジェンダー女性のN氏（リビア出身者で定住ビザを所持）と交際、婚姻したことを理由に、同性愛行為を禁止しているリビアで迫害を受けるおそれがあると主張した。裁判所は、拷問の経験、リビアに一時的に帰国し、配偶者ビザの手続きを行う間に同性愛者であることが露呈し、迫害を受ける現実的なおそれ、また難民申請者を一時的ではあれリビアに送還することが欧州人権条約8条（生活及び家族生活の尊重を受ける権利）を侵害するかを判断した。

本件では、難民申請者の性的指向そのものは認められたものの、母国で迫害を受けるおそれを立証することができず、一時的に帰国して、再度N氏の配偶者としてビザを申請することは可能と判断した。ただし、裁判官の中には一時的にであれ、性的指向を隠さなくてはならないという事実によって、迫害を認定すべきという意見を述べる者もいた。（不認定）

〈ILGA の報告〉

- 2011年のガタフィ政権の崩壊以降、リビアの政治情勢は非常に不安定であり、結果的に民兵が力を持っている。一部の民兵は「同性愛と疑われる男性」を正式な手続きを経ずに拘留、虐待していると報告されている。
- 2016年にはイスラム国（ISIS）が3名の男性をソドミーの疑いで殺害したと発表した。
- 2017年5月、ドイツでリビア人のLGBT活動家が難民認定を受けた。彼とそのパートナーはBenghaziの出身であり、同地域ではセクシュアルマイノリティは反LGBTの民兵によって攻撃を受ける可能性が高いとされている。

¹¹⁸ Council of Europe: European Court of Human Rights, "M.E. v. Sweden" [<https://www.refworld.org/cases,ECHR,53ad73534.html>].

リベリア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：ソドミー（Sodomy）・逸脱した性的行為（Deviate sexual intercourse）

刑期上限：1年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Law of 1976 Vol IV Title 26 Liberian Codes of Law Revised (Rev Ed. 1998)

- Section 14.74. Voluntary Sodomy.[Sodomy/ Deviate Sexual Intercourse]
- Section 14.79. Definitions Relating to Sections on Sexual Crimes Against the Person.[Relevant Definitions]

〈事例・報告〉

- 2014年、国内でエボラウイルスが流行した際、100名以上のリベリアの宗教指導者らが声明を公開し「エボラは同性愛に対する神からの罰だ」と主張した。この主張をきっかけにして、同性愛者への暴力がエスカレートし、同性愛者は車の窓を壊されるなどの嫌がらせや、家から追い出されるなどの差別を受けている¹¹⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2007年、アメリカ、*Moab v. Gonzales No. 06-2710*¹²⁰

リベリア人男性は、2005年6月21日にイリノイ州の空港に入国許可を持たずに到着し、入国許可と庇護申請を求めた。彼は、空港でのインタビューにおいて庇護申請理由として、リベリアの内戦に加えて、親族間での土地争いにより殺されるおそれを主張した。その後、同性愛者のためにリベリアで暴行を受けた経験があることなどから、帰国をおそれているとの主張を付け加えた。

¹¹⁹ Reuters, "Gay community under attack in Liberia over Ebola" [<https://jp.reuters.com/article/ozatp-uk-foundation-ebola-liberia-gay-idAFKCN0IC1JP20141023>].

¹²⁰ United States Court of Appeals for the Seventh Circuit, "Moab v. Gonzales" [https://www.refworld.org/cases,USA_CA_7,4821b7502.html].

判決は、男性の主張に一貫性がなく、信憑性に欠けると判断した。また、同性愛者であったために故郷で経験したとされる殴打は、仮に真実だとしても、難民条約における迫害のレベルには達していないと判断された。(不認定)

- 2015 年、イタリア、*Court of Cassation, Civil Division VI, 5 March 2015, n. 4522*¹²¹

リベリア出身の男性は、2011 年にイタリアで庇護申請を行った。申請理由は、性的指向に基づくものではなく、却下された。その後、男性は同性愛者であることを理由に母国で刑罰に処される可能性があることを主張して再申請した。

2 回目の申請に関して、控訴裁判所は、同性愛者であるという新たな主張は 1 回目の申請前から存在しており、再申請の要件である「新たな事情」に当てはまらないとして、男性の主張を退けた。しかし、本判決においてイタリアの最高裁にあたる破棄院は、「男性が初回の申請の際に、同性愛者であることを隠した心理的・道徳的要因は、今回の再申請を認めるのに十分な理由である」と判断し、再申請の適法性を認めた。また、同性愛者に対する犯罪化は当該国での同性愛者の自由の享受を妨げており、国際的保護の対象となる迫害要件を構成するという過去の判例 (Cass. Civ. N.15981/2012) を参照し、性的指向を理由として迫害されることへの十分な根拠のあるおそれを有していると判断した。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2012 年、リベリアでは同性婚を第 2 級重罪 (second degree felony)、同性間の性行為を第 1 級重罪 (first degree felony) の犯罪とする法改正が提案された。前者は最大で懲役 5 年、後者は死刑または 10 年以下の懲役を可能にするものである (現行法では最大で懲役 1 年)。下院においては、改正案はどちらも否決されたが、上院では休止状態 (remained dormant) のままになった。2018 年に司法とジェンダー委員会 (Committee on Judiciary and Gender) で検討が開始された。
- 2017 年に国連人権委員会とリベリアの LGBT 団体が公表したレポートによれば、同性愛行為を行ったと疑われる人々は恣意的逮捕・拘禁の対象になっている。被収容者は身体的虐待や暴言、長期収容を受けたと証言している。例えば、ある男性は 2010 年から 2013 年にかけて裁判を受けることもなく拘禁されていたという。
- 同レポートによれば、LGBT の権利に関する活動家や団体は、ハラスメントや暴力に直面している。例えば、2016 年 11 月にある団体が「リベリアで認められていない活動を含む」ことを理由に、法人登録を拒否された。

¹²¹ EDAL, "Italy – Court of Cassation, Civil Division VI, 5 March 2015, n. 4522" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/italy-%E2%80%93-court-cassation-civil-division-vi-5-march-2015-n-4522#content>].

中南米・カリブ諸島

アンティグア・バーブーダ



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）（男性）

刑期上限：15年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of serious indecency）

刑期上限：5年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Sexual Offences Act of 1995 (Act No. 9)

- Article 12. Buggery.[Buggery]
- Article 15. Serious indecency.[Serious Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2016年5月、社会改革大臣（Minister of Social Transformation）の Samantha Marshall 氏は、肛門性交を禁止したバガリー法は「時代遅れ」とし、内閣に対して非犯罪化を提言した。同年9月、政府は「性別、性的指向、性自認に関わらず全ての人は、憲法と国際法で保障された保護を受ける権利がある」との声明を発表した。しかし、声明の発表後も法改正はされていない。2016年6月には内閣は「バガリー法は変更されることなく残る」と宣言している。

- 2017年、謝肉祭を祝う国のイベントの際に、飾りつけに使われていた虹色の旗が使われていたが、LGBT活動家が「ゲイプライドの旗に似ている」と冗談を述べた後、全て撤去された。その後、大臣（Festival Minister）は、旗を撤去したことはホモフォビアに基づくものではないと弁明しつつ、嫌悪感を持った人に対してへの謝罪をした。
- 2017年7月、Gaston Browne 首相は、LGBTに対する蔑称として使われる「反人間（antiman）」という表現を使ったことについて謝罪を拒否した。

ガイアナ共和国



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）

刑期上限：終身

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of gross indecency）（男性）

刑期上限：2年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Law (Offences) Act (1998).

- Section 354. [Buggery]
- Section 353(a). Attempt to commit unnatural offences. [Attempted Buggery]
- Section 352. Committing acts of gross indecency with male person. [Gross Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- *カナダの判決、A. B. v. Canada (Citizenship and Immigration)、2009年*¹²²

難民申請者の男性は、養子縁組でカナダの滞在資格を有していたが、国内で犯罪を犯したことで、滞在資格が取り消され、退去強制令書が発付されていた。その後、男性は、同性愛者であることを理由にガイアナで危険に直面する可能性があるとして、難民申請を行ったが、不認定処分となり、提訴していた。

¹²² Canada: Federal Court, "A. B. v. Canada (Citizenship and Immigration)" [https://www.refworld.org/cases/CAN_FC_4a8adb22.html].

一審では、ガイアナでの迫害のおそれは認められなかった。ガイアナでは成人男性間の性的行為は2年から10年の禁固刑で処罰されることが規定されているが、この法律は引用されておらず、同性愛者が迫害されていることを証明することはできないと判断された。また、同性愛者に対する実際の暴力事件の報告はほとんどないとして、迫害のおそれは否定された。また、社会的な差別の程度も迫害には当たらないとした。

これに対し、2009年の本判決ではガイアナにおける同性愛者に対する差別は迫害に相当する可能性があるとして判断した。同性愛者に対する暴力の報告がないことは、実際に暴力が存在しないとは言えず、「同性愛者の性的暴力の被害者は届け出が少ない傾向にある」などを十分に考慮する必要があるとし、ガイアナで迫害の要件を満たす深刻な差別や嫌がらせを受ける可能性は否定できないとした。**(再審査)**

〈ILGA の報告〉

- ガイアナの NGO が行った調査によれば、人口の 25% がホモフォビアであると認めており、18% は LGBT に対する暴力の行使を容認している。
- 2017 年 4 月、政府は「同性愛」を犯罪化する法律の維持について、国民投票を実施する意向を示した。LGBT 団体からは誤った情報や感情的な議論がホモフォビアを拡大する懸念が示された。政府は同年 7 月に「可能性を示唆しただけである」と発言しており、現在まで実施されていない。
- 2017 年 3 月、判事が被害者のトランスジェンダー女性が裁判所へ入ることを認めず、身体的虐待の訴えを却下した。その後、当該判事は司法委員会により懲戒処分を受けた。
- 2018 年 6 月、Georgetown で初めてのプライドマーチが開催された。
- 同年 8 月、100 名近いキリスト教のリーダーらが、同性愛行為の非犯罪化に反対して全面広告を掲載した。これは、彼らが 6 月のプライドマーチ開催を阻止できなかったために行われた措置である。

グレナダ



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：反自然な結びつき（Unnatural connexion）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Grossly indecent act）

ジェンダー：男性

刑期上限：不明（ILGA 2019b に記載なし）

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Criminal Code (1987) (as amended in 1993)

- Article 431. [Unnatural Connexion]
- Article 430. [Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- HRW は 2018 年 3 月、22 歳のレズビアン女性取材した。女性によれば、彼女は高校で時代、セクシュアリティを理由にいじめを受けていたが、教師による介入はなかった。また彼女とパートナーは、銚を持った男に追いかけられた経験や、建設作業員のグループに脅迫された経験がある。
- 米務省のグレナダに関する人権報告書によると「社会は一般的に、同性間の性交に不寛容であり、多くの教会はそれを非難している。ほとんどの LGBT の人たちは、自分の性的指向、ジェンダーアイデンティティや表現、性の特徴について公にしていなかった」と報告している¹²³。

¹²³ Human Dignity Trust, "Grenada" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/grenada/>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2013 年、キリスト教系の宗教団体セブンスデー・アドベンチスト教会（Seventh-day Adventist Church）が、「性的不道徳」に反対する抗議活動を行った。
- 2015 年、NGO の報告によれば、少なくとも 2 名が合意に基づく同性愛行為を理由に起訴された。2016 年にも男性の拘留事例が報告されている。
- 2016 年 10 月、政府は憲法改正の国民投票を延期する可能性を発表した。投票の対象となる法案に含まれていた同性のパートナー関係を認める法案が、「同性婚を認めるための抜け穴」という噂が広まっていたことが理由であった。同年 11 月の投票の結果、憲法改正案は大差で否決された。

ジャマイカ



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）（男性）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：重労働（Hard Labour）

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of gross indecency）（男性）

刑期上限：2年

その他、罰金：重労働

〈法律名〉

Offences Against the Person Act (1864).

- Article 76. Unnatural Crime. [Buggery]
- Article 77. Attempt. [Attempted Buggery]
- Article 78. Proof of Carnal Knowledge. [Proof of Carnal Knowledge]
- Article 79. Outrages on Decency. [Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- 2015年HRWは、同性愛の性行為を禁止する法律とダンスホール・ミュージックが、LGBTに対するヘイトと暴力を永続化させる役割を担っていると非難した¹²⁴（ただし、ILGAの報告によれば、近年は文章、映画や音楽などを通じてLGBTを可視化する動きが広まりつつある）。
- 2018年、ガーディアン紙は「ジャマイカは地球上で一番ホモフォビック（同性愛嫌悪が強い）場所ではなくなった」と記載した。報道によれば、セクシュアルマイノリティを包摂するためのアドボカシー活動などが行われている¹²⁵。

¹²⁴ HRW, "The World as it Should Be" [<https://www.humanrightsfirst.org/sites/default/files/HRF-Jamaica-Report-final.pdf>].

¹²⁵ The Guardian, "Welcome to Jamaica - no longer 'the most homophobic place on Earth'" [<https://www.theguardian.com/global-development/2018/dec/06/jamaica-lgbt-rights-activists-pride-two-decades-of-progress-j-flag>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2011 年、イギリス、*SW (lesbians - HJ and HT applied) Jamaica v. Secretary of State for the Home Department CG [2011] UKUT 00251(IAC)*¹²⁶
 2011 年イギリスの裁判所は、同性愛者であることを理由に迫害を受けるおそれがあると主張したジャマイカ国籍の女性の再申請を認めた。判決は、ジャマイカは同性愛嫌悪が根強く存在する社会であり、迫害のおそれがあると判断した。また、ジャマイカ当局は、レズビアンに十分な保護を提供しておらず、同性愛者は、暴力を受けた経験があるかどうかにかかわらず、暴力の危険や同性愛を「矯正する」レイプ、殺人の可能性に晒されていると認定した。このような状況から、ジャマイカでは、同性愛者がセクシュアリティを公表して生活を送ることはできないとした。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2009 年、ジャマイカは「特定の犯罪」で有罪判決を受けた者を「性犯罪者」として登録する「性犯罪者登録規則 (Rules for the 'Sex Offender Registrar')」を創設するための法改正が行われた (2011 年施行)。肛門性交など禁止した 1861 年対人犯罪法の第 76、77、79 条の違反者は「性犯罪者登録」の対象となり、特定の義務を課せられる。
- 2017 年 8 月、ジャマイカのファッションデザイナーで、ゲイの LGBT 活動家 Dexter Pottinger 氏が自宅で刺殺された状態で発見された。隣人は助けを求める声を聞いたが、すぐに通報しなかった (ただし、殺害はヘイトクライムではないと報道されている)。
- 2018 年 1 月、ジャマイカは女性の権利への反対と LGBT の処刑を繰り返し求めてきたことで知られるアメリカの牧師の入国を禁止した。オンラインで 39,000 名近くの入国禁止を求める署名が集まった。
- 2017 年と 2018 年にプライドマーチが開催された。ただし、オーガナイザーの Maurice Tomlinson 氏はイベント中の事件はなかったものの、参加者の間にはヘイトクライムが起こる恐怖があったと訴えている。

¹²⁶ United Kingdom: Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber), "SW (lesbians - HJ and HT applied) Jamaica v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_UTIAC,4e0c3fae2.html].

セントクリストファー・ネイビス



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：重労働（Hard labour）

〈法律名〉

Offences Against the Person Act (Act No. 7 of 1873) (as amended up to 2002).

- Article 56. Sodomy and Bestiality.[Abominable Crime of Buggery]
- Article 57. Attempt to Commit an Infamous Crime.[Attempt to Commit the Abominable Crime]

Offences Against the Person Act 1986

- Section 57 Attempt to Commit an Infamous Crime

〈事例・報告〉

- 2012年、16歳の時に近所の人に頭と胸を撃たれた同性愛者の少年が自らの経験を公表した。銃撃により、失明し、腰から下が麻痺している。彼はゲイであることを公言しており、自分のセクシュアリティが犯行動機になったと考えている。ラジオ番組に出演した彼は、自分はしばしば同性愛嫌悪の標的にされてきたと語った¹²⁷。
- 2018年に公開されたHRWのレポートによれば、セントクリストファー・ネイビスでは一般にホモフォビアが広まっており、特に家族での差別や暴力が顕著である。例えば、20歳のゲイ男性によれば、彼の母親は息子たちを「antiman（ゲイに対する蔑称）」になった場合は殺す」と脅していた¹²⁸。
- 2019年、セントクリストファー・ネイビスの複数の政府関係者がLGBTの人権について肯定的な見解を述べている。例えば、司法長官のVincent Byron Jr.氏は「憲法は個人のジェンダーや（その）選択、その他何にも関係なく（regardless of their gender, choice or

¹²⁷ Human Dignity Trust, "Saint Kitts and Nevis" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/saint-kitts-nevis/>].

¹²⁸ HRW, "I have to Leave to Be Me" [https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/easterncaribbean0318_web_0.pdf].

whatever it is)、全ての人に同じ権利を与えている」と述べた。また、首相兼外務大臣の Mark Brantley 氏は「それぞれの人々がベッドルームで何をするかは、政府には関係のないことだ。しかし、我々の法律には特定の行動を犯罪化する法律が未だに存在するのは事実だ」と述べた¹²⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2015-16 年、カナダのケース¹³⁰

セントクリストファー・ネイビス国籍の同性愛者の男性 2 名が、カナダで難民認定を受けた。難民申請者らによれば、母国では同性愛嫌悪が蔓延しており、うち 1 名は刺された際に警察に通報したが、警察は調査をしなかった。同国の警察は彼に事情聴取をした際に、同性愛嫌悪的な暴言や軽蔑的な蔑称を使ったと主張した。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2012 年、オープンリーゲイの少年が頭と胸を撃たれて発見された際、被害者の性的指向を理由に事件を正当化する強い世論があった。
- 2017 年に公開された国連人権報告 (UN Human Rights Report) は、前年に行った視察の情報をもとに「LGBT コミュニティに対する否定的な社会の態度が、LGBT 団体の活動や LGBT の自由な結社を阻害していた」と報告している。実際、セントクリストファー・ネイビスにおいて LGBT 団体の会合が開催されたのは 2016 年が初めてであった。

¹²⁹ Human Dignity Trust, "Saint Kitts and Nevis" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/saint-kitts-nevis/>].

¹³⁰ *ibid.*

セントビンセント及びグレナディーン諸島



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of gross indecency）

刑期上限：5年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Code (1990)

- Section 146.[Buggery]
- Section 148.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- 2018年、HRWが公開したレポート¹³¹ではセントビンセント及びグレナディーン諸島（以下、セントビンセント）でLGBTが直面する暴力や差別が報告されている。例えば、2017年にインタビューに答えたゲイ男性 Augusten 氏によれば、彼は道端でいきなり他人から暴行された経験がある。インタビューで彼は「私は、道で人々に石やココナッツを投げつけられた経験が何度かある。一度、歩いていた際に（知らない）男性にいきなり顔を平手打ちされ、気絶した」と述べた。
- また、同レポートによれば、LGBTの人々は警察からハラスメントを経験したり、LGBTに対する事件が適切に扱われないなどの差別を経験している。例えば、前出の Augusten 氏は、警察の前を通った際に「リトルミス（Little Miss）が通るぞ」と叫ばれた。また2013年には別の警察官に「Buller（雄牛の意。一部地域では、ゲイ男性に対する蔑称と

¹³¹ HRW, "I Have to Leave to Be Me" Discriminatory Laws against LGBT People in the Eastern Caribbean" [https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/easterncaribbean0318_web_0.pdf].

して使われる)」と呼ばれた。こうした警察によるハラスメントなどをおそれ、LGBTの多くは被害にあっても警察に報告することをためらうという。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2008年、カナダ、*Muckette v. Minister of Citizenship and Immigration 2008 FC 1388*¹³²

2008年、カナダの裁判所は、セントビンセント出身のゲイ男性による難民申請の再審査を認めた。カナダの難民保護課（RPD）は、セントビンセントでは、同性愛行為が犯罪化されてるものの、実際にはこの法律は適用されていないとの報告があることを根拠に同性愛者への差別は迫害に該当しないと判断した。しかし、本判決では、男性が受けた度重なる差別的な行為は累積的に迫害のレベルに達していると判断した。（認定）

〈ILGA の報告〉

- 2010年、Ralph Gosalves 首相は、Vynnette Frederick 議員に対して彼女がレズビアンであると示唆し、軽蔑的な発言をした。Frederick 議員は、首相の発言が選挙で悪影響をもたらしたと抗議し、2015年には国に対し同性愛関係について議論するように呼びかけた。
- 2015年、セントビンセント出身でカナダ在住の作家が、母国で受けた迫害の経験に関する本を出版した。

¹³² Canada: Federal Court, "Muckette v. Minister of Citizenship and Immigration" [https://www.refworld.org/cases,CAN_FC,4989a27e2.html].

セントルシア



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）（男性）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of gross indecency）

刑期上限：10年

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Criminal Code, No. 9 of 2004 (effective 1 January 2005).

- Section 133. Buggery.[Buggery/Attempted Buggery]
- Section 132. Gross Indecency.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2011年、セントルシア初となる LGBT の人権活動を行う NGO のオフィスが開所したが、数か月後に全焼した（原因、動機共に不明）。
- 同年、3名のアメリカ人観光客が性的指向に基づくヘイトクライムの被害にあった。暴行を加えた加害者らは、反同性愛的な暴言を吐きながら犯行に及んだという。
- LGBT に対する暴力の報告が時折あるものの、多くの場合、恐怖や国の無関心を理由に届け出ない事例が多いと言われている。例えば、2015年4月に18歳の少年 Marvin

Anthony Augustin 氏が 56 か所の刺し傷がある遺体で発見されたが、性的指向に基づくヘイトクライムと推測され、事件発生から半年以上が経過しても捜査に進展がみられなかった。

- 2017 年 11 月、外務大臣 Sarah Flood-Beaubrun 氏が「異性愛規範（ヘテロノーマティビティ）」を促進し、同性愛に反対する運動である世界家族会議（World Congress of Families）を企画した。セントルシアの LGBT 人権 NGO である United and Strong は外務大臣を批判し、また同会議に Guy Joseph 首相など複数の政治家が参加したことに対する強い懸念を表明した。

ドミニカ国



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：バガリー（男性）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：精神的治療（Psychological Treatment）

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：著しくわいせつな行為

刑期上限：5年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Sexual Offences Act (1998).

- Section 16(1)(b). Buggery. [Buggery/ Attempt to Commit Buggery]
- Section 14. Gross Indecency. [Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- 2018年、HRWが公開したレポート¹³³は、ドミニカ国においてLGBTが直面する暴力や差別を報告している。例えば、2017年にインタビューに答えたトランスジェンダー女性 Alanis氏は、2009年から2017年の間に繰り返し暴行を受けた。彼女の経験の中で最も過激な暴力は、道端で他人と口論になった際に窒息させられたことである。Alanis氏は2009年以降、複数回に渡って警察に被害を訴えていたが、警察は彼女の訴えを取り上げず（they don't take my report）、代わりに彼女を馬鹿にしたという。
- 2019年7月19日、1998年に制定された合意の上の性的行為を犯罪化した性犯罪法第14条及び第16条の違憲訴訟を2名の同性愛者の男性が起こした。この訴訟は Minority Rights Dominica、Canadian HIV/AIDS Legal Network、トロント大学の国際人権プログラム、Lawyers Without Bordersによって支持されている。

¹³³ HRW, "I Have to Leave to Be Me": Discriminatory Laws against LGBT People in the Eastern Caribbean" [https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/easterncaribbean0318_web_0.pdf].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2012 年、教育省はドミニカの学校における「反社会的行動と同性愛」の問題は深刻であると発表。そのような「社会的基準から逸脱した」行動の蔓延を防ぐための戦略を実施するための委員会を設置した。
- 2012 年 3 月、ゲイ・クルーズに乗船していたアメリカ人男性 2 名がバルコニーで性行為に及んでいたとして逮捕された。報道によれば、彼らは非人道的な環境下で収容され、その後、「不適切な露出 (indecent exposure)」で起訴された。
- ドミニカの NGO、Minority Rights Dominica と Sexual Rights Initiative は、2014 年のレポートで、ドミニカの人権擁護団体は、メンバーが被害にあうおそれから隠れて活動しなければならず、オープンリーゲイの男性はしばしば身体的な虐待や家からの立ち退きなどの被害にあうと訴えた。

バルバドス



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：バガリー (Buggery)

刑期上限：終身

死刑：なし

その他、罰金：なし

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：著しくわいせつな行為 (Act of serious indecency)

刑期上限：10年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Sexual Offences Act (1992) Chapter 154

- Section 9. Buggery. [Buggery]
- Section 12. Serious indecency. [Serious Indecency]

〈事例・報告〉

- バルバドスには「成人の同性同士の合意の上での性的行為」を違法とする法律が存在するが、米務省によると、2019年に同法が適用されたとの報告はない。しかし、多くのLGBTの人々が差別に直面しており、特にLGBTの女性は脆弱な立場に置かれている¹³⁴。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2015年、アメリカのケース

バルバドス国籍のトランスジェンダー女性に退去強制の保留 (deferral of removal protection) が認められた。これにより女性は、公式の書類がなくともアメリカに滞在し、就労することができる移民としての地位を持つことができる。国土安全保障省は、

¹³⁴ Barbados, "2019 Country Reports on Human Rights Practices" [<https://www.state.gov/reports/2019-country-reports-on-human-rights-practices/barbados/>].

彼女が母国に戻れば、性的指向を理由に迫害を受ける可能性があることを認めた¹³⁵。彼女は、迫害から逃れるため 1988 年に渡米。その後、オーバーステイの状態で過ごし、2012 年にアメリカのパスポートを取得しようとした際に在留資格を所持していないことが発覚し、退去強制命令を受けた¹³⁶。(在留許可)

〈ILGA の報告〉

- 2016 年 5 月、バルバドスの全国紙は、レズビアン女性に対するレイプ事件について、「(女性が) 男性の薬 (male medicine) を試した」と表現して報じ、レイプ事件を矮小化した。バルバドスの LGBT 団体は「バルバドスで LGBT、より正確には男性のようなレズビアン (masculine-expressive woman)」の命が尊重されていない証拠だと述べた。国連女性機関や世論からの批判を受け、新聞社は、数日後に謝罪文を掲載した。
- 2017 年 3 月、LGBT 関連の NGO が主催したセンシティブティナー・トレーニング・プログラムに 16 名の警察官が参加した。
- 2017 年 4 月、反 LGBT イベント World Congress of Families (世界家族会議) の第 2 回会合がバルバドスで開催された。また、同年 10 月にはキリスト教系のユースグループが (LGBT のシンボルとして用いられる) 虹を「取り戻す」ための抗議活動を行った。
- 2017 年 11 月、バルバドスで初の公式な LGBT プライドのイベントが開催された。2015 年にも企画されていたが様々な障害と暴力に対するおそれから中止されていた。
- 2016 年、ドメスティックバイオレンスに関する法律の改正に関する議論の中で、教育大臣はバルバドス人にとって「同性愛関係の存在は、すでにバルバドスの文化の一部であるという事実」に目を向け、受け入れる時が来た」と述べた。
- 2017 年 5 月、環境大臣 Denis Lowe 氏は「バルバドスでの LGBT 運動を支持しない」「同性婚を認める法律へのサポートもしない」と明言した。Loew 氏は 2018 年に選挙の際に所属政党が同性婚を選挙キャンペーンの論点とした際にも、同性婚の合法化へに反対を表明した。また、2018 年 3 月、社会的ケアとコミュニティ開発 (Social care and Community Development) 大臣 Steve Blakett 氏も、LGBT 平等を求める活動が、自身を含む異性愛者 (Straight person) を周縁化し、ハラスメントし、スティグマ化していると述べた。

¹³⁵ dnainfo, "Transgender Woman Facing Deportation Can Stay in Bronx to Avoid Torture" [<https://www.dnainfo.com/new-york/20151207/kingsbridge/transgender-woman-facing-deportation-can-stay-bronx-avoid-torture>].

¹³⁶ Nation News, "FULL STORY: Watson wins deportation case" [<https://www.nationnews.com/nationnews/news/75376/watson-wins-deportation>].

アジア

アフガニスタン



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：男性間による肛門性交（Lavāt (anal penetration with male sexual organ)）

刑期上限：2年

死刑：可能 ※2018年2月の法改正以降は「なし」

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：男性間の性交以外の肛門性交以外の性的行為（Tafkhiz）、女性間の性的行為（Mosaheghe）

刑期上限：1年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (2017). Book Number Four: Crimes Against Chastity and Public Morals.

- Chapter Two: Adultery and its Penalty.
 - Section 645. Mosaheghe.[Mosaheghe]
- Chapter Three: Adultery and its Penalty.
 - Section 646. Crime of Sodomy.[Sodomy]
 - Section 647.[Penalty for Sodomy]
 - Section 648.[Aggravation of Sodomy]
 - Section 649. Tafkhiz.
- Chapter 4. Ghavadi.
 - Section 650. Ghavadi.[Ghavadi]

〈事例・報告〉

- アフガニスタンの刑法は同性間の性行為に対して、有期刑を設けている。さらに、性別にかかわらず婚外交渉に対して刑罰を科す法律があり、5年から15年の有期刑が定められている。また、アフガニスタンの憲法は同性間の性交を一般に禁止しているシャリーア法（イスラム法）に基づいており、アフガニスタンにおけるシャリーア法の解釈では、同性間の性交に死刑を科すことが可能である。タリバンの支配が終わって以来、そのような行為に対して死刑判決が下された例は報告されていないものの、それ以降もア

フガニスタンでは、LGBTの人々は、国家や家族、そして広く社会からの暴力や差別に直面している¹³⁷。

- 警察がLGBTであると疑いがある個人の逮捕を目的に、「ハニートラップ」を仕掛けるなど、公権力による取り締まりが行われている¹³⁸。
- LGBTの人々が、家族や親族によって「名誉殺人 (honor killings)」の犠牲になる事例がある。アフガニスタンでは、刑法第398条において、「名誉殺人」の場合は通常の殺人罪よりも減刑されることが定められている。これが名誉殺人の「習わし」が根付くことにつながっていると指摘されている¹³⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2018年、オーストリアのケース¹⁴⁰

Lower Austria 州で、同性愛者であることを理由に迫害のおそれがあると訴えたアフガニスタン出身の18歳の難民申請者の主張が、「彼の歩き方、態度、服装から、同性愛者だと判断できない」として、不認定を受けた。当局は青年が収容施設で他の人と衝突したことで彼の攻撃性を指摘し、これは「同性愛者の行動ではない」と述べた。また、彼は12歳の時に自分のセクシュアリティに気づいたと主張したが、当局は、特にアフガニスタンのような「ファッションや広告による性的刺激がない」社会では、その年齢でセクシュアリティに気がついたという主張は「かなり早い時期」であり、信憑性に欠けると判断した。(不認定)

※この判断は、LGBTであるかという信憑性判断をステレオタイプ化されたLGBTの行動に当てはめて判断しており、その他、複数のマスメディアで批判的に報じられている。また、判断の根拠はセクシュアリティの主張の信憑性であり、アフガニスタンにおいてLGBTの人々が直面する危険については否定されていない。

¹³⁷ HRW "Afghan LGBT Asylum Seekers in UK Among Most Vulnerable" [\[https://www.hrw.org/news/2017/02/26/afghan-lgbt-asylum-seekers-uk-among-most-vulnerable\]](https://www.hrw.org/news/2017/02/26/afghan-lgbt-asylum-seekers-uk-among-most-vulnerable).

¹³⁸ NBC "Inquirer.net, Fear, secrecy and danger a way of life for Afghan gays" [\[https://www.nbcnews.com/feature/nbc-out/fear-secrecy-danger-way-life-afghan-gays-n678466\]](https://www.nbcnews.com/feature/nbc-out/fear-secrecy-danger-way-life-afghan-gays-n678466).

¹³⁹ *ibid.* また、アフガニスタンにおけるLGBTの状況については、以下も参照。Frud Bezhan, "Fake Life': Being Gay In Afghanistan, RadioLiberty RFE" [\[https://www.rferl.org/a/afghanistan-being-gay-fake-life/28731934.html\]](https://www.rferl.org/a/afghanistan-being-gay-fake-life/28731934.html).

¹⁴⁰ The Guardian, "Austria rejects Afghan's asylum bid because he 'did not act or dress gay'" [\[https://www.theguardian.com/world/2018/aug/15/austria-accuses-afghan-asylum-seeker-of-pretending-to-be-gay\]](https://www.theguardian.com/world/2018/aug/15/austria-accuses-afghan-asylum-seeker-of-pretending-to-be-gay).

〈ILGA の報告〉

- 2004 年、アフガニスタン政府のアドバイザーであったアメリカ人男性が、アフガニスタン人の男性と合意に基づく性行為を行ったとして逮捕された。
- 2011 年、複数の警察官がトランスジェンダーに対してハラスメントをする動画が公開された。
- 2013 年、初めて公に同性愛者であることを公表したアフガニスタンの大学教員 **Nemat Sadat** 氏は迫害を受け、職を失い、国外に避難する必要に迫られた。
- 2016 年、フロリダ州でアフガニスタン生まれの **Omar Mateen** 氏がゲイクラブで銃撃事件を起こした際、アフガニスタンでは「同性愛は誤りである」として、彼の行動を支持した。
- 性的指向や性自認に基づく差別やハラスメントを保護する法律はない。

アラブ首長国連邦 (UAE)



〈違法とされる行為〉

- 同性間の性交

規定内容：故意の墮落 (Voluntary debasement)

刑期上限：15 年

死刑：可能

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (enacted by Federal Law No.3 of 1987 Concerning Promulgating Penal Code).

- Article 356[Voluntary Debasement]

Law on Combating Cybercrimes (Law No. 5 of 2012).

- Article 34 (4)[Legal Barrier to Freedom of Expression]

※UAE の国内法においては、同性愛行為を明確に禁じた規定はないものの、刑法 356 条を根拠に取り締まりの対象となる (ILGA 2019a)。

〈事例・報告〉

- 2005 年、4 名の外国籍の男性を含む 26 名の男性が“gay wedding”に参加したとして逮捕された¹⁴¹。逮捕された男性らは、同性愛の行いを強制的に自白させられた。また、警察当局は、彼らが同性愛者であることを調べるため、法医学的検査を強行した。HRW の報告によれば、強制的な肛門検査は 2017 年時点でも依然として行われているという¹⁴²。
- 2012 年、UAE では、どのように「同性愛」を治療 (cure) するのかについての映画が作成され、YouTube 上で公開された。国際社会の批判もあり、YouTube からは削除されているが、その後も、他のサイトでは閲覧可能であった¹⁴³。

¹⁴¹ BBC News, “US condemns UAE gay men arrest”
[http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/4482892.stm].

¹⁴² HRW, “Audacity in Adversity: LGBT Activism in the Middle East and North Africa”
[<https://www.refworld.org/pdfid/5b34f0827.pdf>].

¹⁴³ The National, “Gay cure viral video pulled from YouTube” [<https://www.thenational.ae/uae/gay-cure-viral-video-pulled-from-youtube-1.361032>].

- 2013年、ソーシャルメディア上を通じて、同性に対して性的サービスを提供したとして2名の男性が逮捕され、それぞれ懲役3年の判決を受けた。ふたりは警察のおとり捜査(sting operation)の結果、逮捕された。検察は、女性の下着を着用し、フルメイクをした写真を公開したことで、公共の良俗(public modesty)を破った罪で起訴した¹⁴⁴。また、男性である被告人が、同性である他の男性に対してダンスを提供することで彼らが罪を犯すように扇動した罪にも問われた。
- 2017年、シンガポール人男性2名が、女装をしたとして逮捕され、禁固1年の判決を受けた(その後、シンガポール政府の外交交渉により、罰金と国外退去に減刑)¹⁴⁵。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 婚姻関係にある異性間以外のすべての性行為が違法とされている。シャリーア法に基づけば、婚外の性行為に当たる同性愛行為には死刑を科すことが可能であるが、レイプ事件などを除き、基本的には適用されていない。ただし、石打ち刑やむち打ち刑などが科せられた事例も報告されている。
- 連邦法のみならず、ドバイの刑法においても14年以下の懲役刑、アブダビの刑法では10年以下の懲役刑が定められている。
- 性的指向、性自認や性表現、性の特徴に基づくLGBTの個人への差別から、被害者を保護する法律はない。また、差別に対処するための政府の取り組みも行われていない。
- 性別や性差を示す「心理的」「生理的」な兆候がある場合に限り、医師が性転換手術を行うことを認めている。「不当な性転換」手術を行った場合は、3年から10年の懲役が科される。
- 2018年1月、アブダビ連邦第一審裁判所は、公的に名前と性別を変更することを求めたトランスジェンダー3名による訴えを却下した。連邦控訴裁判所は2018年3月、一審の判決を支持。アブダビ連邦控訴裁判所は2018年12月、彼らの上告を棄却した。

¹⁴⁴ Gulf News, "Two jailed over male prostitution in UAE" [<https://gulfnews.com/uae/crime/two-jailed-over-male-prostitution-in-uae-1.1201728>].

¹⁴⁵ The Straits Times, "UAE Jails Two Singaporeans for wearing women's clothes" [<https://www.straitstimes.com/singapore/courts-crime/uae-jails-2-singaporean-men-for-wearing-womens-clothes#:~:text=Two%20Singaporean%20men%20have%20been,Dhabi%20for%20wearing%20female%20attire.&text=A%20court%20document%20in%20Arabic,are%20crimes%20in%20the%20UAE.>].

- 社会的慣習や LGBT に対する社会的な抑圧の危険があるため、LGBT の組織は公に活動しておらず、ゲイ・プライド・マーチやゲイの権利擁護イベントも開催されていない。
- 2018 年 12 月、男性が同僚から脅迫を受けた後、首を吊って自殺した。彼は、オーラルセックスをしている写真を元に脅されていた。

イエメン

〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：同性愛（Homosexuality）、レズビアン（Lesbianism）

刑期上限：3年

死刑：あり

その他、罰金：むち打ち 100回

〈法律名〉

Penal Code (1994).

- Article 264.[Homosexuality (Sodomites: Men and Women)]
- Article 268.[Lesbianism]

Law on the Press and Publications (Law No. 25 of 1990).

- Article 103.[Legal Barrier to Freedom of Expression]
- Article 104.[Punishment]

〈事例・報告〉

- イエメンの雑誌『アル・ターカフィヤ』が、レズビアンのラブシーンを描いたエジプトの映画『Heena Maysara』のレビュー記事を掲載し、同性愛について「我々の社会の一部である」と書いたことにより、当局によって閉鎖された¹⁴⁶。
- 2020年、アルカイダ系の過激派2名がイエメン南部のLahj州で、ゲイであることを理由に男性を射殺した¹⁴⁷。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

¹⁴⁶ Queerty, "Yemeni Magazine Dares Exploit a Fine Cinematic Work to Promote Radical Gay Agenda" [<https://www.queerty.com/yemeni-magazine-dares-exploit-a-fine-cinematic-work-to-promote-radical-gay-agenda-20100430>].

¹⁴⁷ Agence France Press, "Man accused of being homosexual shot dead in Yemen" [<https://www.thenationalnews.com/world/mena/man-accused-of-being-homosexual-shot-dead-in-yemen-1.475302?videoid=5770738884001>].

〈ILGA の報告〉

- イスラム教シーア派の過激派勢力であるフーシが支配勢力を拡大した 2013 年以降、イエメンの LGBT が置かれている状況は急激に悪化した。ゲイと疑われた男性が殺害されたり、拘留されたりする事例が複数報告されている。
- イエメンにおいて禁止されておる「ホモセクシュアリティ」とは、性別にかかわらず、肛門性交のことを指し、むち打ち 100 回の刑に処される。むち打ちに代わって 1 年以下の懲役に処することも可能である。また、婚外の性行為は石打ちによる死刑と定められている。ただし、LGBT に対する死刑執行は 10 年以上報告されていない。
- 2004 年、3 名のジャーナリストが同性愛行為について公に議論し、合意に基づく同性愛行為で収監されていた男性にインタビューを行ったことで、懲役刑に処された。
- 2012 年から 2013 年にかけて、少なくとも 300 名のゲイ男性が逮捕された。
- 同性間での性的行為が違法であることや、同意の上での性的行為に対する厳しい処罰の可能性があるため、LGBT の人たちは、自分の性的指向やジェンダーアイデンティティについて公に話す人はほとんどいない。

イラク



 〈違法とされる行為〉 (ILGA 2019a)

- 同性間の性交

規定内容：みだらな行為 (Immodest acts)

刑期上限：6 か月

死刑：なし

その他、罰金：50 ディナール以下の罰金

※2017 年、イスラム過激派組織「イスラム国 (ISIS)」がイラクから撤退したため、ILGA の「同性愛行為に死刑を定めている国」のリストからは削除された。しかし、「同性愛行為」を犯罪化する明文規定は存在しないものの、「売春」や「公然わいせつ (Public indecency)」など、別の規定により訴追されている。

 〈法律名〉

Penal Code of 1969

- Article 401

〈事例・報告〉

- 2018 年 10 月、14 歳の少年 Ahmad Majed Mutairi 君を殺害する様子を撮影した映像が公開された。凶行の理由は Ahmad 君が「女性らしい見た目であり、彼のセクシュアリティが（同性者ではないかと）疑われたためだという。Ahmad 君は SNS 上に髪が長い自身の写真や、フィルターを使って加工した画像を投稿していた。犯人は殺害の様子を撮影しており、映像には犯人が犯行中に、Ahmad 君に名前や家の場所を尋ねたり、恋人 (boyfriend) の名前を尋ねたりする様子が写っている。Ahmad 君は 7 か所以上を刺されて死亡した¹⁴⁸。
- 2017 年 7 月、イラクの俳優、モデルで学生であった Karar Nishi 氏がバクダッドで刺殺された。犯行の理由は推測された彼のセクシュアリティである。情報によれば、民兵集団 (Militia groups：非政府・非公式の武装集団) は LGBT の「殺害リスト」を作成してお

¹⁴⁸ Gulf News Gulf News, "Iraqi teenager brutally killed because of his looks" [<https://gulfnews.com/world/mena/iraqi-teenager-brutally-killed-because-of-his-looks-1.22888281>].

り、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーと推測される男性を殺害している¹⁴⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

報告なし

〈ILGA の報告〉

- 2017 年までイラク北部及びシリア北部は ISIS の占領下に置かれていた。ISIS の支配地域においては、男性、女性ともに性表現や性自認、性的指向によって迫害の対象とされていた。国連特別報告者のレポートによれば、「同性愛（者である）と考えられる」のために、死刑になったケースが男女問わず複数あったことが分かっている。例えば、2016 年 8 月には Mosul において 3 名の女性が死刑になった。また、少なくとも複数回にわたって、ゲイ男性を含む男性らがビルから投げ落とされ、生き延びた場合でも死に至るまで石を投げつける（stoning them to death）公開イベントが行われていた。
- （イスラム法に基づいて判断を下す）シャリーア法判事を含め、イラクにおける非国家主体は、イラクの市民法は同性愛行為に対して言及しておらず、またイラクの法体系はシャリーア法に従わないにも関わらず、男性と女性を同性愛行為に対して処刑を命じることで知られている。2014 年以降、LGBT の人権擁護活動を行っている NGO 「OutRight」が公開している情報によれば、警察や民兵も LGBT の人々を頻繁に誘拐し、脅威し、殺害してきた。
- 2018 年に LGBT のアドボカシー団体「IraQueer」が公開したレポートによれば、ISIS、武装組織、政府などにより、少なくとも年 1 回は LGBT をターゲットにした「殺害キャンペーン」が行われていた。

¹⁴⁹ Human Dignity Trust, "Iraq" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/iraq/>].

イラン



 〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：男性間の肛門性交（Livat (penetration of man's penis into another male person's anus)）

刑期上限：なし（死刑）

死刑：あり

その他、罰金：むち打ち

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：男性間の肛門性交以外の性的行為（Tafkhiz）、女性間の性的行為（Musaheqeh）、その他の同性愛行為（Other Homosexual act）

刑期上限：むち打ち 100 回

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Islamic Penal Code (2013): Book Two: Hudud.

- Chapter Two: Livat, Tafkhiz and Musaheqeh
 - Article 233. Livat. [Livat: Penetration of Male Anus with Penis]
 - Article 234. [Death Penalty 100 Lashes]
 - Article 235. Tafkhiz. [Tafkhiz: Putting Penis Between Male Thighs or Buttocks]
 - Article 236. [100 Lashes (Note: Death Penalty)]
 - Article 237. [Other Homosexual Acts: Male (and Female, Note)]
 - Article 238. [Musaheqeh: Touching Between Female Sex Organs]
 - Article 239. [100 Lashes]
 - Article 240. [Conditions for Musaheqeh Punishment]

〈事例・報告〉

- 2014 年 8 月、2 名の男性が逮捕され、絞首刑が執行された。報道によれば、ふたりは同性間の性行為を行った疑いで死刑になった可能性がある¹⁵⁰。

¹⁵⁰ The Daily Beast, "Iran's New Gay Executions" [<https://www.thedailybeast.com/irans-new-gay-executions>].

- 2016年7月には、19歳の少年 Hassan Afshar 氏が、10代の男子をレイプした疑いで逮捕された。Hassan は合意の上であったとして容疑を一部否認したが、死刑となり、同年8月に絞首刑が執行された¹⁵¹。
- 2019年1月、31歳の男性に対して公開で絞首刑が執行された。男性は同性間の性行為を行った罪で、イランのシャリーア法に基づき死刑を宣告された。一部では、男性は他に2名の15歳の男児の誘拐罪にも問われていたとされるが、イランの不透明な司法制度により、ジャーナリストや人権活動家が具体的な事例を検証すること困難である¹⁵²。
- 2017年4月、30名の男性がイスファハーンで行われた集会で逮捕された。男性らはのちに Dastegerd 刑務所に移送され、同性間の性交渉罪 (sodomy) の疑いで起訴された¹⁵³。この例のように、現地メディアや支援団体のレポートによれば、少なくとも2007年から、国家当局が主導して同性愛者を集団で逮捕したり、同性愛の疑いがある人々を拘留する事例や、政治団体 (private parties) を襲撃するケースが報告されている¹⁵⁴。
- 2006年、当時22歳のイラン女性 Sarah 氏は、家族に自身がレズビアンであることを告げたところ、心理療法士のもとでセクシュアリティを変更 (converting) するためのセラピーを受けるように言われた。彼女のような例は珍しくなく、イランでは医療従事者が LGBT に対し、彼らを「患者」として扱い、同性に対する性的指向やジェンダー非順応性 (non-conformity) は、性同一性障害であり、この「病気」は「矯正療法 (reparative therapy)」もしくは性別適合手術による治療が必要だと伝えている¹⁵⁵。
- 国家は公的に、性別適合を強く促しており、また性別適合手術のためのローンをも提供している。ゲイやレズビアン of イラン人は性転換手術を強制される危険に晒されており、それから逃れるために国外に避難している¹⁵⁶。
- イランでは1979年のイラン革命の数年後、当時の最高指導者ホメイニー氏がトランスジェンダー女性である Maryam Khatoonpour 氏と面会し、彼女の性転換手術を容認する法例 (fatwa) を出した。それ以降、イランではトランスジェンダーは法的、宗教的に容認

¹⁵¹ Amnesty International, "Iran: Hanging of teenagers shows authorities' brazen disregard for international law" [<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2016/08/iran-hanging-of-teenager-shows-brazen-disregard-for-international-law/>].

¹⁵² The Jerusalem Post, "Iran publicly hangs man on homosexuality charges" [<https://www.jpost.com/middle-east/iran-publicly-hangs-man-on-homosexuality-charges-578758>].

¹⁵³ Jerusalem Post, "Shots Fired as Iran Arrests Over 30 Gay Men In Violent Raid" [<https://www.jpost.com/middle-east/shots-fired-as-iran-arrests-over-30-gay-men-in-violent-raid-488419>]; 6Rang.org, "Men Arrested at a Party in Isfahan Charged with "Sodomy"" [<http://6rang.org/english/2276>].

¹⁵⁴ Justice for Iran & Iranian Lesbian and Transgender Network, "Diagnosing Identities, Wounding Bodies: Medical Abuses and Other Human Rights Violations Against Lesbian, Gay and Transgender People in Iran" [<https://justice4iran.org/wp-content/uploads/2014/06/Pathologizing-Identities-Paralyzing-Bodies.pdf>].

¹⁵⁵ *ibid.*

¹⁵⁶ BBC News, "The gay people pushed to change their gender" [<https://www.bbc.com/news/magazine-29832690>].

されており、適切な手続きを経れば性転換手術を受け、性別を変更できる。また、金額は限定的である者の性転換手術を受けるための公的な助成金制度もある。しかし、未だトランスジェンダーに対する社会的な差別や暴力は残っている。精神科医で心理学者の Behnam Ohadi 氏は、トランスジェンダーの人々を診察し、性転換手術のために厚生省に紹介する仕事に従事しているが、いくつかの家族からは、「子どもをトランスジェンダーだと言ったら殺す」と脅されたことがあると証言した¹⁵⁷。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2010 年、イギリス、*HJ (Iran) and HT (Cameroon) v. Secretary of State for the Home Department [2010] UKSC 31*¹⁵⁸

原告の2名はそれぞれイランとカメルーンの出身の同性愛者の男性である。両国とも、成人が同性愛的な行動を行うことは違法であり、イランにおいては死刑と定められている。そのため、難民申請者らは母国に帰国すると彼らの性的アイデンティティを隠す可能性がある。控訴審では、出身国の状況を踏まえ、申請者らが性的アイデンティティを隠すことは「合理的に許容できる (reasonable tolerability)」範囲内だとして難民不認定とした。

しかし、最高裁は、同性愛者を特定の社会的集団の構成員として認定し、同性愛者が自分の性的指向や性自認に逆らって振り舞うことを強要する、もしくは同性愛者が自身のセクシュアリティを表現することを抑圧することは、同性愛者が彼／彼女らしくいるという基本的な権利 (the fundamental right to be who he or she is) を否定するものであると判断した。上記の理由より、控訴審の判決を破棄し、難民認定を行った。(認定)

- 2013 年、アイルランド、*P. v. Refugee Appeals Tribunal & anor [2013] IEHC 448*¹⁵⁹

原告は 2007 年にイランから同性愛者であることを理由に迫害を受けるおそれがあるとしてアイルランドに避難し、庇護申請を行った。原告の男性は、隣人の男性に誘われゲイのポルノ映像を鑑賞した際、性的関係を持つように迫られた。原告は隣人の父親が警察官であることなどから性行為を拒否したが、ゲイのポルノを鑑賞したことを理由に脅迫され、性行為に応じた。性行為の最中に父親に発見され、画像か動画を撮影された上で、暴行を受けたと主張した。難民審査と第一審では、信憑性が低いと判断され、また同性愛者であることも疑いがあるとして不認定であった。高裁では、一審においての信

¹⁵⁷AP News, "Iran's transgender people face discrimination despite fatwa" [\[https://apnews.com/article/a66b2167bb1744e6b12ba8ff1ef97c21\]](https://apnews.com/article/a66b2167bb1744e6b12ba8ff1ef97c21).

¹⁵⁸ United Kingdom: Supreme Court, "HJ (Iran) and HT (Cameroon) v Secretary of State for the Home Department" [\[https://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?docid=4c3456752\]](https://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?docid=4c3456752).

¹⁵⁹ Ireland: High Court, "P. v. Refugee Appeals Tribunal & anor" [\[https://www.refworld.org/cases,IRL_HC,537afb4b4.html\]](https://www.refworld.org/cases,IRL_HC,537afb4b4.html).

憑性判断の問題点が指摘され、難民不認定とした一審判決を棄却し、差し戻して再審査を命じた。(再審査)

〈ILGA の報告〉

- 2019年6月、イランの外務大臣が同性愛者への刑罰について質問に関して、「私たちの社会は道徳の原則があり、私たちはこの原則に沿っている。これらは、一般的な人々の行動に関する道徳的な原則であり、法律が尊敬され遵守されることを原則としている。」と発言をした (ILGA 2019b, pp.12-13)。
- 2019年9月にゲイであることを公表していたアルゼンチンのジャーナリストが旅行のためにイランに訪れた際、逮捕され、性的指向を理由に入国を拒否された (ILGA 2019b, pp.12-13)。

インドネシア



〈違法とされる行為〉※一部地域のみ

アチェ州

- **同性間の性交**

規定内容：男性間の性行為（Liwat (male penetration)）、女性間の性行為（Musahaqah (female same-sex sexual activity)）

刑期上限：8年

死刑：なし

その他、罰金：あり

南スマトラ州

- **同性間の性交**

規定内容：不道德な行為（Immoral behaviour）

刑期上限：不明

死刑：不明

その他、罰金：不明

※その他、Batam City, Banjar, Tasikmalaya, Padang Panjang, Palembang, Pariaram において、LGBT を犯罪化する条例などが施行されている。

〈法律名〉

The Indonesian Penal Code

- [ACEH] Aceh Regulation No. 6/2014 [Provincial Ordinance]
- [SOUTH SUMATRA] Provincial Ordinance No. 13/2002

〈事例・報告〉

- 2016年3月、インドネシアの防衛、外務および情報に関する議会委員会（Parliamentary Commission）は、インドネシア放送委員会（Indonesian Broadcasting Commission）に対して、LGBTに関するコンテンツの放送に関して制限を課すように提言を行った。また、コミュニケーション省と放送委員会に対し、LGBTを「助長し、広める」ウェブサイトを開鎖すること、またそのための規則を作成することなどを提言した。提言を受けた

省は、提言に応じる意向を発表した¹⁶⁰。

- 2016年2月12日、コミュニケーション省は、メッセージアプリ会社に対して、「国の文化や地元の英知（local wisdom）を尊重しない」コンテンツを削除するように要請した。日本のLINE社は要請に従って、インドネシアのトランスジェンダーコミュニティによってデザインされたスタンプを削除した。同月17日には、Tumblr社に対しても、「わいせつなコンテンツ（pornographic content）」を掲載しているとして、過度に広範な禁止（overly broad ban）を命じた。禁止されたコンテンツの中にはわいせつではないLGBTに関する情報も含まれていた¹⁶¹。
- 同年2月23日、同省は放送局に対して、「女性らしい服装」をした男性や「女性らしい態度」で話す男性を映すことを禁止するガイドラインを発表した。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

報告なし

〈ILGA の報告〉

- 2018年1月、議会委員会がインドネシアの刑法の改正案を作成していると報告された。その内容は、婚外交渉（extramarital）、同性間の性交渉、同棲を犯罪化する内容が含まれている。
- 2018年2月の報道によれば、厚生省（Health Ministry）は同性愛を「精神疾患（mental disorder）に分類した医療ガイドを公表する予定である。
- 同年11月、西スマトラ州のPariamanの市議会で、「LGBTと考えられる行為（Acts that are considered LGBT）」を「公共の秩序を乱す（disturb public order）」行為であるとして禁止する規則が可決された。
- 2017年及び2018年において、アチェ州において同性愛行為を行ったとして男性が罰金刑に処される事例が報告されている。2017年には、10名以上の男性が入浴施設（Spa）の強制捜査（raid）で逮捕され、「反ポルノグラフィティ法」によって3年間の懲役刑が下された。同年4月にも、Surabayaのホテルの強制捜査で14名の男性が同法違反の疑いで逮捕された。そのうち数名はHIV所持者であると公にアウトティングされた。
- 2017年12月と翌年1月、アチェ州ではトランスジェンダー女性（Waria）をターゲットとした「反モラルな病理作戦（Operation Anti Moral Illness）」として強制捜査が複数回行

¹⁶⁰ HRW, "Indonesia: Don't Censor LGBT Speech" [<https://www.hrw.org/news/2016/03/10/indonesia-dont-censor-lgbt-speech>].

¹⁶¹ *ibid.*

われた。2018年11月には Lampung と Bekasi でトランスジェンダーをターゲットにした襲撃事件が複数回報告されている。

- 2017年1月、南スマトラ州の警察署は、トランスジェンダー女性（Waria）とノンバイナリー（Bissu）のために毎年開催されてきたスポーツイベントを閉鎖した。
- 2017年5月、西スマトラの大学は LGBT の学生の入学を禁止する公式なポリシーを公表した。
- 2017年9月、12名の女性が彼女たちの「同棲（cohabitation）」と「女性らしくない見た目（unfeminine appearance）」が「イスラムの教えに反する」として、家から退去させられた。
- 2018年1月、Google社が政府の要請を受け、ゲイ向けのデートアプリ（出会い系アプリ）をオンラインストアから削除した。
- 2018年10月、西ジャバ（West Java）で2名の男性が、「Gay Bandung Indonesia」というアカウントを運営していたとして逮捕され、ポルノグラフィックなコンテンツを作成し、広めたとして電子情報法（electronic information law）違反の容疑で起訴された。

ウズベキスタン



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：男性間の性的行為（Besoqolbozlikk (male sexual intercourse)）

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Code (1994).

- Article 120. Besoqolbozlik (homosexual intercourse)[Voluntary Sexual Intercourse of Two Male Individuals]

〈事例・報告〉

- 2015年のNGOの報告¹⁶²によれば、ウズベキスタンでは、男性同士の合意の上での性行為は、3年以下の懲役刑が科されている。同年、著名な実業家がソドミー容疑で逮捕され、起訴された。その他の罪と合わせて有罪判決を受け、懲役15年を言い渡された。ウズベキスタンのLGBT、特に同性愛者は、自分たちの性的指向が露呈することをおそれながら生活していると報告されている。また、嫌がらせや数年間にわたる恣意的拘禁のケースも複数報告されている。
- 2017年、同性愛者の男性2名が逮捕され、性交渉を行ったとして拷問を受けた。警察は、男性のうち1名に対して、繰り返し性交渉をしたことを確認するため肛門検査を行ったとメディアに述べている¹⁶³。

¹⁶² Central Asian Gender and Sexuality Advocacy Network, "Human Rights Violation of Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Rights in Uzbekistan: A Shadow Report" [https://www.ecoi.net/en/file/local/1018087/1930_1437044642_int-ccpr-css-uzb-20794-e.pdf].

¹⁶³ Euroasianet, "Uzbekistan: Gay Couple Arrested for Engaging in Illegal Relations" [<https://eurasianet.org/uzbekistan-gay-couple-arrested-for-engaging-in-illegal-relations>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2008 年、イギリス、*LS (Uzbekistan) v. Secretary of State for the Home Department [2008] EWCA Civ 909*¹⁶⁴

ウズベキスタン国籍の女性は、同性愛者であることを理由に迫害を受けるおそれがあるとして、庇護申請を行った。難民認定手続きを行うイギリス内務省は、ウズベキスタンでは女性同士の性的関係は違法ではないことから、女性は申請者が迫害を受ける可能性を認めなかった。

本判決は、彼女が同性愛者であることの信憑性が欠けていると判断された。一方、ウズベキスタン市民が許可なく出国することは違法であり、同法の違反に問われた者は警察に不当な扱いを受けるおそれがあるという女性の主張に関してはより詳細な検討を行うべきであるとした。この理由から、控訴を認め、この点のみを再検討する必要があると結論づけた。**(再審査 (LGBT 難民としては不認定))**

- 2018 年、ベラルーシのケース¹⁶⁵

トランスジェンダー女性が、ウズベキスタンに帰国すれば、拷問と虐待におそれがあると主張し、難民申請を行ったケース。本人の主張によれば、2014 年～2017 年の間に計 4 回警察に拘束され、拷問を受けた。2017 年に拘置所のなかで警察官にレイプされた事件をきっかけに出国する決断をし、ベラルーシに逃れた。**(報道によれば、結果は不認定)**

〈ILGA の報告〉

- 2016 年、Islam Karimov 大統領は、同性愛は「下品 (vulgar)」であると発言し、同性者は「精神的に問題がある (something wrong mentally)」であるとほのめかした。彼は以前にも、西洋が同性愛を認めていることに反対する発言をしている。

¹⁶⁴ United Kingdom: Court of Appeal (England and Wales), "LS (Uzbekistan) v. Secretary of State for the Home Department" [https://www.refworld.org/cases,GBR_CA_CIV_489180a72.html].

¹⁶⁵ Radio Liberty RFL, "Transgender Woman Says Jail Awaits In Uzbekistan, Seeks Asylum In Belarus" [<https://www.rferl.org/a/uzbekistan-transgender-woman-asylum-belarus/28961587.html>]; Radio Liberty RFL, "Belarus Refuses Asylum For Uzbek Transgender Woman" [<https://www.rferl.org/a/belarus-refuses-asylum-for-transgender-woman-from-uzbekistan/29361605.html>].

オマーン



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：同性とのわいせつな行為（Erotic acts with a person of the same sex）

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (1974) (promulgated by Royal Decree No. 7/ 74).

- Article 33.[Disgracing Crimes]
- Article 223.[Erotic Acts With a Person of the Same Sex/ Homosexual or Lesbian Intercourse]

Law on Publications and Publishing (1984). Chapter 4: On Publication Bans.

- Article 25.[Legal Barrier to Freedom of Expression]
- Article 28.[Legal Barrier to Freedom of Expression]
- Article 35.[Punishment for Unlawful Publications]

Ministerial Resolution No. 10 (2007) on Executive Regulations to the Telecommunications Law.

- Article 42.[Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

- 2013年9月、オマーン政府は、同性愛者に関する記事を発行した英字新聞『The Week』の編集者を提訴した。同紙は湾岸アラブ諸国の同性愛者に関する記事を掲載したとして出版停止処分を受けた¹⁶⁶。
- 2017年、米国・国務省の人権報告書によると、LGBTの人々は法的、組織的、社会的な差別に直面している。社会的、文化的規範がLGBTに対する差別を強くし、性的指向、性自認についての議論を公共の場で行うことはタブーとされている。オマーン当局はLGBT関

¹⁶⁶ Reuters, "Oman's government sues newspaper over story about gays" [<https://jp.reuters.com/article/us-oman-gays-newspaper/omans-government-sues-newspaper-over-story-about-gays-id|NBRE98400L20130905>].

連のインターネットコンテンツのブロックに踏み切った。さらに、トランスジェンダーは政府から「ジェンダー」として認められていない¹⁶⁷。

- 2018年9月、男性が女装をしている動画をソーシャルメディアで公開した男性4名が、逮捕された。オマーンの裁判所は、うち動画の中で女装をしていた2名に懲役4年と7,792ドルの罰金、他の2名に動画に参加しソーシャルメディアに投稿することに同意したことを理由に懲役3年と7,792ドルの罰金を言い渡した¹⁶⁸。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2010年、2つのLGBTのウェブサイトが、コンテンツの内容が不道徳であるとみなされ一時的にブロックされた。
- 2015年には、情報大臣が、同国のゲイの苦しみについて語ったゲイのオマーン人活動家をゲストに招いたとして、オマーンに拠点を置くフランスのラジオ局に対して法的措置をとったとされている。

¹⁶⁷ Human Dignity Trust “Oman” [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/oman/>].

¹⁶⁸ *ibid.*

カタール



 〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：同性（男性）との性交（Intercourse with a person of the same sex）

刑期上限：終身

死刑：可能

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Penal Code (Law No. 11 of 2004)

- Article 285.[Copulating with a Male]
- Article 296.[Instigation to Sodomy or Immoral Actions]

〈事例・報告〉

- 国際サッカー連盟の反差別対策本部は、2022年のワールドカップ開催国であるカタールに対し、反同性愛的な規制を抑えることを求めた¹⁶⁹。しかし、国際的な注目のもとでもなお、LGBTコミュニティをめぐる言説が抑圧されており、同性愛者やトランスジェンダーの権利に関連した New York Times の記事がドーハ版では削除されるなど、取り締まりの対象となっている¹⁷⁰。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

¹⁶⁹ The Guardian, "Fifa urged to pressure Russia and Qatar over anti-gay legislation" [\[https://www.theguardian.com/football/2013/sep/08/fifa-russia-qatar-anti-gay-legislation\]](https://www.theguardian.com/football/2013/sep/08/fifa-russia-qatar-anti-gay-legislation).

¹⁷⁰ ABC News, "EXCLUSIVE: Under World Cup spotlight, Qataris crack down on LGBT news coverage The censorship stokes concerns about press freedoms and human rights in Qatar." [\[https://abcnews.go.com/International/exclusive-world-cup-spotlight-qataris-cracks-lgbt-news/story?id=56668874\]](https://abcnews.go.com/International/exclusive-world-cup-spotlight-qataris-cracks-lgbt-news/story?id=56668874).

〈ILGA の報告〉

- 刑罰の規定に加え、カタールにおけるシャリーア法の解釈では、同性愛行為を行ったイスラム教徒の男性は死刑になる可能性がある。しかし、これまでにこのような理由で処刑された人はいない。ただし、2002年の UNHCR のガイダンスによれば、実際に運用されていなくとも国際人権法によって認められていない法律の規定の存在自体が迫害であるとみなすことができる。
- 2013年、LGBT の外国人が中東地域において働くことを禁止することを目指す Gulf Cooperation Council に、カタール政府が参加した。この会議はクウェートによって提案されたものである。

クウェート



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：合意の上での男性間の性交（Consensual intercourse between men）

刑期上限：7年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：公的な場におけるわいせつな合図や行為（Lewd signal or act in a public place）

刑期上限：1年

その他、罰金：あり

 〈法律名〉

Penal Code (Law No. 16 of 2 June 1960) (as amended in 1976 and 2007).

- Article 193.[Consensual Intercourse Between Men]
- Article 198.[Lewd Signals/ Legal Barrier to Freedom of Expression]

Law On Press and Publications (Law No. 3 of 2006).

- Article 21 (3).[Insulting Public Morals]
- Article 27 (3).[Legal Barrier to Freedom of Expression]

Law Regarding the Regulation of Electronic Media (Law No. 8 of 2016).

- Article 18.[Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

- 2014年、警察は同性愛者の集まるパーティーにて、男女32名を逮捕したと発表した

¹⁷¹。

¹⁷¹ Erasing 76 Crimes, "Kuwait police raid 'gay' party, arrest 32" [<https://76crimes.com/2014/05/11/kuwait-police-raid-gay-party-arrest-32/>].

- 2016年、男性用のマッサージ店が搜索され、同性同士の売春の容疑で41名の男性が逮捕された¹⁷²。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2017年、政府の省庁間倫理委員会（Inter-Ministry Morals Committee）は76名のゲイ男性の送還と、22か所のマッサージ店の閉鎖を命じた。
- 2017年、政府の調査部門は同性間でのキスシーンがあることを理由に、ディズニー映画『美女と野獣』の放映を中止するよう指示した。

¹⁷² Gulf News, "41 arrested in raid on homosexual massage parlour in Kuwait" [<https://gulfnews.com/world/gulf/kuwait/41-arrested-in-raid-on-homosexual-massage-parlour-in-kuwait-1.1714124>].

サウジアラビア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：男性間の性交（Reference to sexual intercourse between men）

刑期上限：なし（死刑）

死刑：あり

その他、罰金：不明

〈法律名〉

Anti Cyber Crime Law (2007).

- Article 6.[Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

- 2014年、サウジアラビア人の男性が、ツイッターで出会った男性との待ち合わせ場所で逮捕された。同性愛行為を実践しようとした罪で起訴され、3年の懲役刑と罰金刑を科せられた¹⁷³。
- 2014年の11月には「非道徳的な行い」に関わったとされ、男性が3年の懲役刑と約26,000ドルの罰金を科された。彼は自身の裸の写真をソーシャルメディアに投稿し、他の男性と無料でセックスをしたいと記していたとされる¹⁷⁴。
- 2015年6月、サウジアラビア当局は複数人を「同性愛の疑い」で逮捕した¹⁷⁵。
- 2017年6月、サウジアラビア当局が「女装し、メイクアップしていた男性」35名を逮捕した。サウジアラビアの当局は「トランスジェンダー」との表現を使用していないが、パキスタンのトランスジェンダーで活動家のFarzana Riaz氏によれば、メディアによれば、35名はトランスジェンダーであり、逮捕された35名のうち2名のパキスタンのト

¹⁷³ The Independent, "Gay Saudi Arabian Man Sentenced to Three Years and 450 Lashes for Meeting Men Via Twitter" [<https://www.independent.co.uk/news/world/middle-east/gay-saudi-arabian-man-sentenced-to-three-years-and-450-lashes-for-meeting-men-via-twitter-9628204.html>].

¹⁷⁴ Gulf News, "Saudi Arabia: Homosexual man jailed for 'immoral acts'" [<https://gulfnews.com/world/gulf/saudi/saudi-arabia-homosexual-man-jailed-for-immoral-acts-1.1410726>].

¹⁷⁵ International Business Times, "'Gay Parties' Raided in Saudi Arabia; Religious Police Arrest Several People on Suspicion of Homosexuality" [<https://www.ibtimes.com/gay-parties-raided-saudi-arabia-religious-police-arrest-several-people-suspicion-1968038>].

ランスジェンダー女性が、暴行を受け、拘留中に死亡した¹⁷⁶。しかし、サウジアラビア当局はパキスタン人1名が獄中で死亡したことは認めたものの、病死であるとし、暴行、殺害を否定している¹⁷⁷。

- 2018年1月、警察は、オンラインで上映・投稿された「gay wedding」の動画に映っていた若い男性を数名逮捕した¹⁷⁸。
- 2018年3月、家族に自身がゲイであることをカミングアウトした当時15歳の男児が家族から殺害すると脅迫され、自殺した¹⁷⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2019年、オーストラリア¹⁸⁰

サウジアラビア出身のゲイカップル2名がオーストラリアで難民申請を行った。Sultan氏はサウジアラビアの国立メディアに務めており、国際報道機関に対し、政権を擁護する発信をしてきた。しかし、政権に否定的な資料をリークしたとして疑われて以降、当局の取り調べや脅迫を受けていた¹⁸¹。当局に尋問を受けた際、隠れて交際していたパートナーのNassar氏との関係を暴露すると脅迫を受け、オーストラリアに避難することを決意した。

彼らは、有効な観光ビザを所持しており入国審査を通過したが、ビザの期限を超えて滞在する意思が発覚したため、空港内で拘束され、収容されていた。その後、庇護申請を行ったものの釈放されず、収容施設内で2回暴行を受けるなどの被害にあった。その後、複数の報道機関が彼らの釈放を訴えオーストラリア政府に勧告を行い、オーストラリアの上院においても、庇護申請後も2名を拘留し続けることでリスクが増大していることを認識するよう政府に求める動議が可決された。この動議は、緑の党のジャネット・ライス上院議員が提出したもので、政府に対し、2名の男性の難民審査プロセスを

¹⁷⁶ Newsweek, "35 Transgender Pakistani Women Arrested, 2 Beaten to Death at Saudi Arabia Party" [<https://www.newsweek.com/saudi-arabia-pakistan-transgender-lgbt-transgender-rights-hate-crimes-564544>].

¹⁷⁷ The Independent, "Saudi Arabia Denies Claims Two Pakistani Transgender Activists Tortured to Death in Police Custody" [<https://www.independent.co.uk/news/world/middle-east/saudi-arabia-transgender-activists-pakistan-torture-death-police-custody-denial-a7615336.html>].

¹⁷⁸ BBC News, "Saudi Arabia police arrest men over 'gay wedding' video" [<https://www.bbc.com/news/world-middle-east-42627742>].

¹⁷⁹ Gay Star News, "Saudi Arabia teen, 15, kills himself after coming out to family" [<https://www.gaystarnews.com/article/saudi-arabia-teen-15-kills-coming-family/>].

¹⁸⁰ The Japan Times, "Gay Saudi couple seeking refuge in Australia released from detention" [<https://www.japantimes.co.jp/news/2019/12/17/asia-pacific/gay-saudi-arabia-refugee-australia-detention/#.XldwIzP7SgR>].

¹⁸¹ The Guardian, "Two gay Saudi journalists 'treated like criminals' in Australia after seeking asylum" [<https://www.theguardian.com/australia-news/2019/nov/16/two-gay-saudi-journalists-treated-like-criminals-in-australia-after-seeking-asylum>].

迅速化し、その間の安全を確保するよう求めている¹⁸²。同年 12 月 17 日 2 名は解放され、庇護手続きの間、在留が認められる bridging visa が発行された。(審査中)

〈ILGA の報告〉

- 2019 年 4 月、サウジアラビアでは多数の死刑が執行されたが、その中には自白を強要され、「同性愛行為」の罪で有罪判決を受けた男性 5 名が含まれていたと報道されている (ILGA 2019b, p. 12)。
- 2019 年、ソーシャルメディアに丈の短いズボンを履いた写真を投稿した同性愛者の男性、公衆の面前でキスをした男性 2 名など複数のゲイ男性 (ゲイだと嫌疑をかけられた男性) が逮捕されている。また、政府が作成したビデオにおいて、同性愛を「過激主義」の一形態だと批判している (ILGA 2019b, p. 12)。

¹⁸² The Guardian, "Senate calls on government to expedite asylum claim of two gay Saudi journalists in 'arbitrary' detention" [<https://www.theguardian.com/australia-news/2019/dec/04/senate-calls-on-government-to-expedite-asylum-claim-of-two-gay-saudi-journalists-in-arbitrary-detention>].

シリア



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Intercourse against the order of nature）

刑期上限：3年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：公然わいせつ罪（Crimes against public indecency）

刑期上限：3年

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Penal Code (1949).

- Article 520.[Unnatural Sexual Intercourse]
- Article 517.[Indecency]

〈事例・報告〉

- 2010年夏、数週間の間に、複数の同性愛者の集会が取り締まりの対象となり25名が逮捕された。25名の中には違法薬物の売買や所持などの嫌疑がかけられた者もいるが、「同性愛行為」や「同性愛を広める活動」を理由に逮捕された者もいる。家族が保釈金の支払いを拒否している¹⁸³。
- シリア当局による迫害だけでなく、イスラム過激派によるLGBTへの迫害の例も見られる。2015年には国連安全保障理事会で、イスラム国（ISIS）が関与したLGBTの人々に対する暴力について議論がなされた。シリア難民で、ゲイであるスビ・ナハス氏は同理事会で演説し、イスラム過激派組織に包囲された地域でのLGBTの人々が直面している困難について言及した。ナハス氏によれば、2011年以降、シリアではLGBTに対する取り締まり、逮捕等が強化された。2012年には、大学に行く途中に警察に止められ、ゲイである

¹⁸³ Christopher Brocklebank, "Syrian authorities crack down on gay men", <https://www.pinknews.co.uk/2010/06/23/syrian-authorities-crack-down-on-gay-men/>.

ことを兵士に嘲笑され、数時間に渡って拘留された。アルカイダ系の Jabhat al-Nusra が街を支配下に置き、「ソドミーに関わった全ての人を駆逐する」と宣言したため、身の危険を感じて国外に避難した¹⁸⁴。

- 2015 年、オーストラリアのメディアは、内戦においてシリア政府、ISIS、アルカイダ系組織 Al-Nusra 等がシリアの LGBT の人々に対し、誘拐や拷問、殺人を行っていると言えた。拷問の方法は極めて残虐であり、被害者に最大限の苦痛や苦悩を与えることを目的としている¹⁸⁵。
- 2014 年、アレッポ出身で携帯技術者兼タクシー運転手の男性は、反体制派組織（シリアイスラム解放戦線）に体制側であると疑われて、23 日間に渡って勾留され、身体的及び言葉による暴力を受けた。彼の父親は当初、金を払って彼を保釈させ、レバノンへの逃亡を支援した。しかし、家族は彼が同性愛者であることを知った途端に態度を一変させた。父親や彼の兄弟は彼を殺すと脅迫した。これを受け、彼は UNHCR に保護を求めた。内戦の起きているシリアでは、同性愛者の人々はシリア軍や過激派組織からの迫害を受けると同時に、家族からも拒絶され迫害を受けるという二重の脅威に直面している¹⁸⁶。
- 同性愛者の男性は、家族の恥と見做され、「名誉殺人」の対象とされてきた。また、1949 年の刑法第 520 条に定められる「反自然的な性交渉（carnal knowledge against the order of nature）」の罪で 3 年の懲役刑に処された者もいた。シリア内戦により同性愛者への監視、おとり捜査、公の場での暴露が激化し、LGBT への迫害が強まっている。
- シリア出身の LGBT が、避難先でも様々な苦難を受けているケースが報告されている。例えば、シリア難民の避難先の 1 つであるレバノンでは、治安部隊によって肛門検査を強要されたとの報告がある¹⁸⁷。2014 年のアムネスティ報告によれば、レバノンにいるシリア難民の大半は UNHCR の庇護下にあるが、多くのゲイ男性は、偏見や差別に晒されることをおそれて自らの性的指向を隠している。そのため、UNHCR の庇護下にあっても、LGBT 難民に対する適切な支援を受けることが難しくなっている¹⁸⁸。
- シリアからトルコに避難している 15 名の LGBT 難民は、イギリスへの再定住を許可されたにもかかわらず、長期に渡ってトルコで危険な生活を強いられているとして、イギリ

¹⁸⁴ Newsweek, "Gay refugee addresses UN Security Council in historic meeting on LGBT rights" [<https://www.newsweek.com/gay-refugees-addresses-un-security-council-historic-meeting-lgbt-rights-365824>].

¹⁸⁵ The Sydney Morning Herald, "It can't get any worse than being gay in Syria today" [<https://www.smh.com.au/lifestyle/it-cant-get-any-worse-than-being-gay-in-syria-today-20151001-gjze4o.html>].

¹⁸⁶ HRW, "The Double Threat for Gay Men in Syria" [<https://www.hrw.org/news/2014/04/28/double-threat-gay-men-syria>].

¹⁸⁷ *ibid.* 2012 年、レバノン法務省や医師団はこの慣行を廃止するよう求めている。

¹⁸⁸ Amnesty International, "Gay Syrian refugees struggle to survive in Lebanon" [<https://www.amnesty.org/en/latest/campaigns/2014/02/gay-syrian-refugees-struggle-to-survive-in-lebanon/>].

ス内務省を提訴した。通常であれば、再定住許可の決定から3～5か月で、受け入れ国に移動できるが、提訴した彼らを含め多くの難民が2年近くイギリスへの入国を待っている。トルコはLGBTを犯罪化していないものの、ホモフォビア、トランスフォビアが根強く、2016年にはシリア難民でゲイのSankara氏や、トランスジェンダーのKader氏が数週間の間に続けて殺害される事件などが起きている。また、LGBTのシリア難民は、こうしたリスクだけでなく、家族にセクシュアリティが知られることで迫害を受けることを懸念している。訴訟した15名の難民は、同性愛者やトランスジェンダー女性が特に危険にさらされていると述べて、再定住の迅速化を求めている¹⁸⁹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2009年、スコットランド¹⁹⁰

「シリアに強制送還されたら殺される」と主張していたゲイのクルド系シリア人 Jojo Jakob 氏は、スコットランドに滞在するための訴訟を提訴し、3年間にわたる裁判を経て滞在を許可された。2005年、当時10代後半だった Jojo Jakob 氏は、シリアで反政府のリーフレットを配ったことで逮捕され、電気ショック、鞭打ち、水責めなどの拷問を受けた。刑務所では、アラブ地域で抑圧されている少数派のクルド人である彼が同性愛者であることで、さらなる残忍な拷問を受けた。暴行の末、彼は昏睡状態に陥り、病院に移送された。その後、レバノンに逃亡。法的な書類を持たずにスコットランドに渡り、2008年イギリス当局に収監された。Kurdish Yekiti Party や Western Kurdistan Association のサポートを受け、2011年の裁判で彼は永住権を得た。シリア当局は同性愛者に残忍な仕打ちを行っていることを否定している。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2015年の新聞報道によれば、ゲイだと疑われた人々が政府や ISIS、Al-Nusra などによって、誘拐、拷問、殺害されている。

¹⁸⁹ The Guardian, "15 refugees say UK Home Office has 'abandoned' them to danger in Turkey" [<https://www.theguardian.com/world/2019/apr/15/15-syria-lgbt-refugees-say-uk-home-office-has-abandoned-them-to-danger-in-turkey>].

¹⁹⁰ Ekurd Daily, "Syrian Kurdish refugee Jojo Jakob wins battle to stay in Scotland" [<https://ekurd.net/mismas/articles/misc2011/1/kurdsworld521.htm>].

シンガポール



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of gross indecency）（男性）

刑期上限：2年

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (2008).

- Section 337A. Outrages on Decency.[Gross Indecency (committing, abetting or attempting)]
- Section 294.[Obscene Acts]

Internet Code of Practice (1997).

- Section 4 (2) (e)[Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

- 2010年、Tan Eng Hong氏は男性とオーラルセックスを公衆トイレで行った嫌疑で、同性愛行為を禁じた刑法377Aに基づき起訴された。のちに有罪となったが、違憲訴訟を提訴し、法廷闘争を行った。下級裁判所では不受理とされたが、控訴審はその結果を覆し、377Aの違憲性の審議を認めた¹⁹¹。判決では、「377Aは同性と性行為の経験がある男性を特にターゲットにした法であり、私たちは、377Aはほぼ間違いなく条項12(1)に違反すると考える」と述べた（条項12は、すべての人間に対して、法の下に公平な保護を受けることを保証している¹⁹²）。2010年の報告によれば、377Aに基づく起訴は稀であり、同年に同法の適用が確認できる唯一の事例はTan Eng Hong氏とChin Chee Shyong氏が起訴された事例のみである¹⁹³。

¹⁹¹ AFP News, "Singapore court okays challenge against anti-gay law" [\[https://sg.news.yahoo.com/singapore-court-okays-challenge-against-anti-gay-law.html\]](https://sg.news.yahoo.com/singapore-court-okays-challenge-against-anti-gay-law.html).

¹⁹² Rights in Exile Programme, "SINGAPORE LGBTI RESOURCES" [\[http://www.refugeelegalaidinformation.org/singapore-LGBT-resources\]](http://www.refugeelegalaidinformation.org/singapore-LGBT-resources).

¹⁹³ Supreme Court Singapore, "Tan Eng Hong v Attorney-General" [\[https://www.supremecourt.gov.sg/news/case-summaries/tan-eng-hong-v-attorney-general\]](https://www.supremecourt.gov.sg/news/case-summaries/tan-eng-hong-v-attorney-general).

- 2012年、Lee Hsien Loong 首相は、377A の廃止に関する議会での討議において、当局は同法を積極的に適用しないと述べた。しかし、この声明にもかかわらず、控訴院は、同法の適用がなくなることを受け入れることを拒否し、「警察が、同性間の性行為を摘発する目的での捜査を行わなくなる可能性を示すかもしれないが、同性愛行為を発見したり、または同性愛行為に対する抗議を受ければ、377A を根拠に逮捕、起訴されうる」とした¹⁹⁴。
- 2014年10月29日、シンガポール最高裁判所は、同意の上の同性間性交渉禁止を定めた刑法377Aの違憲性を争う訴えを棄却し、憲法違反に当たらないと判断した。HRWは、この判決を「ゲイの男性は法的に差別を受けてもよいというメッセージを残した」と非難している¹⁹⁵。
- 2016年5月6日、数千人のLGBTが集まるイベントPinkDotの開催をめぐり、シンガポールの内務省はイベントのスポンサーに対してPinkDotへの支援を止めるよう要求した。内務省によると、「外国企業（foreign entities）はシンガポールの国内問題に干渉するべきではない。特に政治的問題や政治的な含みを持つような物議を醸す社会問題やLGBT問題もそのうちの一例である」と述べた¹⁹⁶。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2018年、インドの最高裁判決でソドミーを禁止した法律が無効とされたことがきっかけで、シンガポールでも男性間の性行為を禁止した刑法377条Aの規定の廃止を求める運動が起こり、約4万5千件の署名が集められた。しかし、政府は同法の廃止について否定的な見解を示している。例えば、Lee Loong 首相は「社会はこの問題（同性愛）についてそこまでリベラルではない。（同性愛に対する）社会の態度は変化してきたが、今国民投票をしたとしても刑法377条Aは残る（廃止されない）だろう」と述べた。
- 2017年、ホームレス状態のトランスジェンダーのためのシェルターを提供する団体が、非営利団体としての登録を拒否された。理由は明らかにされていない。別の団体によれ

¹⁹⁴ Human Dignity Trust, "Singapore" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/singapore/>].

¹⁹⁵ HRW, "Singapore: Court Ruling a Major Setback for Gay Rights" [<https://www.hrw.org/news/2014/10/29/singapore-court-ruling-major-setback-gay-rights>].

¹⁹⁶ HRW, "Singapore: Firms Told Not to Support LGBT Event" [<https://www.hrw.org/news/2016/06/22/singapore-firms-told-not-support-lgbt-event>].

ば、シンガポールにおいては特にトランスジェンダー女性が雇用、医療などの面で差別や警察からの暴力にあっている。

- 2019年1月、1万4千名以上のHIV患者の情報が厚生省（Ministry of Health）から流出した。LGBTの活動家は、カミングアウトせずに暮らしてきたLGBTを非常に脆弱な立場に追いやると指摘している。

スリランカ



 〈違法とされる行為〉

- 同性間の性交

規定内容：自然の摂理に反する性交（Intercourse against the order of nature）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：著しいわいせつな行為（Act of gross indecency）

刑期上限：2年

その他、罰金：あり

 〈法律名〉

Penal Code (1885) (as amended by the Penal Code (Amendment) Act, No. 22 of 1995).

- Article 365. Unnatural Offences.[Against the Order of Nature]
- Article 365A. Acts of Gross Indecency Between Persons.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2014年、イギリス、*LH & IP vs Secretary of State for the Home department (UK)*, (gay men risk) Sri Lanka CG[2015] UKUT 00073 (IAC)¹⁹⁷

原告はスリランカ出身のゲイカップルであり、イギリスで公的なパートナーシップを結んでいる。両者はイギリスで出会い、同性愛行為が犯罪化されているスリランカに帰国すれば、警察や病院などで差別的な扱いを受けるおそれや、同性婚が認められていないスリランカでパートナーとして生活していけないことなどを理由に難民申請を行った。

¹⁹⁷ Upper Tribunal (Immigration and Asylum Chamber) "LH and IP (gay men: risk) Sri Lanka CG [2015] UKUT 00073 (IAC)" [\[https://www.refworld.org/pdfid/54eb2b074.pdf\]](https://www.refworld.org/pdfid/54eb2b074.pdf).

判決では、スリランカにおける LGBT の状況について、農村部に居住する未婚のレズビアン、またはバイセクシュアル女性、都市部に居住するトランスジェンダーやセックスワーカーなどが危険にさらされていることを認めたものの、Colombo などの都市部においては LGBT が生活している地域もあると判断し、迫害のおそれを認めなかった。また、家族生活の権利などを認めた欧州人権規約第 8 条との関係についても、ふたりが同性のパートナーシップが認められているイギリスでも、ごく親しい関係性の友人以外にはふたりの関係を明らかにせず暮らしていることなどから、スリランカの都市部であれば、現在と同じように同居して生活していくことは可能であると判断し、在留を認める特別な事情はないとした。(不認定)

- 2007 年、ニュージーランド、*Refugee Appeal No. 75094*¹⁹⁸

申請者は Colondo 出身のゲイ男性であり、スリランカに帰国した場合、迫害や逮捕、差別やハラスメント、家族からの拒絶を受けるおそれがあること、また、ニュージーランドで生活しているオランダ人のパートナーとの生活を継続できなくなることを理由に難民申請を行った。申請者によると、彼は「女性らしい」振る舞いを理由に子どもの頃からいじめを受けていた。就職した銀行でも差別的な扱いを受け、周囲にゲイの知り合いもいなかったため相談もできず、うつ病を発症した。その後、スリランカのゲイコミュニティを紹介されて、同性と性的関係を持つようになった。ゲイの男性の出会いの場として知られる地域 (Crusing area) を周辺では、複数回に渡って警察に職務質問を受けた経験がある。裁判所は、スリランカで同性愛行為が犯罪化されていることは差別的な取り扱いであると認めたものの、実際には同法によって起訴された事例がないことから、難民条約における迫害には該当しないと判断した。(不認定)

〈ILGA の報告〉

- 法律に基づく取り締まりは活発ではないが、2016 年の報告によると LGBT を犯罪化する法律は、LGBT に対する暴力や恐喝の被害にあることを助長している。また警察は LGBT に対してその他の罪状などで取り締まっているとの報告もある。特に、トランスジェンダー女性や男性と性交渉をもつ男性 (MSM) がそのターゲットになっている。
- 2017 年、スリランカ政府は「人権行動計画 2017-2021 年 (National Human Rights Action Plan 2017-2021)」を発表した。LGBT の人権活動家は、その中に性的指向や性自認に基づく差別から人々を保護する計画が含まれていないと批判している。

¹⁹⁸ New Zealand: Refugee Status Appeals Authority, "Refugee Appeal No. 75094" [https://www.refworld.org/cases/NZL_RSAA,4703519d2.html].

トルクメニスタン



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：同性愛行為（Homosexual acts）

刑期上限：2年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Code (1997) (effective 1 January 1998).

- Section 135: Homosexual Acts.[Homosexual Acts (sexual intercourse between men)]

〈事例・報告〉

- トルクメニスタンのメディア（Alternative News of Turkmenistan）は Ashgabat の警察によって撮影されたとされる、警察がトランスジェンダーの人を尋問している様子を公開した。売春への関与の疑いに関する虐待的かつ屈辱的な尋問に耐える女性の服を着たトランスジェンダーの人の様子を映している¹⁹⁹。
- 2019年、医師である Kasymberdy Garayev 氏が、海外メディアにゲイであることを告白した後に失踪する事件が起こった。Garayev 氏は、10月21日に海外メディアのインタビューに匿名で応じ、警察によって激しく殴打され、電気ショックを与えられた経験や、ホモセクシュアリティを隠すために家族に結婚するように迫られたと証言した。当初は匿名を希望していたが、公開前に自分が失踪した場合は、本名を公開するよう求めた。10月24日、Garayev 氏からメディアに対し、警察署に出頭を命じられたと連絡があり、その後、連絡が取れなくなった。失踪を受け、イタリアの国会議員がイタリア政府に対して、同国を訪問予定だったトルクメニスタンの代表団に対して、イタリア政府として Garayev 氏の失踪について説明を求めるように要求。また、LGBT 団体が Garayev 氏の保護に向けて活動を始めた。その後、11月6日に突如 Garayev 氏から取材したメディアにビデオ通話で連絡があり、彼はそれまでの発言をすべて撤回した。また、彼の父親を名

¹⁹⁹ Human Dignity Trust, "Turkmenistan" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/turkmenistan/>].

乗る人物からもコンタクトがあり、息子が同性愛者であることを否定した。Garayav 氏の勤めていた病院に問い合わせたところ「すでに働いていない」と回答があり、一家は既に家に住んでおらず、行先は不明である²⁰⁰。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- トルクメニスタンでは、法執行機関、医療機関、司法当局を含め、同性愛は広く「精神障害 (Mental disorder)」と考えられている。男性同士の同性間の性的行為、または知覚された「同性愛」行動に対する処罰には、性的指向を「治す」ために精神科施設への収容も含まれる。
- 2015 年、ドキュメンタリー映画 『トルクメニスタン：禁止された同性愛 (Turkmenistan: Forbidden Homosexuality)』がノルウェーのオスロで公開された。映画では、同性愛行為の容疑で起訴され、懲役刑を宣告された男性が収容から釈放されるまでに経験した脅迫、侮辱 (insults)、拷問、性的暴力を含め、トルクメニスタンの法執行制度について語っている。
- 2016 年の HRW の調査によれば、法執行官 (Law enforcement official) や医療関係者は同性愛行為の証拠を確保する目的で、同性愛行為の疑いで収容された人に対して肛門検査を強制している。

²⁰⁰ Radio Free Europe/ Radio Liberty, "Gay Turkmen Doctor Who Vanished Returns Home, Recants" [<https://www.rferl.org/a/gay-turkmen-doctor-who-vanished-after-coming-out-suddenly-back-home/30256870.html>].

パキスタン



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：自然の摂理に反する性交（Intercourse against the order of nature）

刑期上限：10 年

死刑：可能

その他、罰金：あり

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：公的な場におけるわいせつな行為（Obscene act in public）

刑期上限：3 か月

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (Act XLV of 1860).

- Section 377. Unnatural offences. [Carnal Intercourse Against the Order of Nature]
- Section 294. Obscene Acts and Songs. [Obscene Acts]

Prevention of Electronic Crimes Act (2016).

- Section 34(1). Unlawful Online Content. [Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2010 年、オーストラリア、*SZMDS v Minister for Immigration and Citizenship High Court of Australia 2010 [2010] HCA 16*²⁰¹
パキスタン出身の男性が、性的指向と同性愛行為を理由に迫害を受けるおそれがあるとして、庇護を求めた。男性はパキスタンで結婚し 4 名の子どもをもうけ、その後、UAE

²⁰¹ Australia: High Court, "Minister for Immigration and Citizenship v. SZMDS"
[http://www.refworld.org/type.CASELAW,AUS_HC,,4c2319d82,0.html].

で働いている際に男性と性的関係を持つようになり、同棲していた。その後、自身のパートナー男性が過去に性的関係にあった第三者（パートナーの上司）が、違法薬物を使用し、複数の男性とコンドームを使用せずに性行為を行っていたことが発覚した。その件をパートナーと当該男性に確認しにいったところ、脅迫を受けたためパキスタンに一時的に帰国した後、オーストラリアに避難した。オーストラリアの難民再審査審判所（RRT）は、パキスタンで同性愛者が迫害を受けるおそれのみとめたものの、庇護申請者は同性愛者でないと判断し不認定としていた。高等裁判所は、男性の性的指向に関する主張を認め、難民認定を行った。（認定）

- 2009年、イギリスのケース²⁰²

パキスタン出身のトランスジェンダー男性は、難民申請が不認定となり、送還を命じられていた。裁判所において、判事は、申請者の主張を支持する強固な証拠（strong evidence）はあるにもかかわらず、内務省が依然として決定を変更しない理由を理解することは「本当に困難（real difficulty）」である述べた。また、Yarl's Wood 収容施設に収容されていたことで、申請者が精神的苦痛を受けたと述べている。当初は長時間にわたる審議が予定されていたが、判事は審議時間を短縮し、難民不認定を訴える内務省の控訴を却下した。（認定）

- 2013年、オーストリア、*Austria - Asylum Court, 29 January 2013, E1 432053-1/2013 E1 432053-1/2013*²⁰³

女性は、トランスジェンダーであることを理由に11歳の時に家族から勘当され、生活費を稼ぐために望まない売春をして生活していた。虐待、侮辱を受けていたほか、警察が繰り返し家を家に訪れ、現金を持っていかれた。その状況は、少数民族パシュトゥーン（Pashtuns）人である彼女が、禁止されているにもかかわらず他のトランスジェンダー女性と結婚した後にさらに悪化した。また、トランスジェンダー女性の友人がタリバンに殺害されたことを受け、命の危険から逃れるためパキスタンを出国した。裁判では、望まない売春以外に生活費を稼ぐ方法がない状況は、トランスジェンダー女性に対する差別が難民条約の迫害に相当するとして難民認定された。（認定）

²⁰² Madikazemi, "Transgender asylum seeker fears persecution in Pakistan" [<http://madikazemi.blogspot.co.uk/2009/08/transgender-asylum-seeker-fears.html>].

²⁰³ EDAL, "Austria - Asylum Court, 29 January 2013, E1 432053-1/2013" [<https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/austria-asylum-court-29-january-2013-e1-432053-12013#content>].

〈ILGA の報告〉

- 2013年9月、ゲイ、トランスジェンダーコミュニティの交流や経験を共有するためのウェブサイトが、その内容がイスラム教およびパキスタン社会の規範に反するものだとされパキスタン通信局により停止された。
- 2014年1月、あるテレビ番組が、パキスタンのゲイコミュニティはキリスト教徒により企てられた「陰謀の一部」であると非難した。
- 2014年4月、連続殺人事件の犯人がゲイ男性3名をその性的指向を理由に殺害したと認められたことに対して、パキスタンのメディアは、犯人を「正義の典型」と表現した。
- 「わいせつ行為」に関する法 (obscene acts) 294 条は、ゲイ男性やトランスジェンダーのセックスワーカーをターゲットにしたものであるとたびたび報告されている。実際に、2016年、トランスジェンダー女性に対する暴力が複数報告された。2016年5月には、トランスジェンダーの活動家が、8発の銃撃を受け、病院で適切な治療がなされなかったのち、死亡した。
- 2017年8月、道に立っていた何名ものトランスジェンダーが車から集団に銃撃され、1名が銃殺された。2018年1月には、トランスジェンダーコミュニティのメンバー2名が別の事件で攻撃された。
- 2016年6月、聖職者らがトランスジェンダー同士の結婚はイスラム教において許されると宣言し、11月には、トランスジェンダーの活動家グループがトランスジェンダーの人のためのモスクを建設するための資金調達を開始した。
- 2017年1月、Lahore 高等裁判所は政府に対し、同年3月の国勢調査にトランスジェンダーコミュニティも含めるよう指示し、国勢調査ではトランスジェンダー人口は1万人であるとする結果が示された。しかし、同年8月、活動家は、この調査結果は不正確かつミスリーディングであり、実際には100万人以上存在していると主張している。
- 2018年4月、トランスジェンダーのための教育と職業訓練の学校が開設された。2018年5月には、トランスジェンダーの人々に自動車運転免許およびパスポートを所持するための登録と、国の登録 (National Record) 上のジェンダーの変更を認める法案が通過した。同法ではトランスジェンダーの人への差別とハラスメントも禁止されている。
- 2018年9月、Lahore 高等裁判所は Punjab 州の公立病院に対して、トランスジェンダーの患者のプライバシーと、差別、偏見からの保護のため、他の患者と分けられた施設を提供しなければならないと判示した。

パレスチナ（ガザ地区）



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Carnal knowledge against the order of nature）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

The British Mandate Criminal Code (Ordinance No. 74 of 1936).

- Section 152(2). [Carnal Knowledge Against the Order of Nature]

〈事例・報告〉

- 2003年の報道によれば、パレスチナでは男性間の性行為などが犯罪化されており、ゲイ男性はしばしば迫害から逃れるために、国家間の緊張関係にもかかわらず、自身の生命を危険に晒してイスラエルへと国境を越えている²⁰⁴。
- 2014年のイギリス内務省が発表した報告においても、パレスチナから同性愛行為が合法的なイスラエルに避難するゲイ男性に関する記載があり、「パレスチナにおいては、イスラエルへの逃亡は国家に対する裏切り行為であると考えており、パレスチナ自治区に留まるゲイの男性にも（裏切り者ではないかという）疑いの目が向けられている」と報告している²⁰⁵。
- 2013年に報道機関が行ったインタビューによれば、パレスチナに居住するゲイ男性らは、セクシュアリティをカミングアウトした場合、自身の家族を危険に晒し、さらに追放されるおそれがあると認識している²⁰⁶。

²⁰⁴ BBC, "Palestine gays flee to Israel" [http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/3211772.stm].

²⁰⁵ United Kingdom: Home Office, "Country of Origin Information Report - Occupied Palestinian Territory, p.111" [<https://www.refworld.org/docid/53859cda4.html>].

²⁰⁶ Vice News, "Gay Palestinians Are Being Blackmailed Into Working As Informants" [https://www.vice.com/en_uk/article/av8b5j/gay-palestinians-are-being-blackmailed-into-working-as-informants].

- 2015年、パレスチナ人の抗議集団が、ヨルダン川西岸の分離壁に描かれた「虹色の旗」の絵を白く塗りつぶした。集団は、その作品をゲイの権利を象徴し支援するものであると捉え、白塗りした。しかし、作者は、パレスチナ人がイスラエルの占領下に住んでいることを思い出させるものとして描いたと話している。「作品が消されたことはパレスチナ社会に寛容さや自由さが欠けていることを示している」と話した²⁰⁷。
- 2016年、イスラム主義を掲げるパレスチナの政党ハマース（ Hamas ）はその指導者の一人である Mahmoud Ishtiwī 氏を、同性愛者のことを指す「道徳的に下劣」だとして逮捕し、1年間の拘留後に処刑した²⁰⁸。
- 2017年には、パレスチナ人の小説家 Abbad Yahya 氏は、ヨルダン川西岸地区のパレスチナ当局により最新作のコピーを全て没収され、逮捕状を発布されたため、滞在先のカタールから帰国できなくなった²⁰⁹。Yahya 氏の著書は狂信主義、宗教的過激主義、同性愛など、パレスチナでタブーとされる問題を扱い、「性的用語」を含んでいるとして告発された。
- 2019年12月、トランスジェンダーの女性、ゲイの男性とその友人が残忍な暴行を受けた。加害男性らは金品を強奪し、車を完全に破壊した。その場に居合わせた警察官は、襲撃に対して何もせず、ただ立っていたと伝えられている²¹⁰。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2013年、ノルウェーのケース²¹¹
 パレスチナのゲイ男性 Abdu 氏がノルウェーにて難民認定を受けた。Abdu 氏はセクシュアリティを隠して生活していたが、治安部隊にイスラエルのスパイではないかと疑われ、拘留され、拷問を受けた。彼は「パレスチナの治安部隊は、イスラエルのスパイであるということを私に認めさせるために拷問をした。私は、たとえ私を殺そうとも、私は同性愛以外のことは認めないと彼らに言った」と述べている。結果的に、15時間の拷

²⁰⁷ Haaretz, "Rainbow Flag on West Bank Barrier Touches Nerve for Palestinians" [<https://www.haaretz.com/rainbow-flag-on-west-bank-barrier-touches-nerve-for-palestinians-1.5374765>].

²⁰⁸ New York Times, "Accused of Theft and Gay Sex, Is Killed by His Own" [<https://www.nytimes.com/2016/03/02/world/middleeast/hamas-commander-mahmoud-ishtiw-i-killed-palestine.html>].

²⁰⁹ Gulf News, "Arrest warrant for Palestinian novelist leaves him stranded in Qatar" [<https://gulfnews.com/world/mena/arrest-warrant-for-palestinian-novelist-leaves-him-stranded-in-qatar-1.1976538>].

²¹⁰ Pink News, "Gay man and trans woman brutally attacked and robbed in Palestine in distressing viral video" [<https://www.pinknews.co.uk/2019/12/04/palestine-israel-trans-gay-assaulted-refugee-west-bank/>].

²¹¹ Your Middle East, "Homosexuals in Palestine- the invisibles" [<https://yourmiddleeast.com/2013/05/04/homosexuals-in-palestine-ae-the-invisibles/>].

問の末に解放されたが、彼が逮捕されたことはすでに広まっていた。彼はその後パレスチナから避難し、ノルウェーで政治的庇護を受けることを認められた。（認定）

〈ILGA の報告〉

該当なし

バングラデシュ



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する性交（Intercourse against the order of nature）

刑期上限：終身

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (Act XLV of 1860).

- Section 377. Unnatural Offences.[Carnal Intercourse Against the Order of Nature]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2017 年、フランス、*Council of State, 21 April 2017, n° 399780*²¹²

申請者はバングラデシュ国籍のゲイの男である。裁判では、バングラデシュにおいて当局が同性愛行為に寛容であったとしても、ただちに難民該当性を否定することはできないと判断し、同性愛者は「特定の社会的集団」に該当しないと判断した一審の判決を誤りとして、差し戻し、再審査を求めた。（再審査）

- 2010 年、オーストラリア、*RRT Case No. 1003995 [2010] RRTA 580*²¹³

ゲイであることと、政治的活動を理由に迫害のおそれがあると主張していた男性がオーストラリアで難民認定を受けた。申請者は大学を卒業後、同業者の男性 A 氏と肉体関係を伴う交際をしていたが、宗教上の理由により周囲には隠しており、家族からの期待もあり、2003 年に女性と結婚した。結婚後も A 氏との関係は継続しており、2009 年に A

²¹² EDAL, "France – Council of State, 21 April 2017, n° 399780" [\[https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/france-%E2%80%93-council-state-21-april-2017-n%C2%B0-399780#content\]](https://www.asylumlawdatabase.eu/en/case-law/france-%E2%80%93-council-state-21-april-2017-n%C2%B0-399780#content).

²¹³ Australia: Refugee Review Tribunal, "RRT Case No. 1003995" [\[https://www.refworld.org/cases,AUS_RRT,4c879a0c2.html\]](https://www.refworld.org/cases,AUS_RRT,4c879a0c2.html).

氏と自宅でポルノ映画を鑑賞しながら性的な行為をしている際に妻が部屋に入ってきたため、A氏との関係が露呈した。A氏との関係は村中に広まり、申請者は「イスラム教に基づいて死刑にされると言われた」と主張した。当初は国内で避難していたが、政治的な対立を理由に性的指向を公表される危険もあり、国外に避難した。帰国した場合は出身の村に戻ることはできず、仮の同性愛者であることが露呈した場合は、殺害される危険があると訴えていた。

オーストラリアに避難し難民申請を行ったが、一審では、バングラデシュにおいては同性間の性行為は刑法で禁止されているもの実際には運用された事例がほとんど報告されていないことや、申請者のセクシュアリティに関する信憑性が低いことを理由に不認定とされた。しかし、高裁は、複数の機関の調査報告などを根拠に、法的には罰せられないもののイスラム法に基づいて暴行を受けたり殺害されたりするケースが報告されており、迫害の対象となっていると認定した。また、申請者の証言に加え、申請者の兄や妻に対して電話での聞き取りを実施し、申請者の提出した証拠写真の一部に疑義があるとしながらも、総合的な判断として、申請者が帰国した際に迫害を受ける十分なおそれがあるとし、難民認定をした。(認定)

〈ILGA の報告〉

- ILGA によると、SOGI 活動家に対する不寛容や暴力が過去数年間で急激に増加しており、組織化と可視化に関する取り組みが抑制され、多くの LGBT 当事者が国外へと逃亡する必要性を感じていると報告している。
- 2015年2月、バングラデシュ初の、性自認に関する科学的な本の著者である Avijit Roy 氏が、宗教的原理主義者によりダッカの路上で殺害された。2017年の報告によれば、この殺人と増加する暴力の脅迫によって、LGBT の人権活動家のネットワークが崩され、人々はほかの人と連携することに対しより恐怖を感じるようになっている。
- 2016年4月25日、バングラデシュ初の LGBT に特化した情報誌『Roopbaan』の編者である Xulhaz Mannan 氏とその仲間で活動家 Mahbub Tonoy 氏がダッカのアパートで残酷な方法で殺害された。2019年初頭の段階で捜査は継続中と報じられているが、犯人は見つかっていない。Sheikh Hasina 首相はこの事件に対し、「不快な意見」を表明していた人々に起こった予期せぬ事件について政府は責任を取らないと述べた。
- 2017年5月、首都ダッカでのゲイの集会に警察の特殊部隊が派遣され、「同性愛者の疑い」のある28名の男性が逮捕された。その後、全員が釈放または保釈されている。

ブータン



 〈違法とされる行為〉

- 同性間の性交

規定内容：ソドミー (Sodomy)

刑期上限：1年

死刑：なし

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Penal Code (2004)

- Chapter 14: Sexual Offences.
 - Section 213. Unnatural sex. [Unnatural Sex/Sexual Conduct Against the Order of Nature]
 - Section 214. Grading of unnatural sex. [Grading]
- Chapter 2: Classes of Crime.
 - Section 3. [Penalty]

〈事例・報告〉

- ブータンでは、国会において同性愛を非犯罪化する法案が議論されている（2020年1月現在）。非犯罪化の法案通過に向けた活動を行ってきたジャーナリストの Namgay Zam 氏によると、ブータンの人々は一般的に LGBT の人々に寛容ではあるものの、多くのセクシュアルマイノリティは差別や社会的排斥の感じているという。実際に 2016 年の調査によると、42%以上のトランスジェンダー女性、23%のゲイまたはバイセクシュアルの男性が、1回以上自殺を試みたという結果が出ている²¹⁴。

※セクシュアリティは本人の認識に基づく。

- Gamo 氏（22歳：レズビアン） 男性的な見た目とアイデンティティを持つ彼女は、同性愛者である原因で重度のうつ病を患った。学校では男性的な見た目を理由にいじめに遭い、それから逃れるためにあえて女性らしい恰好をすることを強

²¹⁴ SSRN, "Being LGBT: Their Status and Rights in Bhutan"
[\[https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3490388#\]](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3490388#).

いられた。それにより、さらにうつは悪化した。彼女は自分を「女性の体に閉じ込められてしまった男性」と自認している

- Letro 氏（年齢不明（若い男性）：ゲイ） ゲイであることはブータン社会でアブノーマルであると認識されるため、セクシュアリティを隠して生活している。Letro 氏によれば、既婚者も含め、年代を問わずセクシュアリティを隠して暮らすゲイ男性は（比較的 LGBT に寛容だとされる都市部の）首都でも多い。そのため、自分のセクシュアリティを隠さずに暮らしていける国に移住したいと考えている。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 男性同士の同性愛を禁止する法律が 2004 年に制定されたが、実際に逮捕や起訴された例は報告されていない。
- 2018 年の選挙の際、ブータン・クエンニャム党は公約の中で「性的及び性的マイノリティの権利の保障し、その尊厳を高めること」を掲げた。
- LGBT に対する迫害や暴力は南アジアの他の国々に比べると少ないが、活動家は差別や偏見が公的な場の大部分で残っていると強調している。ゲイの活動家 Pema Doji 氏は、2015 年のインタビューで、「ブータンは小国で誰もが互いを知っているため、LGBT コミュニティはスティグマや差別から逃れるために非常に隠されている」と述べた。
- ブータン国民のほとんどが仏教徒であり、宗教的リーダーのほとんどは LGBT コミュニティへの支援を表明している。例えば 2015 年 2 月、著名な仏教僧で映画監督の Dzongsar Khyentse Rinpoche 氏は、「社会の寛容さが足りない」と訴え、LGBT コミュニティへの尊敬を強く促した。
- 2008 年、教育省により、トランスジェンダーの生徒が学校で女子の制服を着ることが許可された。かつては男子の制服着用が義務付けられていた。
- 2016 年、ブータンでは LGBT 活動家らが国際反ホモフォビア・トランスフォビア・バイフォビアの日を祝うイベントが開催された。2018 年には同イベントに政府、市民社会、メディアの代表者も参加した。
- 2013 年、Gasa Dzongkhag 首相と Sangay Khandu 国土委員会長官（Secretary of Bhutan's National Land Commission）は、「問題は法律があるとき、人々がそれを遵守しないことが許されることがいいかどうかだ。時が進むにつれ社会が進化し思想が深まり、ホモセ

クシュアリティは再考される必要がある」と述べ、LGBTの人々に対して寛容な社会的な態度の変化に合わせて、法制度を見直す必要を示唆した。

ブルネイ



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：男性間の肛門性交（Livat (sexual intercourse between men)）

刑期上限：不明

死刑：可能

その他、罰金：むち打ち

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：その他の同性愛行為（Musahequl y cualquier otro acto homosexual）

刑期限度：10年

その他、罰金：むち打ち

 〈法律名〉

Penal Code 1951

- Section 377 Unnatural Offences

Syariah Penal Code Order 2013

- Section 92 Musahaqah y cualquier otro acto homosexual

〈事例・報告〉

- 元公務員の同性愛者のシャヒラン・S・シャフラニ・ムハンマド氏は、カナダで庇護申請を行った。ムハンマド氏は、「ブルネイの同性愛コミュニティは開かれたものではないが、同性愛者向けのデートアプリがリリースされた際は、（同性愛者同士が）密かに会えるようになった。しかし、今ではシャリーア法に基づく新法（石打ちにより死刑になる可能性がある）が施行され、誰もこのアプリを使わなくなってしまった」と語る。UNHCRは記者会見で「国際法にて、石打ちによる死刑は拷問などの残虐な処罰に当たるとして禁止されている」と指摘している²¹⁵。

²¹⁵ BBC「ブルネイ、不倫や同性愛に厳格な刑法を施行 石打ちで死刑も」
[\[https://www.bbc.com/japanese/47810281\]](https://www.bbc.com/japanese/47810281)。

- トランスジェンダー女性である Zoella Zayce 氏は、カナダで庇護申請中である²¹⁶。2014年に、「女装」していた男性2名が逮捕され、罰金を受けたことを報道で目にし、国外に避難することを決めた。11～12歳ごろからトランスジェンダーであることを自覚していたが、家族や友人からは「同性愛者ではないか」と疑われており、彼女はエクソシズムを行う聖職者のもとに無理やり連れていかれるなどしていた。
- 同じくトランスジェンダーの女性の Zain 氏は、2018年の終わりにブルネイを逃れカナダへ庇護申請している。またゲイの Shahiran S. 氏は Facebook でブルネイ政府に関して批判する内容の投稿をのせた後、カナダ・バンクーバーに亡命している²¹⁷。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- LGBT に対して社会は否定的であり、LGBT の人は「療法」を受けさせられている。
- ほとんどの LGBT 当事者はソーシャルメディアでは匿名を使い、LGBT であることを隠している。
- 2015年、ブルネイ人市民の男性がシャリーア法に基づき、公共の場での異性装を理由に罰金刑となった。女性のポーズをし、女性向けのアイテムを鞆に持ち運んでいたという。検察官は、この事件が裁かれなければ、ホモセクシュアル、薬物乱用など社会秩序の混乱が広まると警告していた。
- 2019年4月、ブルネイはシャリーア法に基づく法律の制定を正式に発表した。これにより、同意の上であっても同性間の性行為を行った者には石打ちによる死刑が科される。

²¹⁶ Reuters, "Transgender teenager from Brunei seeks asylum in Canada" [<https://www.reuters.com/article/us-brunei-lgbt-laws/transgender-teenager-from-brunei-seeks-asylum-in-canada-idUSKCN1RS23H>].

²¹⁷ CNN, "LGBT community flees Brunei following 'inhumane' new stoning laws" [<https://edition.cnn.com/2019/04/02/asia/brunei-lgbt-inhumane-stoning-laws-intl/index.html>].

マレーシア



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：自然の摂理に反する性交（Intercourse against the order of nature）

刑期上限：20年

死刑：なし

その他、罰金：むち打ち

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of gross indecency）

刑期上限：2年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (Consolidated Version 1998).

- Section 377A. Carnal Intercourse Against the Order of Nature.[Carnal Intercourse Against the Order of Nature]
- Section 377B. Punishment for Committing Carnal Intercourse Against the Order of Nature.[Punishment for Carnal Intercourse Against the Order of Nature]
- Section 377D. Outrages on Decency.[Gross Indecency]

Film Censorship Act (2002).

- Section 5.[Legal Barrier to Freedom of Expression]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2016年、オーストラリア、AATA Case No. 1601328 [2016] AATA 4385 (6 September 2016)²¹⁸

²¹⁸ Refworld, "AATA Case No. 1601328" [https://www.refworld.org/cases/AUS_AAT,592d780b4.html].

申請者は男性として生まれたが、幼少期より性自認は女性であった。しかし、家族からの理解が十分に得られず、近所の人々に対する恐れもあり女性らしい恰好はしていなかった。家を離れて、ペナンで働き始めてからは、女性として振舞うようになったが、その際は職場では受け入れられた。しかし、クアラルンプールで働き始めるとトランスジェンダーであることを理由にからかわれたり、ハラスメントを経験するようになる。特に、上司はセクシュアルハラスメントを繰り返した。申請者にはメディアと関わりのある友人に助けを求めると、上司が友人と彼女の家を訪れ、ニュースを公表しないように脅迫し、暴行を加えた。この件について、申請者は母親と共に警察に行き、被害を訴えたがレポートを作成した警察官2名は彼女をみてあざ笑った (laughed at him)。そのため、「警察からの保護を得られない」と考え、オーストラリアに避難した。一審では、証言の一部に申請時の書類と齟齬があることや、2005年以降、トランスジェンダー女性として継続して就労できていたこと、母親と兄弟はトランスジェンダーであることを受け入れていたこと等を理由に、差別やハラスメントを受けていた可能性は認めつつも、迫害の要件は満たさないと判断し、不認定処分とした。

しかし、本判決においては、追加の聞き取りが行われ、Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT) の出身国情報などをもとに、マレーシアのLGBTが置かれている状況を整理し、迫害として認定した。DFATによれば、マレーシア政府は公にLGBTを批判しており、特にムスリムが上記の活動と関わることを禁じている。LGBT向けの「リハビリ」プログラムや行動「矯正」キャンプなども運営されている。トランスジェンダーが逮捕される事例もあり、収容施設内では肉体的、性的暴力の被害にあることもある。これらの情報と申請者の証言から、トランスジェンダーであり、ムスリムである申請者は帰国した際に迫害にあう十分なおそれがあると判断した。(認定)

〈ILGA の報告〉

- 2019年、マレーシアで5名の男性が「自然の摂理に逆らった性交をしようとしていた」疑いで逮捕され、その内の4名はむち打ち刑に処された。11月には2名のベトナム人男性がペナンのホテルで「不道德な行動」をしたとして警察に逮捕をされ、ペナンの裁判所で罰金刑を課せられた。
- 複数の州ではシャリーア法が適用され、同性愛行為が3年以下の懲役とむち打ちに処される。Pulau Pinang州ではソドミーとレズビアン関係に対して重い罰金、3年の懲役と6回のむち打ちに処せられる。
- 2015年2月、野党党首で元首相代理のAnwar Ibrahim氏がソドミーを理由に5年間服役した。

- 2017年2月、政府のイスラム発展局（JAKIM）が、ムスリムがどのように LGBT の人々の性的指向を変えることを助けられるのかを説明するビデオをリリース。同ビデオは、異性愛ではないという指向はアラールの試験（test）であり、人々はイスラムが要求している試験に適切に向き合う必要があると述べている。
- 2017年6月、厚生大臣が転換セラピーの実行を批判された。同年12月には、Terengganu 州がそれはトランスジェンダーの女性にセラピーを実行しようとしたものだと主張した。
- 2017年9月移民省は、クアラルンプール中心部のクラブでの9月30日のゲイパーティーへの参加、計画を禁止すると公表した。公共の秩序を維持し、ゲイパーティーが平和と安全への脅威であることを宣言するためのものと説明された。
- 2017年にはトランスジェンダーの女性が少なくとも3名殺害された。
- 2018年2月、香港出身のゲイを公表している歌手が、クイア活動を理由に演奏許可を取り消された。
- 2018年2月、ゲイを見分けるためのチェックリストを新聞が出版した。
- 2018年8月、Terengganu 州のシャリーア高等裁判所は、同性愛行為に関与したことを理由に2名の女性にむち打ちと罰金刑を科した。
- 2018年9月、Mahathir Mohamad 首相は、同性婚の権利といった LGBT の文化は国家として容認できず、それらは西洋の価値だとして斥けた。同首相はウォールストリートジャーナルの取材で、「我々はムスリムの国家なのでソドミーを違法の対象から外さないし、ソドミーを認めることはしない。宗教に反するからだ」と述べた。
- 2018年10月、政府が“Hijrah Diri-Homoseksualiti”というアプリをリリース。これはユーザーにホモセクシュアルの問題を乗り越えるための現実的な方策をユーザーに提供するためのものと推測されている。
- 2018年12月、内務大臣代理が、映画で LGBT など不適切な要素を促進と思われる映画のシーンを禁止すると発表した。

ミャンマー



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：自然の摂理に反する性交（Intercourse against the order of nature）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：あり

〈法律名〉

Penal Code (Act No. 45/ 1860, Revised Edition).

- Section 377. [Carnal Intercourse Against the Order of Nature]

〈事例・報告〉

- 2015年8月、マンダレーで開かれた地域議会のセッション中に、この地域の国境安全保障大臣であるミントキュ博士は、ゲイの人々を逮捕するよう警察に呼びかけた。彼によれば、「ゲイの男性の存在は容認できないため、同性愛者を警察署に拘留し、彼らを教育し、そして彼らを両親に引き渡すために常に行動を起こしている」。また、当局が「不適切な行動」をしたとして9名の同性愛者を「チェック」し、逮捕したことを示した。2015年のHRWによれば、マンダレー当局は、以前よりLGBTの人々の基本的権利を無視してきた。例えば、2013年7月にマンダレーの私服警察官が10名のゲイの男性とトランスジェンダーの女性のグループを恣意的に逮捕し、拘留中に虐待した。マンダレー管区の町の警察署長で構成される調査委員会は、ケースを調査中であると発表した。2015年現在までその後の調査に関する情報は報告されていない²¹⁹。
- 2013年7月、マンダレーで12名のトランスジェンダーとゲイの人々が、警察による嫌がらせを受けた後に、1945年の警察法35条(c)の下に告発された。報道によると、警察はその12名の拘留者を拘留中に身体的に虐待し、またHIV陽性と診断宣告された女性への抗レトロウイルス療法を与えることを拒否した²²⁰。

²¹⁹ Human rights watch, "Burma: Protect, Not Target, Gay People" [<https://www.hrw.org/news/2015/09/02/burma-protect-not-target-gay-people>].

²²⁰ U.S department of State, "2013 Country Reports on Human Rights Practices" [<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2013/eap/220182.html>].

- 2013年、ダンサーでトランスセクシュアルの Yi Lay Po 氏は他の9名のダンサーと共に警察に拘禁され、身体的な虐待を受けたと述べている。Po氏によると、調査中に全員服を脱ぐように命じられ、胸を触られた上で、踊るように命令された。また逮捕される際にも暴力を受けた。この件についてミャンマーのLGBT団体は、ミャンマーの人権委員会（National Human Rights Commission）などに報告する意向を示している。他方、地域の警察署長は、服やアクセサリーは捜査において取る必要があり、「通常の手続き」であったと述べており、違法性を否定した。²²¹。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 国内の人権活動家によると、LGBTの人々、特にトランスジェンダーの人々は、警察法第35(c)条の下で取り締まりの標的にされている。闇法（Darkness Law）として知られるこの法律は、警察に顔を覆ったり、変装している人を拘留することを認めている。
- 2016年、トランスジェンダー女性が警察法第35(c)条に基づいて拘留された後、男性刑務所に収容されている間に警察から虐待を受け、レイプされるという事件が発生した。政治的に制限的な状況のため、市民は警察の虐待、あるいはこのような法律の合憲性に対して異議を唱える手段をほとんど持っていない。
- 2018年、2019年にヤンゴンでプライドイベントが開催された。ここ数年、国内のLGBT団体「Colour Rainbow」などはLGBTに関するイベントを開催することができている。

²²¹ Myanmar Times, "Gay rights group to file complaint over abuse"
[\[http://www.mmtimes.com/index.php/national-news/mandalay-upper-myanmar/7558-gay-rights-group-to-file-complaint-over-abuse.html\]](http://www.mmtimes.com/index.php/national-news/mandalay-upper-myanmar/7558-gay-rights-group-to-file-complaint-over-abuse.html).

モルディブ



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：同性間の性交（Intercourse with a person of the same sex）

刑期上限：8年

死刑：なし

その他、罰金：なし

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：わいせつ行為（Indecent acts）

刑期上限：8年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (Law No. 6/ 2014)

- Section 411. Unlawful sexual intercourse. [Unlawful Intercourse/ Sexual Intercourse With a Person of the Same Sex]
- Section 412. Unlawful sexual contact. (b) Offense Defined. [Indecent Acts]
- Section 410. Offences against the family. [Criminalisation of Same-Sex Marriage]

※モルディブでは2014年に同性間の性行為を禁じた法律が制定され、法制度上は死刑も可能になった。2014年以前は、イスラム教徒のみに適用されるシャリーアであったが、新法は国内法であり、イスラム教徒かにかかわらず全ての国民が対象になる²²²。

〈事例・報告〉

- 2015年9月にDhaandhoに居住する56歳と27歳の男性が同性間の行為（homosexual activities）の疑いで警察に逮捕された²²³。
- 2013年、モルディブで初めてゲイであることを公言して活動していたブロガーのHilath Rasheed氏が自宅前で刃物（box-cutter slice）で襲われた。病院に運ばれ緊急手術の結

²²² Rainbow Warriors, "LGBT rights in the Maldives - 2015"

[https://rainbowwarriors.blogspot.com/2015/08/lgbt-rights-in-maldives-2015_14.html].

²²³ Human Dignity Trust, "Maldives" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/maldives/>].

果、一命を取り留めたが、医師によれば生存できたのは「奇跡に近い」とのこと。
 Rasheed 氏は現在、スリランカに避難し、イスラム原理主義が台頭するモルディブに帰国することは大きな危険を伴うため不可能であると述べている。Rasheed 氏は、ゲイであることを公言し、また信仰の自由を訴えていたため、イスラム原理主義者の標的にされた可能性がある²²⁴。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2015 年 7 月に新刑法が施行されるまで、モルディブの民法の下では合意の上での同性間の性交は規制されていなかった。しかし、2015 年の新刑法により既存のシャリーア法がこの民法にも適用されるようになり、男女共に同性間の性行為を犯罪化している。また、シャリーア法の適用範囲を定めた 2014 年法律第 6 号により、イスラム法がイスラム教徒だけでなく、全ての国民に含まれるようになった。2015 年の新刑法が施行されてから 2 ヶ月足らずで、同性愛者の逮捕者が報告されている。
- 2012 年、ゲイであることを公表しているブロガー（元新聞記者）の Ismail Hilath Rasheed 氏は首を切り付けられたが、命を取り留めた。取材に対し、同氏は襲撃の際に犯人は 3 名の政治家（Senior politician）と宗教家の名前を口にし、彼らが「宗教の自由と同性愛者の権利を守ろうとする人を殺すこと」で「天国に行ける」と約束していたと述べたという。
- 2014 年、ニュージーランドでモルディブ出身のゲイ男性が、帰国した場合は迫害を受けおそれがあるとして難民認定を受けた。それに対し、大統領府のスポークスマンは「彼ら（ニュージーランド）が言う脅威は我々の法律であり、宗教だ。これは変わることはない」と述べた。
- 2015 年 8 月、「同性愛行為」の容疑で 2 名の男性が Dhaandhoo 島の自宅で逮捕された。地元の LGBT 団体 Rainbow Warriors によれば、警察が私的な場での合意に基づく同性愛行為によって逮捕した初の事例だという。

²²⁴ Independent, "Trouble in paradise: The darker side of the Maldives"
[\[http://www.independent.co.uk/news/world/asia/trouble-in-paradise-the-darker-side-of-the-maldives-8567893.html\]](http://www.independent.co.uk/news/world/asia/trouble-in-paradise-the-darker-side-of-the-maldives-8567893.html).

レバノン



〈違法とされる行為〉

● 同性間の性交

規定内容：自然に反する性交（Intercourse against nature）

刑期上限：1年

死刑：なし

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code (1943).

- Article 534.[Sexual Intercourse Against Nature]
- Article 532.[Public Morals]
- Article 209.[Legal Barrier to Freedom of Expression]
- Article 532.[Public Morals]
- Article 534.[Sexual Intercourse Against Nature]

〈事例・報告〉

- 2014年、レバノン警察の Moral Protection Bureau は、公衆浴場を捜索し、「同性愛者の疑いがある者」として、計28名の客や従業員を逮捕した。彼らは、売春や公衆道徳への違反に加えて、同性間の性行為を「自然に反する肉体関係」として犯罪化している刑法第534条に基づいて起訴された²²⁵。
- 2016年12月、レバノンに住むシリア難民の男性は、自身がゲイであると疑われ、レバノンの軍情報部（Military Intelligence）や他の安全保障機関によって拘留や拷問を受けたと告発した²²⁶。
- 2018年9月、レバノン警察は LGBT の権利のために活動している団体が主催した集会を強制的に終了させようとした。結果的に、警察は集会の3日目を中断させ、全ての参加者に関して詳細な情報を入手したと報道されている²²⁷。

²²⁵ The Legal Agenda, "Torture at Every Stage: The Unofficial Narrative of the Hammam al-Agha Raid" [<https://www.legal-agenda.com/en/article.php?id=3043>].

²²⁶ HRW, "Lebanon: Syrian Refugee's Account of Torture" [<https://www.hrw.org/news/2016/12/21/lebanon-syrian-refugees-account-torture>].

²²⁷ Pink News, "Police in Lebanon 'try to shut down LGBT'" [<https://www.pinknews.co.uk/2018/10/04/police-lebanon-lgbt-conference-beirut/>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

- 2008 年、オーストラリア、RRT Case No. 071818233 [2008] RRTA 62²²⁸

申請者は配偶者としてオーストラリアに 10 年以上に渡って滞在していたが、婚姻関係の破綻後、同性愛者であることを理由にレバノンで迫害を受けるおそれがあるとして難民申請をおこなった。裁判では、異性婚をしていた申請者が同性愛者かどうか争われたが、複数の証言を元に、ゲイであると認定された。レバノンで同性間の性行為などは行っていなかったものの、それは同性愛者であることを否定するものではなく、迫害や暴力、家族からの拒絶されることを避けるためであったとした。レバノンに帰国した場合、迫害から逃れるためには自身のアイデンティティを隠す必要があると認め、難民としての地位を認定した。(認定)

- 2013 年、オーストラリア、RRT Case No. 1304329 [2013] RRTA 816²²⁹

男性は自身が同性愛者であり、レバノンでは自由に生活できないことを理由に難民申請を行った。レバノンで、上訴した人がパートナーだった別のゲイ男性と歩いていると、通りがかった男性らに攻撃され傷つけられた。その事実が広がり、家族にも届くと、家族から男性と付き合うことを禁止され、パートナーは親戚と結婚させられることになった。ゲイである男性を家族や周囲の人間は認めず、殺されるおそれすらあったというレバノンにおいて、同性愛者は特定の社会的集団を構成しており、迫害を受けるおそれがあることは認められた。しかし、難民申請者個人の事例に関して、レバノンに戻った場合に予想される「迫害に対する十分な根拠のある恐怖」が証明されなかったため、難民としての地位は認められなかった。(不認定)

〈ILGA の報告〉

- 刑法 534 条で禁止されている「反自然的な肉体関係の禁止」を立証するために、強制的に肛門検査を行う事例は稀である。しかし、2012 年に行われた「恥のテスト (Test of Shame)」というキャンペーン以降、定期的に警察は同様の検査を続けている。また、逮捕者に対しては、本人の了解なしに HIV 検査と薬物検査を実施している。レバノンの活動家らによると、2012 年から 2016 年の間に刑法 534 条を根拠とする逮捕者が増加しているという。

²²⁸ Australia: Refugee Review Tribunal, "RRT Case No. 071818233 - Refworld" [https://www.refworld.org/cases/AUS_RRT,484552e22.html].

²²⁹ Australia: Refugee Review Tribunal, "RRT Case No. 1304329 - Refworld" [https://www.refworld.org/cases/AUS_RRT,53197f2a4.html].

オセアニア

キリバス



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）

刑期上限：14年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：著しくわいせつな行為（Act of gross indecency）（男性）

刑期上限：5年

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Penal Code [Cap 67] (Revised Edition 1977).

- Section 153. Unnatural Offences.[Buggery]
- Section 154. Attempts to Commit Unnatural Offences and Indecent Assaults.[Attempted Buggery]
- Section 155. Indecent Practices Between Males.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 同性間の性行為を禁止する刑法の規定が存在するが、2015年に施行された雇用・労使関係法（Employment and Industrial Act）によって、性的指向に基づく差別は禁止されてい

る。国連開発計画の調査においても、同性間の性交渉をもった男性たちのほとんどは家族から受け入れられているという。

クック諸島



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：ソドミー (Sodomy) (男性)

刑期上限：14 年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外**

規定内容：男性間のわいせつ行為 (Indecency between males)

刑期上限：5 年

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Criminal Act (1969).

- Section 155. Sodomy. [Sodomy]
- Section 154. Indecency between males. [Indecent Act]

〈事例・報告〉

- クック諸島においては、2017 年以降、50 年以上前に制定された刑法により規定されている男性の同性愛行為を禁止する法律を廃止する議論が進められてきた。同法は、実際が実際に適用された事例は報告されていないものの、法律に基づけば、男性間の性行為に対しては 7 年以下の懲役に課せられる。しかし、2019 年の報道によれば、クック諸島の Tingika Elikana 議員は「同性愛の禁止を廃止する法案が作成されたが、国民からは『もし法を廃止すれば、同性愛をオープンにすることを後押しすることになる』との不安の声が上がっている」と話し、廃止を取り下げの可能性を示唆した。人権団体からは、クック諸島もブルネイのように、同性愛者の権利を再び後退させるのではないかと懸念の声が上がっている²³⁰。

²³⁰ Reuters, "U-turn? Cook Islands set to retain gay sex ban" [<https://www.reuters.com/article/us-pacific-cookislands-lgbt-trfn/u-turn-cook-islands-set-to-retain-gay-sex-ban-idUSKBN1XH1TO>].

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2019 年 11 月、同性間での性的行為を非犯罪化する動きがあった。しかし、地元の教会の圧力により廃案となった (ILGA 2019b, p. 11)。

サモア



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性）

刑期上限：5年

死刑：なし

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Crimes Act (2013)

- Section 67. Sodomy.[Sodomy]
- Section 68 (a). Attempts to Commit Sodomy.[Attempted Sodomy]
- Section 71. Keeping Place of Resort for Homosexual Acts.[Facilitation of Indecent Acts]

〈事例・報告〉

- 2019年6月、サモアの検閲官は、エルトン・ジョン氏の伝記映画である『ロケットマン』の上映の上映禁止を発表した。地元メディアによると「この国の文化的・キリスト教的信念とは相容れない」と述べたことが理由とされている。2009年にもサモアは同様の理由でゲイの権利活動家ハーヴェイ・ミルク氏を題材にした映画『Milk』の上映を禁止している²³¹。
- 2013年10月、サモアの首相がサモア人の男性がニュージーランドで同性と結婚したことについて、「不適切である」と述べた。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

²³¹ Human Dignity Trust, "Samoa" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/samoa/>].

〈ILGA の報告〉

- 2013 年、サモアは刑法を改正し、1961 年から犯罪条例 58 条 B で規定されていた「男性間の卑猥な行為 (indecent acts' between males)」を非犯罪化した。また、2013 年の労働・雇用関係法において、労働者と求職者に対する性的指向に基づく差別を（他の差別禁止理由と並んで）禁止した。しかし、2013 年刑法においても、サモア法改正委員会 (Samoa Law Reform Commission) からの提言にもかかわらず、合意に基づく男性間の性行為を禁止した条文は残された。そのため、サモアにおいてゲイまたはバイセクシュアル男性、場合によってはトランスジェンダー、インターセックスの人々が処罰される可能性が残されている。
- 2017 年、Tuilaepa Sailele Malielegao 首相はキリスト教国家であることを理由に、サモアで同性婚が合法化されることはないと繰り返し明言した。

ソロモン諸島



 〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：バガリー（Buggery）

刑期上限：14年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：同性間のわいせつ行為（Indecent practices between persons of the same sex）

刑期上限：5年

その他、罰金：なし

 〈法律名〉

Penal Code (Revised Edition 1996).

- Section 160. Unnatural Offences.[Buggery]
- Section 161. Attempts to Commit Unnatural Offences.[Attempted Buggery]
- Section 162. Indecent Practices Between Persons of the Same Sex.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2011年、法改正委員会（Law Reform Commission）は同性愛行為を禁止した法律の廃止を提言した。しかし、2013年に発表された「第2回性犯罪に関する中間報告」においては、上記提言について明言されていない。

ツバル



〈違法とされる行為〉**● 同性間の性交**

規定内容：反自然な犯罪（Unnatural Offences）

刑期上限：14 年

死刑：なし

その他、罰金：なし

● 同性間の性交以外の性的行為

規定内容：男性間のわいせつ行為（Indecent practices between males）

刑期上限：5 年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Penal Code [Cap 8] (Revised Edition 1978).

- Section 153. Unnatural Offences.[Buggery]
- Section 154. Attempts to Commit Unnatural Offences and Indecent assault.[Attempted Buggery]
- Section 155. Indecent Practices Between Males.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- 2013 年、ツバルは LGBT に対する暴力や差別への反対などを含む「人口と開発に関するアジア太平洋の閣僚宣言（Asian and Pacific Ministerial Declaration on Population and Development）」に賛成票を投じた。

- 2016年、アメリカの国別人権報告書によれば、社会的スティグマや脅迫があり、性的指向に基づく差別や事件を通報することの妨げになっている。
- 2017年の報告においても、同性間の性行為が起訴された事例はないものの、トランスジェンダーと同性と性的関係を持った男性（men who have sex with men）は自尊心が低いという調査結果が出た。

トンガ



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：ソドミー（Sodomy）（男性）

刑期上限：10年

死刑：なし

その他、罰金：むち打ち

〈法律名〉

Criminal Offences Act [Cap 18] 1988 Edition.

- Section 136. Sodomy and Bestiality.[Sodomy]
- Section 139. Attempted Sodomy, Indecent Assault Upon a Male.[Attempted Sodomy]
- Section 140. Evidence.[Evidence]
- Section 142. Whipping for Certain Offences.[Whipping]

〈事例・報告〉

該当なし

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

〈ILGA の報告〉

- LGBT 団体であるトンガ・レイティス協会（Tonga Leiris Association）は、宗教団体による暴力的な表現での批判を受けつつ、現行のソドミー法の廃止運動を行っている。
- 2016年、司法長官代理'Aminiasi Kefu氏は「合意に基づく性行為がソドミー法に基づいて起訴された事例はない」と述べた。
- 2013年、トンガは LGBT に対する暴力や差別への反対などを含む「人口と開発に関するアジア太平洋の閣僚宣言（Asian and Pacific Ministerial Declaration on Population and Development）」に賛成票を投じた。

パプアニューギニア



〈違法とされる行為〉

- **同性間の性交**

規定内容：自然の摂理に反する反自然な犯罪（Unnatural Offences against the order of nature）

刑期上限：14年

死刑：なし

その他、罰金：なし

- **同性間の性交以外の性的行為**

規定内容：男性間のわいせつな行為（Indecent practices between males）

刑期上限：3年

その他、罰金：なし

〈法律名〉

Criminal Code (1974) (as amended in 2002).

- Section 210. Unnatural Offences.[Penetration Against the Order of Nature]
- Section 212. Indecent Practices Between Males.[Gross Indecency]

〈事例・報告〉

- 2014年10月に公開されたドキュメンタリーでは、パプアニューギニアにおけるゲイ男性やトランスジェンダーの「天国」である Hanabada 村を取り上げているが、首都のポート・モレスビーなど他地域では、ゲイ男性はしばしばレイプ、暴行、殺人などの被害にあっていると報告されている²³²。

〈LGBT 難民 認定・不認定事例〉

該当なし

²³² Human Dignity Trust, "Papua New Guinea" [<https://www.humandignitytrust.org/country-profile/papua-new-guinea/>].

〈ILGA の報告〉

- 2012 年、Peter O'Neill 首相は、パプアニューギニアでは同性愛に対しては強い反感があり、同性愛ははまだ受け入れられていないと述べた。
- 2015 年、ゲイ男性が訴追され、男性間でみだらな行為をしたとして罪に問われた。判決によれば、報告されたケースは少ないものの、「同性愛行為やその種の振る舞いはとても社会に広まっている」とされている。被告人には執行猶予付きの懲役刑と「義務的なカウンセリング (mandatory counselling)」、社会奉仕活動 (community work) が言い渡された。
- 2016 年、ゲイを公表していた男性が自宅で親戚により殺害された。
- 2017 年、ILO は政府に LGBT の直面する差別に対処するよう勧告した。